

# 刑事再審の史的素描

大場史朗

## 目次

1. はじめに
2. 第Ⅰ期（一九四五年～一九七四年）
3. 第Ⅱ期（一九七五年～二〇〇〇年）
4. 第Ⅲ期（二〇〇一年～）
5. 若干の検討
6. おわりに

## 1. はじめに

一九七五（昭和五〇）年五月に白鳥決定が出されて、四十年余りが経過した。二〇一〇（平成二十二）年以降、足利事件（二〇一〇年）、布川事件（二〇一一年）、ゴビンダ事件（二〇二二年）、東住吉事件（二〇一六年）に再審無罪判決が下された一方で、名張事件、福井事件はいったん再審開始決定が出たにも関わらず、のちに取り消された。近年の再審をめぐる状況は「一進一退」との評価も見られる。<sup>1)</sup>

多くの論考によって、各事件の再審開始又は棄却の要因及び背景について検討が加えられているが、依然として今後の再審開始を切り開く明確な方向性は示されていない。ややもすれば、白鳥・財田川決定が示したとされる「全面的再評価」の強調、一辺倒になりがちである。

一定の方向性が示されないひとつの要因として、歴史的分析の欠如という点が挙げられるように思われる。そこで、先行研究を振り返ってみると、一定の時期に当時の再審状況を振り返るといふ試みは盛んになされているものの、戦後の再審史を包括的に分析するという試みはなされていないことに気づく。<sup>③</sup>

戦後の再審の歴史が、実質的には白鳥決定からはじまるという立場に立つても、その白鳥決定の意義を歴史的に分析した研究は乏しいように見受けられる。しかし、再審に関する多くの論考が説き明かそうとする再審の「動き」ないし「流れ」は、歴史的な流れの中に個別の事件を置き、その位置を同定しなければ、本来的には解明することができないはずである。再審の事例研究（もっとも再審以外の事件についても同じであろう）においては、当然ながら、個々の事例に関する詳密な研究が必要なのを言うまでもないが、同時にマクロな視点での歴史研究も不可欠といえる。

本稿は、以上のような問題意識から、戦後の刑事再審の歴史を素描していくことにする。

まず、時期区分としては、便宜上、戦後を第Ⅰ期（白鳥決定前）、第Ⅱ期（白鳥決定以後）、第Ⅲ期（司法制度改革審議会意見書提出以降）の三つに分ける。白鳥決定前と以後で区切ることについては特に異論はないと思われるが、第Ⅲ期を審議会意見書提出以降で区切ったのは、ダイナミックな刑事司法改革のうねりが、再審にどのように波及しているのかを分析するためである。ひとつの考え方として、「再審の逆流現象」<sup>④</sup>などと称される島田事件の再審無罪判決後で区切るといふ発想もありえようが、本稿の目的はその「逆流現象」も含めて、刑事再審の動きを動的に素描、再検討することにあるため、時期的にやや長いことは承知しつつも、第Ⅱ期を白鳥決定が出た一九七五年から司法制

度改革審議会意見書が出た前年の二〇〇〇年までとした。その意味で、本稿は試論の域を出ない。

分析手法としては、それぞれの時期ごとに、(1) 実務判例の動き、(2) 立法の動き、(3) 学説の動きなどを素描することとした。とりわけ、実務判例の動きについては、時期ごとの主な再審開始事件(再審開始決定が確定し、再審無罪又は免訴を勝ち取った事件をいう。再審開始決定が取り消されたものは含まない。以下同じ)と再審請求棄却事件をごく端的に見ることにした(ただし、検討の意義が乏しいため白鳥決定より前の再審請求棄却事件は分析していない)。再審事件をすべて取り上げることが不可能であるため——請求人の立場からみれば事件に軽重を付けるのは不当であるという批判を甘受しつつも——事件の選択については、一般に著名事件とされているものに限った(もつとも、一度も再審開始決定が出ていない事件や著名事件であっても検討に資する十分な資料が入手できないものについては原則として除外してある)。すでに述べたように、再審研究には事実認定の細かいところまで踏み込んだ詳細な事例研究が不可欠であるが、そのような研究手法は、いきおい「木を見て森を見ない」ということにもなりやすい。先行研究においては、多くの再審事件についてすでに詳細な事例研究がなされていることもあり、本稿では各事件を巨視的に俯瞰し、流れの中で事件の特徴を描き出そうと試みた。

事件の特徴については、主として原確定有罪判決の証拠構造及び再審開始決定が下された理由(以下、「再審開始の理由」ということがある)に焦点を当てた。証拠構造は当然ながら事件によって千差万別であるが、分析の便宜のため、当該事件の証拠構造を一定程度、抽象化したうえで、各事件の証拠構造に即して、①間接証拠しかない**間接証拠型**、②請求人本人の自白が存在する**自白存在型**(ほかに共犯者自白や間接証拠がある場合も含む。ただし単なる自認の場合は含まない)、③請求人本人の自白はないが共犯者の自白が存在する**共犯者自白型**の三つに類型化した。もつとも、自白存在型の中には、自白以外の間接証拠だけで犯罪事実が優に認められるという実質的には間接証拠型に近い

認定がなされているものもあるが、のちにみるように、判例ないし裁判例では明白性判断にあたって「証拠のかさ上げ」が認められているように見受けられること、自白の存在が裁判官の事実認定に多かれ少なかれ潜在的な影響を与えうることを考慮して、本人自白があるものはすべて自白存在型の中に包摂した。

他方、再審開始決定が下された理由については、いわゆる白鳥決定以降、明白性の判断方法は総合評価によることとされていることから、再審請求審が新旧証拠を総合評価したうえで、どのような理由をもって原確定有罪判決に合理的な疑問が生じると判断したかを、「再審開始の理由」として分析した。たとえば、一定の証明力をもつ科学的証拠（新証拠）が提起した合理的疑問が、新旧証拠の総合評価を経ると、自白の信用性評価の逆転に結び付くことがあるが、この場合、総合評価の突破口となった科学的証拠を「再審開始の理由」とみることもできなくはない。しかし、すでにみたように、判例上、新旧証拠の総合評価を経たうえで新証拠の明白性を判断するとされていることから、この場合においても、科学的証拠の証明力の強弱も考慮しながら、決定文の総合評価の判示を読み解いたうえで「再審開始の理由」を析出した。強い証明力をもつ新証拠が複数ある場合は、当然、「再審開始の理由」も複数ありうる。いうまでもなく、同じような証明力を持つ同種の新証拠でも、原確定有罪判決に合理的な疑問が生じるかどうかは、最終的には当該有罪判決の証拠構造に依る。

また、同じ再審開始決定でも、検察官による不服申立てが認められていることから、下級審と上級審とで、「再審開始の理由」が異なることもありうるし、現に存在する。その場合は上級審の判断を「再審開始の理由」とした。確定した再審開始決定と再審無罪判決で証拠評価が異なる場合もありうるし、現に存在するが、再審開始決定が事実上の「再審無罪」となっている現状に鑑み、再審開始決定の証拠評価を参考にした。

参照した判例ないし裁判例は、最後に一覽として掲げ、クロスリファレンスできるようにした。<sup>5)</sup>

以下では、請求第一審を単に「再審請求審」と表記し、その不服申立ての性質に応じて、「即時抗告審」、「異議審」（請求第二審）、「特別抗告審」（請求第三審）などと表記することとする。請求人の氏名については、請求人の「被害救済の必要性」という意味を込めて、原則として、実名とした。

- (1) たとえば、豊崎七絵「再審理論の現代的意義」季刊刑事弁護九十一号（二〇一七年）五十六頁以下など参照。
- (2) 戦後の再審に関する代表的な文献として、日弁連編『再審』（一九七七年）、同『統・再審』（一九八六年）、鴨良弼編『刑事再審の研究』（一九八〇年）などがある。以下、それぞれ『再審』（一九七七年）、『統・再審』（一九八六年）、『刑事再審の研究』（一九八〇年）と略記する。また、最近の再審に関する包括的な研究として、九州再審弁護団連絡会出版委員会編『緊急提言！刑事再審法改正と国会の責任』（二〇一七年）がある。以下、『再審法改正』（二〇一七年）と略記する。
- (3) 刑事再審史に関する論考として、小田中聰樹・大出良知「再審法制の沿革と問題状況」『刑事再審の研究』（一九八〇年）六十五頁以下、『統・再審』（一九八六年）三〇八頁以下、諸隈美波「刑事再審の歴史と現在」『再審法改正』（二〇一七年）二頁以下などがある。
- (4) たとえば、高田昭正「なぜ、いま再審なのか」季刊刑事弁護八号（一九九六年）六十二頁以下、秋山賢三「『逆流現状』と再審弁護活動」自正四十九巻四号（一九九八年）七十六頁以下など参照。
- (5) 刑事再審制度研究会編『著名再審事件未公判裁判例集第一集』（一九七八年）なども参照。

## 2. 第Ⅰ期（一九四五年～一九七四年）

## (1) 実務・判例の動き

## (A) 主な再審開始事件

周知のように、この期の再審実務は「開かずの門」であった。福岡事件、菊池事件、湯河原放火事件、三里塚事件<sup>(6)</sup>、大逆事件<sup>(7)</sup>、竜門事件<sup>(8)</sup>、白鳥事件、徳本事件、そして、のちに再審無罪を獲得する米谷事件、弘前事件、財田川事件などは、いずれも再審の「開かずの門」に阻まれた。

また、この期に再審開始決定がなされた事案は、そのほとんどが四三五条六号によるものであった。たとえば、一九五二（昭和二十七）年から一九七二（昭和四十七）年までになされた再審開始決定のうち、六号の再審事由があるとされた二百四十例については、①原判決後に真犯人が出現し、その者に対する有罪判決が確定した事例が十五例、②真犯人の依頼により身代わり犯人がした虚偽の自白に基づく事例が一三八例（そのほとんどが道路交通事犯である）、③真犯人が氏名を詐称したため、その者に対する有罪判決が確定した事例が二十一例、④外国人であることを前提とする外国人登録令（法）又は出入国管理令違反について、のちに外国人でないことが判明した事例が十二例、⑤有罪の確定判決を受けた者が刑事未成年であることが判明した事例が二例、⑥有罪判決後に最高裁判決の存在によって免訴事由にあたりとされた事例が二例、⑦検察官が誤って同姓異人を起訴して有罪が確定した事例が四例、⑧被害者がいわゆる「当り屋」であることを看過して有罪が確定した事例が十一例（いずれも業過事件）、⑨有罪判決の確定後にアライバイの存在が明らかになった事例が二例、⑩その他が三十三例となっている。<sup>(9)</sup>

判例は新規性の要件を緩和したが、交通事犯などの身代わり犯人の事件以外の重大事件については、依然として「開かずの門」という再審の状況は変わりなかった。

この期の再審開始事件は、観音堂事件（小平事件）、吉田老事件、金森事件を数えるに過ぎない。

**観音堂事件**（小平事件）は、請求人小平尚重がC所有の物置に放火したとされ、懲役二年の有罪判決を受けた事件である。<sup>①</sup> 原確定有罪判決の有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、請求人の自白であった（**自白存在型**）。再審請求の新証拠とされたのは、①出火直前まで請求人は（火災現場から八六五メートル離れた地点にある）観音堂にいたという複数の証言と、②「請求人は主として五歳ごろ罹患した脳疾患による後天性の精神薄弱者で、その程度は痴愚者というべく、智能指数五八、かつ脳炎後遺症に見る性格異常に近い性格面の障害があり、落ち着きなく衝動的で抑制に欠け、自己中心的で、感情や意志の動きも単純で、小児的な未熟な人格行動が目立つ人物である。環境による被影響性も強く、或る程度病的虚言というべき傾向がある」（用語・表現はママ）とする鑑定書であり、これらの新証拠から請求人の自白は「前記各証人の証言と対比して虚偽の自白であると断ぜざるをえない」として再審開始決定（なお、以下特に断りのない限り四三五条六号再審である）、そして再審無罪が下された（**アリバイの証明**）。

**吉田事件**は、名古屋市郊外で発生した強盗殺人事件の被疑者としてA及びBの両名

事件名	事件発生	罪名（刑）	再審開始決定	再審無罪判決	再審開始の理由
観音堂事件 （自白存在型）	1951年1月	放火 （懲役2年）	① 1960年8月	1963年4月	アリバイの証明
吉田事件 （共犯者自白型）	1913年8月	強盗殺人 （無期懲役）	⑤ 1962年10月	1963年2月	偽証の証明
金森事件 （自白存在型）	1941年10月	放火 （懲役15年）	① 1969年6月	1970年1月	真犯人の判明

（再審開始決定（確定）年月順。丸文字は再審請求の回数）

が逮捕され、その翌日、両名の自白に基づいて請求人吉田石松が逮捕、起訴された事件である。<sup>12)</sup> 吉田は事件の首謀者として、A及びB兩名と共謀のうえ被害者を殺害し、金員を強取したとして第一審（名古屋地裁）で死刑判決をうけた。第二審（名古屋控訴院）では無期懲役の判決を受け、上告したが棄却され、刑が確定した。吉田は獄中から二度、仮釈放後三度の再審請求を行い、第五回目の再審請求で再審開始決定を得た。

原確定有罪判決の有罪認定を支える有力な証拠とされたのはA及びBの供述であったが、これらの供述が互いに矛盾、変遷をしていたために、もともと原確定有罪判決（第二審）の事実認定も原第一審との犯罪事実の主要部分が異なるなど脆弱なものであった（**共犯者自白型**）。新証拠とされたのは、A及びB兩名の偽証の自白ならびに詫び状であったが、公訴時効の完成によつてA及びB兩名について偽証の確定判決を得ることができなかった。したがって、刑法四三七条を援用して、同法四三五条二号に基づいて再審請求がなされ、開始決定を得た（**偽証の証明**）。

**金森事件**は、当時、日本統治下の朝鮮釜山所在の朝鮮製鋼釜山工場に放火し、約二千平方メートルの工場を全焼させたとして、隣接工場の職工監督であった請求人金森建士（日本人）が逮捕、起訴され、懲役十五年の判決を受けた事件である。<sup>13)</sup> 原確定有罪判決の有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①請求人の自白（請求人は拷問を受けたとされる）と、②放火犯人の後姿を見たとする朝鮮人女工員の証言であった（**自白存在型**）。服役後に真犯人D（中共八路軍のスパイとされる中国人）が逮捕され、公判に付されたが終戦のため、その処理は不明となっていた。請求人は刑の確定後、大邱、京城、大田、釜山刑務所を転々とし、敗戦後も福岡、熊本各刑務所に移監され、仮釈放に付された後も、無実を訴え続けた。

新証拠の柱となったのは、Dの刑事手続に関与した当時の予審判事、検事、予審立会書記らの「Dが真犯人である」旨の証言（Dの自白部分〔伝聞供述〕を含む）であった。再審請求審は、金森およびDの「各自白のいずれを信用す



るかを判定することによつて、そのいずれが真犯人であるかを判断するほかはない」としつづ、上記新証拠を総合すると「金森を犯人と認定したのは誤であつて、本件放火の真犯人はDであると認定すべき証拠が十分にあるといわなければならぬ」として再審開始決定を下した（**真犯人の判明**）。なお、金森事件においては、再審請求審において、審理が公開されるという異例の訴訟指揮が行われたことも重要であろう。

このように、第Ⅰ期では明白性に関する限定的な判例法理のもとで、数少ない再審開始事例しか見受けられない。再審開始決定及び再審無罪判決を獲得するには、偽証、アリバイの証明、真犯人の判明を示す強力な新証拠が必要であつたといえる。

もつとも、このようなまとめには若干の留保が必要であろう。

吉田事件とほぼ同様に、真犯人と目される者に自白させ、口供録取書をとるとともに、テープ録音した徳本事件の請求人徳本吹喜雄は、その自白採取の過程が監禁強要にあたるとして起訴され、その審理が「事実上の再審」となつた<sup>14</sup>。徳本は監禁強要罪で有罪判決を受けたが、その有罪判決では、徳本が再審請求をしていた事件について「被告人吹喜雄の行動に、特に、犯人であると疑わせるに足りるような状況が窺えるわけでもない」「被告人吹喜雄が…事件について冤罪であるとの主張を、確信をもつて否定するに足りる証拠はなく、右主張はこれを首肯することができる」と認定とされたにもかかわらず、別に係属していた再審請求は棄却された。

また、金森事件については、植民地時代の朝鮮で裁かれた刑事事件で、真犯人のDが中国人であり、かつ、請求人の金森が日本人という特殊な事情があつた。したがつて、そこでの再審は、単なる誤判救済ではなく、日本国内（内地）の裁判所による日本人の誤判救済という側面を有していた。その意味で、再審開始の基準が緩和されたとみれなくはない。のちにみるように、真犯人と思われる者が判明していた弘前事件、米谷事件でも、白鳥決定前は再審請求

が棄却されているからである。

したがって、第Ⅰ期においては、偽証や真犯人の判明を示す強力な新証拠があつたとしても、再審開始決定を得るのがきわめて困難であつたという方が、より正確な分析といえよう。

### (B) 日本弁護士連合会の活動

吉田事件再審無罪判決の背景には、まさしく請求人本人の不撓不屈の闘いがあつたことはいうをまたない。もつとも、その背景には専門家集団である日弁連の活動もあつた。<sup>15)</sup>

日弁連が再審事件とかわかりを持ったのは、一九五九(昭和三十四)年一月、徳島事件においてであつたとされる。同事件の弁護人であつた津田騰三弁護士が、徳島事件の捜査には人権侵害があるのでその救済を求めるといふ申立をしたのがその端緒であつた。日弁連の人権擁護委員会は請求人等から事情を聴取等し、同年十月時点において、同事件の捜査には人権侵犯の事実ありと認定した。この年度に特別委員会が設置され、法務大臣や検事総長宛の決議を人権擁護委員会においてなし、全体理事会で承認し、関係官署に警告を発した。

他方、吉田石松から最後の望みを託された日弁連は、一九五九年十一月に特別委員会を設置して調査を開始、吉田のアリバイを証明する証人を発見した。吉田が無罪であることに確信を持った委員らは、再審請求の弁護人となり、請求費用はこれらの委員のカンパによって賄われることになった。

その後、この期に人権擁護委員会が取り上げた再審請求事件は、主なものとして、免田事件(一九六一年九月特別委員会設置)、徳本事件(一九六二年一月同)、松山事件(一九六二年十一月同)、梅田事件(一九六四年一月同)、滝事件(一九六四年一月同)、米谷事件(一九六七年三月同)、加藤事件(一九六九年六月同)、弘前事件(一九七二年九

月同)、名張事件(一九七三年十月同)などがある。

日弁連は各事件の弁護、調査活動のほかに、再審法を改正しなければ、再審の厚い壁は突破できないとして、のちに述べるように、再審法改正にも取り組むことになった。

(C) 死刑再審のインパクト

のちに即時抗告審で取り消されたものの、この期には免田事件について一九五六(昭和三十一年)年に再審開始決定が出されている(第三次再審請求審)。この期には、免田事件のほか、帝銀事件、財田川事件、松山事件、牟礼事件、菊池事件、福岡事件、島田事件、大逆事件などの死刑事件の再審(以下、単に死刑再審という)の請求が立て続けになされたことも特徴的な出来事であろう。

旧法務府は、一九五一(昭和二十六年)年十二月から、死刑確定囚が再審請求をしている場合その係属中には原則として死刑執行をしないことにしていたとされる<sup>16)</sup>。しかし、前記の免田事件再審開始決定後の一九五七(昭和三十一年)には「最近死刑確定者から相ついで再審請求がなされ、しかも同一確定者が、実質的な再審理由もなく再三にわたって請求をなす傾向が著しくなり」、弊害を生じているとして、「本年度より従来の運用方針に検討を加え、数回の再審請求により、その執行が遅延している者については個別にその再審理由等を詳細に調査し、もし実質的な理由がないと認められる場合は、再審請求事件係属中といえども死刑の執行命令を発付することとした」とされる<sup>17)</sup>。

また、死刑確定者は、刑務所ではなく拘留所に拘留されていることから、弁護人との接見については、被告人の場合に準じて秘密交通権が保障されてきたが、一九六三(昭和三十八)年三月十五日付の通達により、死刑確定者との接見交通も制約されるようになった<sup>18)</sup>。現に、帝銀事件の再審請求において偽証があったとして捜査、起訴された帝銀

偽証事件（一九六五年）以降、弁護人の接見まで立会をつけることを一般化したとされる。<sup>19)</sup>

さらに、免田事件第三次再審請求が最高裁で退けられた翌年の一九六二（昭和三十七）年九月十三日、熊本地裁が請求人の第三次再審請求を棄却したところ、その翌日に請求人の死刑が執行された菊池事件のような例も特筆される。法務大臣の死刑執行指揮書への押印は同月十一日であるため、決定内容と決定告知日があらかじめ法務省に伝わっていたことを示唆している。<sup>21)</sup> なお、この死刑執行の翌月には、最高裁が吉田事件の異議審取り消し決定を下し、吉田事件がその後の我が国の再審に大きな光をもたらしたことはすでに述べたとおりである。

## （2）立法の動き

この期の再審に関する立法の動きは、さきに見た吉田事件に触発されたものである。<sup>22)</sup>

まず、日弁連は、一九六二年に「昭和三十七年改正要綱」を理事会で採択した。同要綱は、吉田事件の教訓に鑑み、さしあたり緊急性を要する点についてまとめたものであり、次の点に特徴がみられる。すなわち、①確定判決に代わる証明の要件を緩和したこと（刑訴法四三七条）、②管轄を請求人が選択できるようにしたこと（同四三八条）、③再審請求者を拡充し「日本弁護士連合会長、全国単位弁護士会長」を加えたこと（同四三九条）、④再審請求をうけた裁判所は口頭弁論を開く特例を設けたこと、⑤再度の再審禁止の要件を緩和し、再審棄却決定が下されたとしても当該決定で審判した事実及び証拠が異なれば、「同一の理由」によっても再度、再審請求できることとしたこと（同四四七条）、⑥再審の開始決定に対して不服を申立てることはできないものとしたこと（同四四八条）、⑦再審棄却決定に対する特別抗告の理由に、憲法違反や判例違反のほか、「重大なる事実の誤認」を付け加えたことがそれである。

また、当時の日弁連会長であった円山田作は、再審制度について根本的な改革が必要だととして、一九六三年に「円

「山私案」を公表した。この「山私案」の提言は、①再審請求審及び上級審の審理を三名の合議体によるものとし、弁護士を裁判長、陪席判事を学識経験者若しくは弁護士又は職業裁判官とすること、②再審請求権者に「単位弁護士会並に日本弁護士連合会の各会長」を追加すること、③再審の請求は、請求人の選択に従い、原判決をした裁判所又はその直近上級裁判所がこれを管轄すること、④請求人の申立により、再審請求審を公判手続により審理を行うものとする事、⑤再審開始決定に対しては、不服の申立をすることができないものとする事、⑥再審請求棄却決定に対して「重大なる事実の誤認」を特別抗告理由の理由とできるものとする事、⑦四四七条二項の字句の修正、⑧刑訴四三七条の字句の修正を内容とするユニークなものである。

さらに、この期の立法の動きで重要なものは、当時の日本社会党によって一九六八（昭和四十三）年に国会に提出された「死刑の確定判決を受けた者に対する再審の臨時特例に関する法律案」（再審特例法案）である。同法律案は、GHQの占領下（一九四五年九月二日から一九五二年四月二十八日まで）に公訴を提起された者で、この法律の施行前に死刑の判決が確定し、この法律の施行の際その刑を執行されていないものに係る再審の請求について特例を定めるものである。<sup>23</sup> 本法案の発想の一つとなったのは、一九五二（昭和二十七）年に制定された「平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律」であった。<sup>24</sup> その意味で再審特例法案は、不十分ながらも、戦後初期の刑事手続の反省の上に立っていた。

再審特例法案では、①再審開始の要件を「明らかな証拠」ではなく「相当な証拠」に緩和すること（第二条）、②同一証拠による再度の再審請求を認めること（第三条）、③再審開始決定に死刑執行停止の効力を認めること（第五条）、④再審の請求は東京高等裁判所にしなければならないとし（第六条）、開始決定後は事件を原判決をした裁判所に移送すること（第十二条）、⑤再審の請求に関する審判は、別に法律で定めるところにより、参審によって行うこと

(第七条)、⑥再審開始の決定に対しては異議の申し立てをすることができないとすること(第九条)、とされた。

なお、同法律案の適用対象となったのは、六事件七人で、福岡事件の西武雄及び石井健治郎(一九四七年六月起訴)、帝銀事件の平沢貞通(一九四八年十月起訴)、市川博博殺人事件の山崎小太郎(一九四八年ころ起訴)、財田川事件の谷口繁義(一九五〇年八月起訴)、菅野村事件の山本宏子(一九四九年起訴)であった。

同法案は成立しなかったが、一九六九年(昭和四十四年)七月八日、西郷法務大臣が「再審特例法案」に代わり、恩赦を積極的に活用していく旨を言及した。<sup>25)</sup>

このような立法の動きを見ても、再審によって事後救済すべき事件はかなりの数に達していたことが分かる。

### (3) 学説の動き

この期の初期において、再審の理論的基礎を提供したのは、実務家であった。<sup>26)</sup>

旧法下の判例実務ないし学説を参照しながら、再審の理由、再審の管轄、請求権者、弁護人の選任、再審請求の手続及び効力、再審請求審における手続、再審公判における手続など一連の基本的な論点に関する整理、検討がなされ、現在の再審理論の基礎が築かれた。<sup>27)</sup> 再審の目的も、旧法下の学説を踏襲して、当初は、法的

事件名	対象者	事件発生	その後
福岡事件	西武雄	1947年5月	1975年6月、死刑執行
	石井健治郎		1975年6月、無期懲役に減刑(仮釈放後、2008年に死亡)
帝銀事件	平沢貞通	1948年1月	1987年5月、死亡(獄死)
市川博博殺人事件	山崎小太郎	1948年5月	1970年7月、無期懲役に減刑(減刑後、1971年に獄死)
免田事件	免田栄	1948年12月	1983年7月、再審無罪
菅野村事件	山本宏子	1949年6月	1969年9月、無期懲役に減刑(刑の執行停止後、1978年に死亡)
財田川事件	谷口繁義	1950年2月	1984年3月、再審無罪

安定性と正義（具体的妥当性）との調和に置かれた。<sup>(28)</sup>

吉田事件をきっかけとする「再審ブーム」、そして再審法改正への動きと即応して、再審に関する文献も多く登場することになった。また、新刑訴の「当事者主義」化を強調する考え方が学界に浸透するに当たって、訴訟構造と再審との関係を論じた文献も現れるようになった。<sup>(29)</sup>

実務上、四三五条六号再審がきわめて多いという事情を背景として、とりわけ、新規性と明白性についてより踏み込んだ解釈論が展開された。<sup>(30)</sup> 新規性については、裁判官にとつて「あらた」であれば足りるか、請求人にとつても「あらた」である必要があるかという点が議論され、明白性については、いわゆる心証引継説と再評価説の対立が展開された。また、再審請求審の段階でも「疑わしきは被告人の利益に」の原則の適用があるか否かという論争もなされた。もつとも、吉田事件が死刑事件でなかったこともあってか、死刑再審に関する議論はほとんど見られなかった。

再審に関して弁護士と研究者との交流も進んだ。一九七二（昭和四十七）年七月には、日弁連人権擁護委員会内に、再審問題研究会が発足し、研究者を呼んで再審理論の深化が図られた。一九七三（昭和四十八）年十一月にはカール・ペータース氏が日弁連の招きで来日し、東京・大阪・札幌等で講演を行った。十一月十二日には、日本刑法学会大会において「再審制度の検討」というテーマで学会報告がなされたことも重要であろう。<sup>(31)</sup> 一九七四（昭和四十九）年八月には刑事法学者による「刑事再審制度研究会」が発足し、再審研究の深化も図られることになった。

他方、この期の最後には、刑事訴訟におけるデュー・プロセスを強調する立場から、「憲法再審」の提言がなされたことも見逃せない。<sup>(32)</sup> 論者によれば「再審が単純に被告人のための制度であるとすれば、一般条項によるノバ方式がのぞましいばかりか、それはむしろリベラルに解釈されるべきだということになる。そこで、刑訴四三五条六号における証拠の新規性、明白性をゆるやかに構成し、『疑わしきは被告人の利益に』の原則を再審請求にも貫徹させようとする

る考えが主張されることになる。しかし、それで十分であろうか。(原文改行) まず、そこには本質的な、すなわち本来的に不可避的な限界があると思われる。ノバ方式のような一般条項は、それへの起動力が背後にあるときはリベラルに働くが、そうではなく阻止要因が働くときは死文に等しい事態となる<sup>33)</sup> という問題意識から、次のように「憲法再審」が説かれた。すなわち「問題は、デュー・プロセスの保障という広いわくぐみの中で、究極的には立法問題として展開していくべきものであるが(それは将来の刑法改正の大きな課題である)、すくなくとも憲法上の被告人の権利侵害の事態があつて(デュー・プロセス違反)、それが有罪判決に影響を及ぼす(事実誤認と結びつく)ときは、裁判所の護憲義務の観点からも、何らかの救済が認められるべきである。」「…手続上の事実の誤認のゆえにデュー・プロセス違反の事態を惹起し、そのために本案についての事実誤認をきたしているときは、刑訴四三五条六号をやや拡張的に解し、再審理由があるとしてもよいのではなからうか」<sup>34)</sup>。

しかし、通常の再審における事実誤認審査ですら閉塞状況にあつた時期においては、「憲法再審」の問題提起は、学界にも、そして実務にも受容されにくかつたように思われる。

- (6) 三里塚事件については、正木ひろし『ある殺人事件―法医学への挑戦』(一九六〇年)、同『エン罪の内幕』(一九七〇年)一一五頁以下が詳しい。
- (7) 大逆事件については、森長英三郎「大逆事件再審請求について」ジュリ二七五号(一九六三年)五九頁以下、同「大逆事件再審への事実調べ」法時三五卷一―号(一九六三年)六〇頁以下、同「大逆事件再審への事実調べ(その二)」三六卷四号(一九六四年)六二頁以下、同「大逆事件再審請求」棄却決定まで」三八卷三号(一九六六年)五六頁以下、松尾浩也「いわゆる大逆事件の再審請求」刑事判例評釈集二九卷(一九七六年)一六五頁など参照。
- (8) 竜門事件については、森長英三郎「龍門事件について」日弁連人権擁護委員会編『誤判を語る』(一九八九年)一九七頁以下、



- (9) 同「鳥居は知っている―竜門殺人事件の場合」法セミ五六号（一九六〇年）六十六頁以下、同「再審開始決定を阻むもの」法民二十四号二号（一九七三年）四十六頁など参照。
- (10) 西村法「再審事件の運用状況について」刑法雑誌二〇卷一号（一九七四年）八十七頁以下。また、同「刑事再審事件の運用状況について」警研三三卷二号（一九六一年）六三頁以下も参照。
- (11) たとえば、最判昭和四五年六月一日刑集二十四卷六号二九九頁、札幌高決昭和四十四年六月十八日判時五五八号十四頁、熊本地八代支決昭和五十一年四月三〇日判時八二八号九十五頁など参照。
- (12) 観音堂事件については、正木ひろし『エン罪の内幕』（一九七〇年）四十七頁以下なども参照。
- (13) 吉田事件については、圓山田作「吉田石松再審請求事件」自正十二卷六号（一九六一年）十五頁以下、後藤信夫「吉田翁の再審事件をかえりみて」自正十四卷五号（一九六三年）十八頁以下、同『日本の岩窟王』（一九七七年）、川崎英明「吉田事件」『刑事再審の研究』（一九八〇年）二八九頁以下なども参照。
- (14) 金森事件については、岩田喜好「金森再審事件」判時五八六号（一九七〇年）二〇頁以下なども参照。
- (15) 徳本事件については、浅田和茂「徳本事件」『刑事再審の研究』（一九八〇年）四二七頁以下、和島岩吉『完全なる冤罪―徳本事件』（一九八一年）なども参照。
- (16) 以下の記述は、『続・再審』三〇八頁以下を主に参照。
- (17) 「調査解説・死刑囚について」検察月報七十三号（一九五五年）七頁。
- (18) 「調査解説・回顧と展望」検察月報九十五号（一九五七年）五頁以下。
- (19) 『続・再審』（一九八六年）三八五頁以下など参照。
- (20) 『再審』（一九七七年）一二三頁。
- (21) 菊池事件再審弁護団「菊池事件再審請求趣意書」（二〇二二年十一月七日）一〇頁。
- (22) 『続・再審』（一九八六年）三一―一頁など参照。
- この期の再審法改正の動きについては、拙稿「日本における刑事再審法制改革の動き」大阪経済法科大学法学論集七十六号（二〇一七年）一―五頁以下など参照。

(23) 同法案については、神近市子「死刑確定者再審特例法案について」法時四〇卷十一号（一九六八年）一〇六頁以下、安倍治夫「再審臨時特例法案のねらいとその比較法的意義」自正十九卷一〇号（一九六八年）三三頁以下なども参照。

(24) 同法の根柢となった日本国との平和条約（昭和二十七年条約第五号）十七条（b）によれば、「日本国政府は、いずれかの連合国の国民が原告又は被告として事件について十分な陳述ができなかつた訴訟手続において、千九百四十一年十二月七日から日本国と当該連合国との間にこの条約が効力を生ずるまでの期間に日本国の裁判所が行つた裁判を、当該国民が前記の効力発生の後一年以内においても適当な日本国の機関に再審査のため提出することができるようにするために、必要な措置をとらなければならない。日本国政府は、当該国民が前記の裁判の結果損害を受けた場合には、その者をその裁判が行われる前の地位に回復するようにし、又はその者にそれぞれの事情の下において公正且つ衡平な救済が与えられるようにしなければならない。」とされる。同法については、武安将光「平和条約の実施に伴う刑事判決の再審査等に関する法律について」曹時四卷六号（一九五二年）七〇頁以下参照。同法が適用された裁判例で参照しえたものとして、最決昭和三〇年一〇月二十四日刑集九卷十一号二二七八頁。城富次・最高裁判例解説刑事昭和三〇年度一一〇頁以下も参照。

(25) 「第六十一回国会法務委員会議録第二十七号」（昭和四十四年七月八日）の西郷吉之助法務大臣の次のような発言を参照。「およそ刑の確定者につきましては、刑政の本義にのっとり、寛赦よろしきを得た執行がなされるべきことは言をまたないところでございます。また、犯情、行状並びに犯罪後の状況等にかんがみまして、特に恩赦を行なうことが相当であると認められるものにつきましては、これを行なうべきこともまた当然でございます。（原文改行）今般この再審特例法案が提案されましたことを契機といたしまして、この法案の対象となるもののような死刑確定者に対しましては、この際、さらに右の観点から十分の検討を遂げ、恩赦の積極的運用について努力いたしたいと考えておる次第でございます。」

(26) 小田中・大出・前掲註（3）論文九十七頁以下、一〇五頁注（十一）なども参照。研究者のものとしては、おそらくは、井戸田侃「再審」日本刑法学会編『刑事訴訟法講座第三卷』（一九六四年）一九〇頁以下を嚆矢とする。

(27) たとえば、白井滋夫「再審」団藤重光編『法律実務講座刑事篇第十二卷』（一九五七年）二六九頁以下、同「再審」『総合判例研究叢書刑事訴訟法（十四）』（一九六三年）、藤野英一「刑事再審の管轄について」判タ八〇号一頁以下、同「刑

- 事再審の請求理由について」判タ八十三号二十九頁以下、同「刑事再審の請求者について」判タ八十四号三十九頁以下（以上一九五八年）、同「刑事再審の請求手続について」判タ八十九号一頁以下、同「刑事再審手続における『事実の取調』等について」判タ九十七号二十一頁以下（以上一九五九年）、同「刑事再審手続における事実取調の具体的方法について」判タ一〇三号七頁以下（一九六〇年）、同「刑事再審開始決定について」判タ一一七号二十四頁以下（一九六一年）、同「刑事再審の公判手続序説（一）（二）（三）」判タ一六六号四十四頁以下、一七八号四十五頁以下、一八一号二十二頁以下（一九六四年、一九六五年）、安倍治夫「再審理由としての証拠の新規性と明白性」刑訴四三十五号六号の運用に関する比較法的反省（一）（二）警研三十二卷二号四十五頁以下、同三十二卷三号二十五頁以下（一九六一年）など参照。たとえば、白井・前掲註（27）「再審」『法律実務講座刑事篇第十二卷』二七〇頁以下など参照。
- (29) 鴨良弼「再審の理論的基礎」法時三七卷六号（一九六五年）四頁以下など参照。鴨によれば「当事者主義を強化し、第一審中心主義を建前とする現法制で、はたして、職権主義を基調におくノバ方式がよくその制度の意義を有するものか否かは大きな問題である。被告人に不利益な再審理由が廃止されたことよって、ますます、ノバ方式の機能は弱められている。それでもなおノバ方式を認めなければならぬ実質的な根拠はどこにあるであろうか」などとされる（同九頁）。当時の理論水準を示すものとして、井戸田・前掲註（26）論文、光藤景皎「再審証拠法」法時三十七卷六号（一九六五年）二頁以下など参照。
- (30) 日本刑法学会（特集）再審制度の検討」刑法雑誌二〇卷一号（一九七四年）参照。
- (31) 田宮裕「刑事再審制度の考察―再審理由の理論的検討―」立教法学十三号（一九七四年）六十四頁以下。
- (32) 同九十六頁。
- (33) 同九十六頁。
- (34) 同二〇二頁。

## 3. 第Ⅱ期（一九七五年～二〇〇〇年）

## (1) 実務・判例の動き

## (A) 主な再審開始事件

この期の幕開けとなるのは、いわゆる白鳥決定である。周知のように、最高裁第一小法廷は白鳥事件について次のように述べたからである。

「なお、同法四三五条六号にいう『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』とは、確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠をいうものと解すべきであるが、右の明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべきであり、この判断に際しても、再審開始のためには確定判決における事実認定につき合理的な疑いを生ぜしめれば足りるという意味において、『疑わしいときは被告人の利益に』という刑事裁判における鉄則が適用されるものと解すべきである。」

さらに、白鳥決定の法理は、財田川決定でも確認され、同決定では「この原則を具体的に適用するにあつては、確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもつて足りると解すべきであるから、犯罪の証明が十分でないことが明らかになつた場合にも右の原則があてはまるのである」と

刑事再審の史的素描

された。  
 白鳥決定の前記の判示は「なお書き」であり、白鳥決定自体も再審請求棄却決定であったが、白鳥決定の実務上の意義はきわめて大きかった。白鳥決定のち、以下の事件について再審開始決定が下されたからである。

事件名	事件発生	罪名(刑)	再審開始決定	再審無罪判決	再審開始の理由
弘前事件 (間接証拠型)	1949年8月	殺人 (懲役15年)	①1976年7月	1977年2月	真犯人の判明
加藤事件 (共犯者自白型)	1915年7月	強盗殺人 (無期懲役)	⑥1976年9月	1977年7月	共犯者自白の信用性評価の逆転
米谷事件 (自白存在型)	1952年2月	強盗殺人 (懲役10年)	①1976年10月	1978年7月	真犯人の判明 血液型鑑定
滝事件 (自白存在型)	1947年6月	強盗殺人等 (無期懲役)	①1980年10月	1981年3月	アリバイの証明
免田事件 (自白存在型)	1948年12月	強盗殺人 (死刑)	⑥1980年12月	1983年7月	自白の信用性評価の逆転
財田川事件 (自白存在型)	1950年2月	強盗殺人 (死刑)	②1981年3月	1984年3月	自白の信用性評価の逆転
松山事件 (自白存在型)	1955年10月	強盗殺人・放火 (死刑)	②1983年1月	1984年7月	自白の信用性評価の逆転
徳島事件 (自白存在型)	1953年11月	殺人 (懲役13年)	⑥1983年3月	1985年7月	偽証の証明
梅田事件 (自白存在型)	1950年1月	強盗殺人 (無期懲役)	②1985年2月	1986年8月	自白の信用性評価の逆転
鳥田事件 (自白存在型)	1954年3月	強盗殺人 (死刑)	④1987年3月	1989年1月	自白の信用性評価の逆転
松尾事件 (自白存在型)	1954年8月	強盗致傷 (懲役3年)	⑬1988年3月	1989年1月	自白の信用性評価の逆転
貝塚事件 (自白存在型)	1979年1月	強盗殺人 (懲役10年)	①1988年7月	1989年3月	自白の信用性評価の逆転
榎井村事件 (共犯者自白型)	1946年8月	殺人 (懲役15年)	①1993年11月	1994年3月	共犯者自白の信用性評価の逆転
福岡覚せい剤 密輸事件 (共犯者自白型)	1980-1981年	覚せい剤取締 法違反 (懲役16年)	③2000年2月	2001年7月	偽証の証明

(再審開始決定(確定)年月順。丸文字は再審請求の回数)

では、これらの事件は、どのような理由によって再審開始決定を得たのであろうか。まず、死刑事件についてみていこう。

**免田事件**は、熊本県人吉市の祈祷師宅で発生した強盗殺人事件であり、請求人免田栄に死刑判決が下された事件である。<sup>55</sup>有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①本人の自白と②凶器の一つとされた鉈に付着した血液は被害者のものと一致するO型であったとする鑑定結果報告書であった（**自白存在型**）。すでにふれたように、第三次再審請求審では、広範な職権審理を行ったのち請求人のアリバイ等を認めて、再審開始決定が下されたが、即時抗告審で取り消された。

第六次再審請求において新証拠とされたのは、①鉈に付着した血液をO型と判定した鑑定結果報告に要した時間は六〜七時間であり、正確な判定には通常、一日ないし二日要することから鑑定結果報告書は信用できないとする船尾鑑定、②被害者の防禦創などからみると自白と犯行順序が異なるとする矢田鑑定などであった。再審請求審は、弁護人の主張を入れて事件当夜と同一の条件を設定して請求人の自白どおりに逃走経路を突破するという実地検証を行ったものの、新証拠①については、船尾鑑定と原鑑定との条件の違いなどから明白性はないとし、新証拠②については、犯行当時の興奮状態ないし異常な心理状態からすれば、具体的な犯行順序が異なっていたとしても、大筋において自白と客観的事実が合致していれば自白の信用性が肯定されるとし、さらに検証についても自白どおりの時間内には逃走経路を踏破することができたとして再審請求を棄却した。

他方、即時抗告審は、白鳥決定の判旨に従って明白性を検討し、判決当時、上記新証拠や検証調書等が提出されていた場合、「原第一審判決の請求人に対する有罪判決には多大の合理的な疑いを生じ、遂にこれを払拭しがたく、有罪の言い渡しにはとうてい到達し得なかつたものと断ぜざるをえない」として、原決定を取消し、開始決定を下した（自

白の信用性評価の逆転)。そして、再審無罪判決においては、前記の理由に加え、請求人のアリバイが証明されるとされた。

財田川事件は、香川県三豊郡財田村（現・三豊市）で発生した強盗殺人事件であり、谷口繁義が犯人であるとして死刑判決が下された事件である。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①捜査段階の本人の自白と、②被害者の血痕が付着しているとされる国防色ズボンであった（**自白存在型**）。新証拠とされたのは、再審請求審段階で職権により命じられた筆跡鑑定のみであるが、再審請求審、即時抗告審ともに再審請求を棄却した（もともと再審請求審の棄却決定では自白に関する多くの疑問が提起された）。

しかし、特別抗告審では、①被害者の胴巻に血が付いていないこと、②自白に対応する血痕足跡がないこと、③百円札約八十枚の投棄の存否に関する自白の信用性に疑問を提起した上で、「以上の疑点がすべて解明されない限り、被害者の胴巻から一万三千円を奪取したとして強盗殺人の罪に問われている申立人の自白の信用性について疑いを抱かざるをえない」とし、すでに見たように、「犯罪の証明が十分でないことが明らかになった場合」にも白鳥決定の原則があてはまるとして、再審棄却決定を取消し、差戻した（いわゆる財田川決定）。

差戻請求審では、当審における審理でも最高裁が提起した自白に関する上記三点の疑点は解明できなかつたうえで、新たに追加された①国防色ズボンにO型の血痕が付着していたとする原鑑定および再び血を浴びた犯行着衣を洗濯したという自白の信用性を弾劾する船尾血痕鑑定、②自白の「秘密の暴露」（二度突き）を否定する電話通信用紙等などの新証拠を加えると、確定判決の事実認定に合理的な疑いが生じるとして再審開始決定を下した。

他方、差戻後の即時抗告審では、原決定と証拠評価を異にしたものの、自白の信用性を弾劾する点では船尾血痕鑑定は証明力が認められるとし、さらに最高裁が提起した自白に関する上記三点の疑点を踏まえて自白の信用性を再評

価すると、強盗殺人罪と認定するには合理的な疑問が残るとして再審開始決定を下した（**自白の信用性評価の逆転**）。そして、再審無罪判決でも、自白等の有罪証拠はその信用性に疑いがあるため直ちに証拠とすることはできず、「本件において他に被告人を犯人と推断するに足る証拠はない」とされた。

**松山事件**は、宮城県志田郡松山町（現・大崎市）で発生した強盗殺人、非現住建造物放火事件であり、齋藤幸夫が一家四人を殺害した犯人であるとして死刑判決を受けた事件である。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①本人の自白と、②その自白を裏付ける「決定的証拠」とされた本人宅から発見された掛布団の襟当ての表裏に付着した計八十五個の血痕であった（**自白存在型**）。この襟当ての血痕は、犯行時に請求人の頭髮に多量の返り血が付着し、請求人がほぼ二時間後に帰宅して就寝した際に、その頭髮から二次的、三次的に襟当てに付着したものとされたが、押収時に撮影された襟当ての写真（差押調書添付の写真）には血痕様のものが一点写っているのみであった。また、自白によると請求人の犯行時に着用していたとされるジャンパー、ズボンには「ヌルヌルするほど（返り）血が付いていた」とされるが、控訴審の認定によると、請求人が犯行後に洗濯したために血液反応が出なかったと認定されていた。

第二次再審請求において新証拠とされたのは、①犯行着衣とされたジャンパー、ズボンにはもともと血液が付着していなかったことを示す鑑定書、そして、②多数の血痕が付着している襟当てを押収時と同じように撮影した場合、上記の差押調書添付の写真のようには写らず、多数の血痕が写ることを示す鑑定書などである。

しかし、再審請求審は、弁護人は証拠調期日指定の申立にも応答せず、審理の途中で突如、請求棄却の決定を下した。弁護人が即時抗告したところ、即時抗告審は「原裁判所の：一連の手続は刑事訴訟規則二八六条に定める請求人の意見陳述の機会を奪つたものといわざるを得ず、原裁判所の右訴訟手続違反は再審制度の存在理由ないし目的に反



する手続違反であり：その手続違背は決定に影響を及ぼすことが明らかであり、取消を免れない。」として、原決定を取消して、事件を原審に差し戻した。

差戻請求審では、証拠開示が勧告されたことから多くの未開示証拠が開示された。そして、差戻請求審は、新証拠によって、襟当ての血痕の血液鑑定<sup>28</sup>の証明力が減殺され、犯行着衣とされたジャンパー、ズボンにはもともと血液が付着していなかった蓋然性が高まり、それゆえ襟当てに血痕が付着していたかについても多大の疑問が生じるようになったとした。そして、請求人の自白を全面的に再評価したうえで、自白には放火場所などの重要な点で変遷がみられるとして「請求人の犯行を肯定することができるほどの高度の真実性が請求人の自白に存在するものと認めることは困難である」とし、再審開始決定を下した。他方、差戻後の即時抗告審は、襟当てに血痕が付着していたとする原鑑定は「十分信用に値する」とした一方で、「本件掛布団襟当てに付着した血液が被害者ら以外の者の血液であり、また請求人以外の者を介して付着したものであり、本件犯行直後以外の時期に付着したとの推論を成り立たせうる余地を十分に残している」と踏み込み、結論として、原決定を支持した（**自白の信用性評価の逆転**）。再審無罪判決においては、前記の物証には多量の血液が付着していなかった蓋然性が高く、自白も信用できないとされた。

**島田事件**は、静岡県島田市で発生した強姦致傷、殺人事件であり、赤堀政夫が犯人であるとして死刑判決を受けた事件である。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①本人の自白、②犯行の順序を示す古畑種基の法医学鑑定、③本件の凶器とされた石であった（**自白存在型**）。本人の自白によれば「姦淫→胸部殴打→頸部扼殺」の順序で犯行を行ったとされ、古畑鑑定がその自白を補強していた。

本格的な再審請求となった第四次再審請求では、犯行の順序が原確定有罪判決のように「姦淫→胸部殴打→頸部扼殺」の順序ではなく、「頸部扼殺→姦淫→胸部殴打」である蓋然性を示す新鑑定などが新証拠として提出された。再審

請求審では新鑑定により原確定有罪判決の犯行順序に合理的な疑いが生じるとされたものの、なお請求人の自白調書の信用性を全面的に失わせるものではないとして棄却されたが、即時抗告審では「犯行順序の変更は、枝葉末節の問題ではなく、犯罪の実行行為の中枢に関する事柄であるだけに、請求人の自白調書の真实性に多大の疑問を投げかけるものといわなければならない」として、被害者の陰部損傷や胸部損傷などに関しても疑問を提示し、棄却決定を取消して事件を差し戻した。そして、差戻請求審では自白調書には前記の点において合理的な疑問が生じているとして再審開始決定が出され、最終的に無罪判決を得た（**自白の信用性評価の逆転**）。もつとも、差戻請求審、差戻後の即時抗告審、無罪判決では自白の信用性評価にはそれぞれ違いがみられる）。

このような死刑事件の再審無罪判決に対して、最高検察庁は、松山事件の再審無罪判決後の一九八四（昭和五十九）年一〇月五日、庁内に極秘の再審無罪事件検討委員会を設置し、免田事件、財田川事件、松山事件の検証を行った。<sup>39)</sup>

他方、裁判所については、特段の動きは見られないが、島田事件の再審開始決定の翌年である一九八八（昭和六十三）年に、当時の最高裁判所長官・矢口洪一が、陪審制・参審制の調査のため、アメリカに裁判官を派遣していることが注目される。

この期の死刑事件以外の事件については、次のとおりである。

**弘前事件**は、青森県弘前市で発生した殺人事件であり、那須隆が犯人であるとして起訴され、第一審では殺人につき無罪判決、控訴審では懲役十五年の逆転有罪判決を受けた事件である。<sup>40)</sup> 請求人は逮捕から一貫して無実を主張したため、本人の自白は存在しない。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、請求人が犯行当時着用していたとされる白い開襟シャツに付着した血液が「九八・五％」の確率で被害者の血液と一致したという古畑鑑定であった（**間接証拠型**）。新証拠となったのは真犯人Tの出現である。もつとも、再審請求審では「（真犯人）Tの供述は真犯人でな

れば供述し得ない内容のものと断定し得るに足るものが見出しがたい」として請求が棄却された。他方、即時抗告審は白鳥決定の判旨に「賛成」であるとして明白性判断に進み、Tの自白と那須の自白を比較して、Tの自白が「明らかな証拠」に当たると判断し、再審開始決定を下した（**真犯人の判明**）。

**加藤事件**は、山口県豊浦郡殿居村（現・豊田町）で発生した強盗殺人事件の被疑者としてOが逮捕され、そのOの自白に基づいて請求人加藤新一が逮捕、起訴されて無期懲役の有罪判決を受けた事件である。請求人は逮捕から一貫して無実を主張したため、本人の自白は存在しない。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①「本件当夜、請求人と意気投合して本件犯行を謀議し、被害者方に赴いて金品を物色中に被害者が目を覚ましたので請求人が携行する押切（藁切刀）で被害者を殺害した」旨の共犯者とされたOの供述と②犯行着衣に「人血」（血液型は特定されていない）が付着していたとする安西鑑定であった（**共犯者自白型**）。Oの供述において、請求人と本件犯行を客観的に結び付ける供述は、請求人がOと会ったのち一旦帰宅して犯行着衣に着替えたという点と、その際、請求人が凶器である押切を持ってきたという点であり、これらが請求人の犯人性の最も重要な決め手となっていた。新証拠とされたのは、①共犯者Oの供述のいう凶器と実際の凶器が異なるとする複数の法医学鑑定、②「血痕のついている所を鋏で切り取り生理的食塩水にひたしておいて血痕の食塩水にして顕微鏡で血球を見た」とする安西鑑定の血球観察法は、少なくとも「人血」の判定方法としては大正四年の本件当時においても専門家の間ではほとんど信用できない方法と考えられてきたことなどを示す法医学鑑定であった。

再審請求審は、当時の死体検案書の記載から推認できる凶器は、重量のある押切（藁切刀）よりもっと小型で鋭利な刃物であるとする新証拠①の指摘は「きわめて重要で、かつ高度の合理性を有するもの」と評価し、新証拠②からすれば、安西鑑定が着衣の癍痕を「人血」であるとする点は「その信用性は皆無に等しく」、また「血痕」であると

いう点も「その信用性には多大の疑念のあることが明らかとなつた」とし、さらにO供述にも不合理な点がみられ、加えて六〇年もの長きにわたる間、捜査当初から一貫して本件犯行をしていないことを「行動証拠」と認めて再審開始決定を導いた（共犯者自白の信用性評価の逆転）。

**米谷事件**は、青森県東津軽郡高田村（現・青森市）で発生した強姦致死、殺人事件であり、米谷四郎が犯人として懲役一〇年の有罪判決を受けた事件である。有罪認定を支える証拠とされたのは、①請求人の自白、②遺留精液班と請求人の血液型がA型で一致したという鑑定、③犯行現場付近で請求人を目撃したという複数の目撃証言であった**自白存在型**。本事件においては、時効完成前に真犯人であると名乗り出たOがおり、検察はOを起訴したが（ただし公訴提起直前より否認）、一審ではOの「自白は虚偽」であるとして無罪となり、控訴審の進行中にOは自殺したという経緯があつた。

再審請求で主な新証拠とされたのは、①犯行を告白したOの自白及び請求人の自白よりもOの自白の方が死体の客観的状况に適合することを示す鑑定書、②請求人の血液型はA型の非分泌型で、遺留精液班からA型が検出されたこととは請求人のそれでないことを示す鑑定書、③Oの控訴審で東京高裁が実施した検証調査で、本件発生日時と類似する気象条件のもとでは人物の識別が不可能であることを内容とするものであつた。

しかし、再審請求審は、Oの自白は請求人の自白と比較しても信用性が高いとは言えないこと、遺留精液班が請求人に由来するものであつても矛盾しないこと、上記の東京高裁による検証は事件当時と条件が異なっていることなどを理由として、新証拠の明白性を否定し、再審請求を棄却した。

他方、即時抗告審では、前年に下された白鳥決定に従いながら、明白性を判断する旨を宣言しつつ、まず新証拠②は遺留精液班と請求人との結びつきに疑問を投げかける新証拠として明白性を肯定でき、新証拠③についても原決定

は証拠評価を誤っており、新証拠①については、真犯人の疑いがある〇と請求人との自白を比較し、〇の自白が大筋において一貫している一方で、請求人の自白は全般にわたり変遷しており、新証拠②および③も請求人の自白の信用性を動揺させる事由であるとして再審開始決定を下した（**真犯人の判明、血液型鑑定**）。

**滝事件**は、千葉県市川市郊外で発生した強盗殺人等の事件であり、滝淳之助が十九件の前記事件の犯人として無期懲役等の有罪判決を受けた事件である。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、本人の自白であった（**自白存在型**）。新証拠とされたのは、昭和二十五年五月二〇日の犯行当時、請求人が警視庁上野警察署に身柄を拘束され、東京地方検察庁を通じ、身柄付で東京家庭裁判所に送致されていたことを裏付ける警視庁刑事局鑑識課長作成の調査回答書および東京家裁所長作成の調査回答書であった。

しかし、再審請求審は「なるほど、公訴事実にいわゆる『昭和二十五年五月二〇日午前二時ころ』について請求人にアリバイありとし、再審を開始したとしても、再審の審理手続において、右五月二〇日ではない別の日の犯行として（もちろん、公訴事実の同一性ありと認められる範囲内において）訴因が変更され、変更された訴因について有罪の言渡がなされるとしたならば、結局、本件主張にかかるアリバイの事実もなら公訴事実について無罪を言い渡すべき理由とはなりえないことに帰着する。それゆえ、刑事訴訟法第四三三・三五条第六号にいわゆる無罪を言い渡すべき『明らか証拠』とは、日時・点ももちろん重要ではあるが、しかしそののみではなく、公訴事実そのもの（強盗をしたか、しないか）について無罪を言い渡すべき明らか証拠でなければならぬものと解すべきである」と判断し、本件においては「日時の点はともかく、そのころ、請求人らにおいて犯されたのではないかとの推認は十分なしうる」として、明白性を否定し、再審請求を棄却した（**圏点引用者**）。

他方、即時抗告審は、これらの新証拠を「請求人のアリバイの決定的証拠」と評価し、上記の犯行のうち一件のア

リバイを認めて再審を開始した（アリバイの証明）。再審では一部無罪判決を受けたが、確定判決と同じ無期懲役の判決を受けた。

**徳島事件**は、徳島県徳島市で発生した殺人事件であり、被害者方で働いていた元店員である少年二人の供述をもとに、被害者の妻であった富士茂子が逮捕、起訴され、犯人として懲役十三年の有罪判決を受けた事件である。<sup>③</sup>有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①事件当時の朝、被害者と請求人が格闘していたのを目撃したこと、②請求人に依頼され電話番号、電灯線を切断したこと、③請求人に依頼され凶器とみられる刺身包丁を川に投棄したこと、④請求人の依頼で凶器となった匕首を調達したことを内容とする少年NおよびAの証言であった。なお、請求人の自白も存在する（**自白存在型**）。判決確定後、少年二人は偽証を告白していたため、新証拠の柱となったのは、同偽証告白と未開示証拠によって得られた偽証告白を補強する証拠群であった。富士が第五次再審請求中に死亡したため、同人の姉妹弟が請求を引き継いだ。

第六次再審請求審は、新証拠を検討したうえで、「確定判決が…有罪の決定的支柱としたN、A両名の第一、二審における証言は、その供述の形成過程から当請求審証言に至るまでの内容とその変遷過程を具さに分析することによつても、両名が当請求審において、自ら第一、二審においては偽証したものである旨告白する証言の真实性を検討することによつても、又、両名の第一、二審証言を他の新旧各証拠と総合して検討することによつても、これを偽証であると断定せざるを得ない」とし、上記の間接事実①～④は「全て虚構」であり、むしろ外部犯人の犯行を疑わせる証拠があるとして、再審開始決定を下し、即時抗告審もその結論を支持した（**偽証の証明**）。戦後初の死後再審無罪の事例として特筆されよう。なお、死後再審のため、再審公判においても請求人である姉妹弟には当事者たる「被告人」の地位は認められなかったが、最終弁論において請求人の一人に「特別弁護人」の資格が与えられ、弁護人席での意見陳

述の機会が与えられたことも重要であろう。

**梅田事件**は、北海道北見市で発生した強盗殺人事件であり、当初は犯人としてHが逮捕され、単独犯行を自白していたが、Hが梅田義光に被害者を殺させたことと供述を変えたことから、梅田も逮捕、起訴され、Hに死刑判決が、梅田に無期懲役の判決が下ったものである。<sup>(4)</sup> 有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①本人の捜査段階における自白と②Hの供述（共犯者の自白）であった（**自白存在型**）。物的証拠は全く存在しない。有力な新証拠となつたのは、梅田の自白の中枢をなす被害者殺害の実行行為に関する部分は客観的真実とは合致しないことを示す法医学鑑定等であった。すなわち、自白によれば、請求人は被害者の左側の位置から「右足を一步後ろに引き」、被害者の頭の後側をバットで殴打し、その後、後頭部をナイフで突刺したということになっていたが、鑑定によれば重量のある鈍器が被害者の頭より右前下方から被害者の後ろ上方に向かって動いて行って被害者の右側頭部に衝突したものとされ、ナイフで刺したとする被害者の後頭部に生じた創傷も、右頭頂部の陥没骨折に随伴して生じた副産物的創傷であるとされた。

再審請求審は上記の新証拠によつて、請求人の実行行為の事実認定につき合理的疑いが生じ、さらに請求人の自白を検討すると「犯行の初めから終わりまでの全過程にわたり、犯行の重要部分にも及ぶような、あるいは、それ自体で決定的な意味をもつような疑問も含めて数多くの疑問が存することが判明した」とし、加えて共犯者Hの自白にも請求人との結びつきにつき多大な疑問が生じたとして、再審開始決定を下し、即時抗告審もその結論を支持した（**自白の信用性評価の逆転**）。

**松尾事件**は、熊本県益城郡で発生した強姦致傷事件であり、松尾政夫が犯人として懲役三年の有罪判決を受けた事件である。<sup>(5)</sup> 有罪認定の証拠とされたのは、①被害者および被害者と一緒にいた一人の知人が「被告人がほぼ犯人に間違いない」と供述したこと、②被告人の禪や被害者のブローンスに精液が付着していたこと（ただし被告人および被害

者の血液型はいずれもO型であったにもかかわらず、当時の鑑定では、被告人の禪の精液はA型、被害者のズロースの精液はA型またはB型と判定されていた。なお、請求人の妻はA型であった、③請求人が捜査段階で自白していること（ただし一度のみ）であった（**自白存在型**）。

請求人ははじめて弁護人の助力を得て第十三次再審請求を起こした。新証拠とされたのは、①事件当時の環境（事件）のもとでは暗すぎて証人は犯人を正確に認識できないことを内容とする新鑑定、②禪やズロースの精液は請求人のものではないとする新鑑定などであった。再審請求審は、精液の血液型の齟齬に着目し「被害者：のズロースには請求人の血液型である『O型』と同型の血液型を有する精液はそもそも附着していないのであり、仮に請求人の精液の血液型が『A型』に発現する要素を含んでいたとしても、（被害者を姦淫し、その際射精したという―引用者）請求人の自白を根拠とする限り、右部位に附着した精液が請求人の精液であると認定することは甚だ困難であるといわざるをえない」とし、さらに当時の被害者に対する診察や鑑定によっても射精の形跡がないことに照らせば「被告人の右自白を虚心に見る限り、右自白そのものが客観的事実に反する虚偽の自白ではないかとの強い疑いを生じさせることになるといわなければならない」と判断して再審開始決定に至った（なお、検察は即時抗告しなかった）。請求人は開始決定後の一九八八（昭和六十三）年五月に死亡したが、一九八九年一月に再審無罪判決が下され、そのまま確定した。徳島事件に続く戦後二例目の死後再審無罪事例となった（**自白の信用性評価の逆転**）。

**貝塚事件**は、大阪府貝塚市で発生した強姦殺人事件であり、被害者の内縁の夫が抱いた嫌疑を端緒として、Sほか五名の少年ら（一名の成人を含む）が逮捕、起訴（**逆送**）されたものである。<sup>46</sup>第一審は少年らの自白を有罪の有力な証拠として、一名の成人に懲役十八年、Sを含むその他の少年を懲役一〇年に処した（**自白存在型**）。Sは控訴しなかったが、S以外の少年らはすべて控訴した。本件には、①少年らの自白が変遷し、他方で相互に矛盾していること、



②被害者の血液型は「A分泌型」であり、他方、少年らの血液型はそれぞれ「AB分泌型」、「B分泌型」、「A分泌型」であったにも関わらず、被害者から採取された精液等の混合した腔内容液、被害者の衣服に付着していた精液と腔内容液及び被害者の乳房から採取された唾液の血液型はすべて「A分泌型」であったこと、③現場等から採取された指紋はすべて少年らとは一致しなかったこと、④現場付近から採取された足跡痕も少年らとは一致しなかったこと、⑤少年らには犯行推定時刻にいずれもアリバイがあったことなどの事情が存在した。そして、控訴審は「被告人らについて本件犯行を結びつける証拠はないとし、かえって、被告人らは犯人ではないのではないかと強い疑問を抱かせる物的証拠すら存在する」として、控訴した少年ら四名全員に無罪判決を下した。

そこで、控訴しなかったSは血液型に関する鑑定書を新証拠として再審請求を行った。再審請求審は「共犯事件において、その内のある者が有罪判決の言い渡しを受け、それが確定した後にその共犯者とされていたものが無罪判決を受け、それが確定した場合など、相容れない判決が確定したという一事をもって、有罪判決の言い渡しを受けた者に対して、無罪を言い渡すべき明白な証拠を新たに発見したものととして、再審の開始をすることはできないが、右無罪事件の証拠の中に右有罪判決の証拠でなかったもので、かつ、無罪判決の言い渡しを受け得るに足る明白な証拠を新たに発見した場合には、それに基づいて再審の開始をすべきことになる」として、新証拠の明白性を検討し、確定判決を支える共犯者の各自白に重大な疑問が生じたとして再審を開始、請求人は無罪判決を得た（**自白の信用性評価の逆転**）。なお、この事件においては、控訴審、再審請求審、再審公判において、取調べに当たった警察官の暴行・脅迫が示唆されており、現に、国家賠償訴訟では警察官が暴行等により自白を強要したことが認められている点も特筆される。

**榎井村事件**は、香川県仲多度郡榎井村（現・琴平町）で発生した殺人事件であり、吉田勇が犯人として第一審で無

期懲役、控訴審で懲役十五年の有罪判決を受けたものである。有罪認定を支える証拠は、①「請求人に誘われて被害者方に盗みに入ったが被害者に発見された。逃げようとして外に飛び出したとたん、けん銃の大きな音が聞こえた」旨の共犯者とされたAの供述、②現場付近に遺留されていたバナマ帽、③そのバナマ帽が請求人のものであるとする証人らの供述（なお、原控訴審では証人らはことごとく証言を否定している）であり、とりわけ、Aの供述が柱となっている（**共犯者自白型**）。凶器とされた拳銃も、Aが所有していたとされる匕首も発見されていない。新証拠とされたのは、①警察官の誘導などによって虚偽自白をしたという共犯者Aの証言（なお、再審請求当時Aは生存していた）、②香川県警が発行した「重要犯罪端緒録」に記載されていたバナマ帽の買い手に関する証人Kの初期供述が確定判決の認定と異なること、③事件当時の水準でも帽子の汗取りに吸収された汗から血液型を判定することは可能であり、請求人の血液型はA型の分泌型であるとする新鑑定であった（なお、確定審では帽子の汗取りの汗に関する血液型は究明されていないため不明である）。

再審請求審は、旧証拠だけを見ても、共犯者Aの自白にはそれ自体に看過しがたい不自然な点が認められること、バナマ帽に関する証人らの供述があいまいであることなど、その信用性を疑わせるような疑問があるとしつつ、これらに上記の新証拠のいくつかを取り上げて新旧証拠を総合評価してみても、有罪と認定した証拠には「幾多の疑問」があって、新証拠が確定審の公判審理中に提出されていたならば有罪の認定には到達しなかったとして、再審開始決定を下し、同決定がそのまま確定した（**共犯者自白の信用性評価の逆転**）。

**福岡覚せい剤密輸事件**は、福岡市において、請求人がS及びHと共謀して覚せい剤を密輸したとして第一審では懲役十六年の有罪判決を受けた事件である。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、共犯者S及びHの供述であった（**共犯者自白型**）。新証拠とされたのは、①本件覚せい剤の密輸入の首謀者はS自身であるとするSの新供述、②請

求人から傷害を負わされたことから憎しみもあってありもしない事実を述べたとする日の新供述であった。再審請求審はこれらの新証拠が有罪認定に対して合理的な疑いを抱かせるものと判断し再審開始決定を下した。検察官は即時抗告したが、退けられた（偽証の証明）。

以上のように、この期の再審開始事件についても、偽証、アリバイの証明、真犯人の判明といった前期（第Ⅰ期）にみられたタイプが目立つ。他方で、この期では、自白の信用性評価の逆転や科学的証拠によって再審開始決定が下された新しいタイプの事例が登場するに至った。

（B）主な再審請求棄却事件

すでにみたように、この期では、白鳥決定を契機としてこれまで「開かずの門」であった再審がようやく開きだした。しかし、前記のような再審開始決定、再審無罪判決の裏で、以下のような多くの事件の再審請求が棄却されていたのも事実である。

事件名	事件発生	罪名(刑)	再審請求	再審棄却決定等
白鳥事件 (間接証拠型)	1952年1月	殺人等 (懲役20年)	①1965年10月	①(札幌高)1969年6月 (札幌高)1971年7月 (最高裁)1975年5月
牟礼事件 (共犯者自白型)	1950年4月	強盗殺人 (死刑)	⑤1970年9月  ⑥1978年3月 ⑦1979年3月  ⑧1984年1月	⑤(東京地)1975年3月 (東京高)1977年11月 (最高裁)1978年1月 ⑥(東京地)1979年2月 ⑦(東京地)1981年2月 (東京高)1981年11月 (最高裁)1983年11月 ⑧(東京地)1988年4月 ※1989年元被告人死亡
マルヨ無線事件 (自白存在型)	1966年12月	強盗殺人 放火 (死刑)	③1975年10月 ④1977年2月 ⑤1979年2月	③(福岡高)1976年8月 ④(福岡高)1977年10月 ⑤(福岡地)1988年10月 (福岡高)1995年3月 (最高裁)1998年10月

事件名	事件発生	罪名(刑)	再審請求	再審棄却決定等
名張事件 (自白存在型)	1961年3月	殺人・同未遂 (死刑)	④1976年9月 ⑤1977年5月  ⑥1997年1月	④(名古屋高)1977年3月 ⑤(名古屋高)1988年12月 (名古屋高)1993年3月 (最高裁)1997年1月 ⑥(名古屋高)1998年10月 (名古屋高)1999年9月 (最高裁)2002年4月
江津事件 (間接証拠型)	1962年11月	殺人 (無期懲役)	①1976年2月	①(広島高松江支)1979年3月 (広島高)1982年12月 (最高裁)1987年2月 ※1991年元被告人死亡
帝銀事件 (自白存在型)	1948年1月	殺人・同未遂 (死刑)	⑯1974年9月 ⑰1981年1月  ⑱1987年4月 ⑲1989年5月	⑯(東京高)1979年5月 ⑰(東京高)1986年9月 ※1987年5月元被告人死亡 ⑱(東京高)1987年7月 ⑲(東京高)2013年12月 ※請求人死亡により終了
狭山事件 (自白存在型)	1963年5月	強盗強姦 強盗殺人 (無期懲役)	①1977年8月  ②1986年8月	①(東京高)1980年2月 (東京高)1981年3月 (最高裁)1985年5月 ②(東京高)1999年7月 (東京高)2002年1月 (最高裁)2005年3月
丸正事件 (自白存在型)	1955年5月	強盗殺人 (無期懲役) (懲役15年)	①1963年12月	①(静岡地沼津支)1982年1月 (東京高)1986年10月 ※1989年元被告人の一人死亡 ※1992年元被告人の一人死亡 ※請求人死亡により終了。
波崎事件 (間接証拠型)	1963年8月	殺人 (死刑)	①1980年4月  ②1987年11月	①(東京高)1984年1月 (東京高)1985年2月 ②(東京高)2000年3月 ※2003年元被告人死亡
布川事件 (自白存在型)	1967年8月	強盗殺人 (無期懲役) (無期懲役)	①1983年12月	①(水戸地土浦支)1987年3月 (東京高)1988年2月 (最高裁)1992年9月
山本事件 (自白存在型)	1928年11月	尊属殺人 (無期懲役)	①1983年9月  ②1992年4月  ③	①(広島高)1987年5月 (最高裁)1990年10月 ②請求人死亡により終了 ※1994年元被告人死亡 ③(広島高)2001年3月 (最高裁)2003年10月

刑事再審の史的素描

事件名	事件発生	罪名(刑)	再審請求	再審棄却決定等
袴田事件 (自白存在型)	1966年6月	強盗殺人・放火 (死刑)	①1981年4月	①(静岡地)1994年8月 (東京高)2004年8月 (最高裁)2008年3月
日産サニー事件 (自白存在型)	1967年10月	強盗殺人 (無期懲役)	①1988年7月	①(福島地いわき支・開始) 1992年3月 (仙台高・取消)1995年5月 (最高裁)1999年3月

(請求第一審の再審棄却決定年月順。丸文字は再審請求の回数)

白鳥事件は、札幌市の路上で発生した殺人事件であり、札幌市警備課長の白鳥警部が何者かに殺害された事件である。事件発生直後から数十名の共産党関係者が逮捕され、村上国治が首謀者として共犯者らと白鳥警部を殺害することを共謀し、共犯者Sが同警部を殺害したとして起訴された(なお実行犯とされるSは捕まっていない)。第一審では無期懲役、控訴審では懲役二〇年の有罪判決が下された。直接証拠はなく、有罪認定を支えるのは、①村上が首謀者であるとする三人の証人の供述、②遺体から発見された弾丸一個と、犯行前に共犯者らが射撃訓練をしたとされる札幌市郊外の幌見峠で発見されたたとされる弾丸二個の計三個の弾丸、③それら計三個の同一の拳銃から発射されたとする鑑定書のみであった(間接証拠型)。

再審請求で新証拠とされたのは、①幌見峠で発見されたとされる弾丸二個は約一年九か月又は二年三か月経って発見されたものとは考えられないとする発射弾丸の腐食実験に関する鑑定書、②弾丸が同一の拳銃から発射されたことに疑義を呈する綾丘痕の幅、角度、傷等の比較対称・測定に関する科学的鑑定であった。

しかし、再審請求審は、新証拠によって弾丸二個の証拠価値は「原判決当時と比べいささか薄らいだことは否定できない」、原判決の認定の基礎になった鑑定書の証拠価値も「信頼性が低下したことは否めない」としながら、それらは証人の供述などの他の証拠の証拠価値には影響を及ぼさないとして、再審請求を棄却した。

異議審は、請求審とは異なり新証拠によって弾丸二個の証拠価値は「大幅に減退した

と言わざるを得ない」としたが、その証拠価値の減退は、原判決の基礎となったその余の証拠の証拠価値に、ただちに決定的な影響を及ぼすとは考えられず、「原判決の認定は、随所に有力な物的裏付けを有する多数関係者：の詳細な供述により、確固とした基礎を有すると認められ」とした。そして、特別抗告審の決定（白鳥決定）も、すでにみたように、傍論として著名な説示をしつつ、再審請求審において「疑わしきは被告人の利益に」の見地に立つても、異議審の再審請求棄却の判断は首肯することができるとした。

**牟礼事件**は、東京都三鷹市牟礼で発生した強盗殺人事件であり、被害者と最後に一緒にいることが確認されたMが逮捕されたが、Mが主犯は佐藤誠であると主張したため、佐藤も逮捕、起訴されたものである。佐藤は捜査、公判を通じて一度も自白しなかったが、最終的に佐藤には死刑判決が、Mには懲役一〇年の判決が確定した。有罪認定を支える柱となったのは、共犯者とされたMの自白であった（**共犯者自白型**）。なお、Mの自白によれば、被害者の殺害には台湾人Kも関与しているとされたが、Kはすでに死亡（病死）していた。

第八次再審請求審においては、①頭骨に損傷があることなどから被害者の殺害方法は原確定有罪判決の認定する「扼殺」ないし「絞殺」ではなく、殴打か刃物、またその併用であることを示す新証拠、②Mの供述によって発見された白骨死体と被害者の同一性判断の際に用いられたスーパーインポーズ法が同一性確認の方法としては不十分であることを示す新証拠などが提出された（もともと、頭骨そのものは保管していた東大医学部からいつの間にか紛失して現物はなく、やむなく記録中に残っている写真を利用するほかなかった）。しかし、再審請求審は、新規性の認められる各証拠、従前の再審請求手続で提出された全証拠および原確定裁判手続において取り調べられた全証拠を総合して検討しても、原確定判決の事実認定には合理的疑いは生じないとした。

**マルヨ無線事件**は、福岡市川端町のマルヨ無線株式会社で発生した強盗傷人、放火、殺人事件である。<sup>51</sup>生存者の証

言により、以前同社に勤務していた尾田信夫が逃亡先の東京で逮捕され、死刑判決を受けた。本事件においては尾田と共犯者が本件強盗を行い、被害者に傷害を負わせたことについて争いはないが、尾田らが「ストーブを足蹴りにして前面に横転させて放火した」か否かについて争いがある（一部無罪の主張）。請求人は、捜査段階で自白し、公判（第一審）でも全ての公訴事実を認めたが、控訴審及び上告審では放火の故意を争った（**自白存在型**）。

本格的な再審請求となった第5次再審請求で新証拠とされたのは、実況見分調書の写真等で火災の状況、ストーブの発見時の状況等を確認しながら、種々の実験を行い、そのデータを整理したうえで作成された実験結果報告書であった。その新鑑定によれば、火災後の現場にストーブの置台の跡が残っていること、本件ストーブにはストーブが傾くと裏蓋が開き石油タンクが本体から外れて燃焼を遮断する機能が付いていたが、この安全装置を働かせずに石油ストーブを前傾させることはかなりの困難を要することなどから、ストーブは火災発生時には直立したままの状態であったことが示された。なお、本件火災の原因でとされるストーブは廃棄されて現存しない。

再審請求審は、本件火災発生時にはストーブは横転している状態にあったと認定し、原確定有罪判決の事実認定は揺らがないとした。他方、即時抗告審は、新証拠及び裁判所が行ったストーブ転倒実験の結果から、請求人が「足蹴りにして横転させ」たことには合理的な疑問が生じているとしたが、「確定判決の認定した本件放火の方法に合理的な疑いが生じたからといって、直ちに、〇証言や〇実験、更には当裁判所の前記検証等の新証拠が刑法四三三五条六号という『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』に当たるとはいえない。…前記新証拠が、刑法四三三五条六号にいう『無罪を言い渡すべき明らかな証拠』に当たるといえるためには、申立人が本件ストーブを故意に転倒させ、その火を机等に燃え移らせて放火したとの事実について合理的な疑いを生じさせる必要があると考えられる。」とし、共犯者の証言等から「申立人（請求人）は両手を使って本件ストーブを転倒させたものと認めることができる」などとして、

新証拠の明白性を否定した。この即時抗告審の判断に対しては、「認定の入れ替え」と「確定判決が認定した事実に対する拡大解釈」によって確定判決の維持を図っており、「いかなる見解に立つとしても、再審請求審において確定判決の認定した事実と異なる事実を積極的に認定して、有罪であるとの結論を維持するということは、到底許されないはずである」と批判されたが、特別抗告審も「放火の方法のような犯行の態様に関し、詳しく認定判示されたところの一部について新たな証拠等により事実誤認のあることが判明したとしても、そのことにより更に進んで罪となるべき事実の存在そのものに合理的な疑いを生じさせるに至らない限り、刑訴法四三五条六号の再審事由に該当するということとはできないと解される。本件においては、確定判決が詳しく認定判示した放火の方法の一部に誤認があるとしても、そのことにより申立人の現住建造物放火の犯行について合理的な疑いを生じさせるものでないことは明らか」として、原判断を承認した（圈点引用者）。

また、弁護人が確定判決に標目が挙示されなかった証拠や再審請求後に提出された証拠を考慮して再審請求を棄却することは許されないと主張した点についても、白鳥・財田川決定及び名張事件平成九年決定（後述）を引きつつ「しかし、刑訴法四三五条六号の再審事由の存否を判断するに際しては、〇作成の前記書面等の新証拠とその立証命題に関連する他の全証拠とを総合的に評価し、新証拠が確定判決における事実認定について合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠であるか否かを判断すべきであり、その総合的評価をするに当たっては、再審請求時に添付された新証拠及び確定判決が挙示した証拠のほか、たとい確定判決が挙示しなかったとしても、その審理中に提出されていた証拠、更には再審請求後の審理において新たに得られた他の証拠をもその検討の対象にすることができるものと解するのが相当である」とした。

**名張事件**は、三重県名張市で発生した殺人及び殺人未遂事件であり、奥西勝が集落の懇親会で供されたぶどう酒に



毒を入れ、五人を殺害した犯人として逮捕、起訴されたが、第一審では無罪、控訴審で逆転有罪判決を受け死刑を言い渡された事件である。<sup>⑤</sup>

有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①犯行に使われた農薬混入の場所と機会に関する状況証拠（いわゆる一〇分間問題）、②ぶどう酒に装着されていた四つ足替栓の表面の傷跡が被告人の歯牙によって生じたとする鑑定書等、③請求人の捜査段階の自白であった（**自白存在型**）。

本格的な再審請求となつた第五次再審請求においては、四つ足替栓の表面の傷跡が請求人の歯牙によって印象されたことに疑義を呈する鑑定書等が新証拠として提出された。再審請求審は、この新証拠により、本件替栓の表面の傷跡は請求人の歯牙によるものであるとする原鑑定<sup>①</sup>の証明力は大幅に減殺されたものの、なお、請求人の歯牙によって印象されたとしても矛盾しないという限度では証明力を有しており、新証拠により証明力が減殺された原鑑定に、農薬混入の場所と機会に関する状況証拠（上記①）と請求人の自白（上記③）を合わせて総合評価すれば、確定判決の事実認定に合理的な疑問は生じないとした。

この再審請求棄却の判断は、異議審、特別抗告審でも追認された。とりわけ、特別抗告審（平成九年決定）では、新証拠によって旧証拠の証明力が大幅に減殺された場合でも、新旧証拠を総合評価して、原確定判決の事実認定に合理的な疑問が生じない場合は、新証拠の明白性を否定するという方向性が明示的に打ち出された点が特筆されよう。

なお、第六次再審請求においては、被告人の農薬混入の機会を否定する証人の証言を記した捜査官作成の二冊のノートが新証拠として提出されたが、その内容は捜査官自身が証人から直接聞いたものではなく、他の捜査官から伝え聞いた情報であつて証拠価値が乏しいとされ、再審請求が棄却された。

**江津事件**は、島根県江津市で発生した殺人事件であり、被害者を殺害して木屑置場に遺棄した犯人として後房市が

無期懲役の有罪判決を受けた事件である。有罪認定を支えているのは、①被害者の死体の発見状況と解剖所見、②被告人が被害者より金銭の返還請求を受けながら返還できず苦慮していたという証人の供述、③被害者が被告人の前記の金銭不払いについて立腹していたという証人の供述、④殺害日とされる日に殺害現場とされる場所付近で被告人と被害者が一緒にいたという証人の供述などの間接証拠である（間接証拠型）。請求人の自白はなく、犯行を目撃した者もないいうえ、犯行に用いられた凶器も「鋏、ガンズメ又はこれに類似する鈍器」というかたちで特定されていないことに本事件の特徴がある。

再審請求において新証拠とされたのは、①原確定有罪判決が犯行日を昭和三十七年一〇月八日と認定していることに関する証拠で、その後の九日以降に被害者が生存しているのを目撃した二人の証人が発見されたというもの、②犯行に用いられた凶器に関する新証拠で、真の凶器は火かき棒であるとされる鑑定書などであった。しかし、再審請求審は、①の新証拠について、証人のいう被害者に似ているという人物は、片足が悪く（義足で）、かつ、広島から江津へ出てきて江川で魚取りをしているという限度では被害者と同様であるが、実際の被害者とは人柄や話し方等において著しい相違があることから、被害者が九日以降も生存していたことを疑わせる証拠とはいえないとし、②の新証拠については「兇器としてみた場合、右火かき棒の方が前記ガンズメよりも、Uの頭蓋骨の損傷状況に適合するとしても、そのことだけで右火かき棒の存在をもって請求人に無罪を言い渡すべきことが明らかな証拠であるということとはできない」と判示した。請求人は異議申立てをしたが棄却され、特別抗告も棄却された。

この江津事件では、関係者が嘆息するように「確定判決そのものが証拠に基づいた判断が乏しいため、逆にその矛盾を証拠によって解明することが困難となっている。…。もともと自白もなければ、目撃者もなく、凶器もないままに有罪を認定されているからである。無罪を言渡す明らかな証拠を提示するには、真犯人をつきとめるか、被告人の

アリバイを立証するとか、犯行の日とされたとき被害者はまだ死んでいなかったことを立証するほかはない」という問題点が顕著に表れている。

**帝銀事件**は、東京都豊島区の帝國銀行椎名町支店で発生した強盜殺人、同未遂事件である（なお、広義では、同事件の前に発生した安田銀行荏原支店事件〔強盜殺人未遂〕、三菱銀行中井支店事件〔強盜殺人予備〕を含む<sup>56</sup>）。帝國銀行椎名町支店において、閉店後、銀行員ら一六名が青酸性の毒物を飲まされ、十二名が死亡し、平沢貞通が犯人として死刑判決を受けた。有罪認定を支える有力な証拠となったのは、請求人の自白および「犯人と請求人が似ている」旨の目撃者の証言である（**自白存在型**）。白鳥決定前に第一五次にも及ぶ再審請求がなされているが、いずれも棄却されている。<sup>57</sup>

白鳥決定後の本格的な再審請求となった第十七次再審請求では、①毒物配分に関する新証拠、②アリバイ成立に関する新証拠、③平沢の犯人性を否定する被害者（目撃者）の新証言、④犯人が使用した名刺に関する新証拠、⑤真犯人が旧陸軍七三一部隊の関係者であることを示す新証拠、⑥請求人の精神鑑定を弾劾する新証拠が提出されたが、いずれも新規性又は明白性がなしとして棄却された。

**狭山事件**は、埼玉県狭山市で発生した強盜強姦、殺人事件であり、石川一雄が犯人として第一審では死刑判決、控訴審では無期懲役の有罪判決を受けたものである。<sup>58</sup> 有罪認定を支える証拠とされたのは、①本人の自白、②被告人の自白によって発見されたとされる被害者のものとされる靴、万年筆及び腕時計（秘密の暴露）、③脅迫状及び封筒、犯行現場で採取されたとされる足跡、被害者の体内に残留していたB型の体液、死体とともに発見された手拭及びタオル、犯行現場付近で発見されたスコップなどの客観的証拠、④客観的証拠と被告人を結びつける筆跡鑑定、足跡の同一性に関する鑑定、血液型に関する鑑定、スコップの土壤に関する鑑定であった（**自白存在型**）。

第一次再審請求では、自白と客観的事実の齟齬を指摘する新証拠及び客観的証拠と被告人との結びつきを否定する新証拠などが提出されたが、当該証拠は上告審においてすでにその内容を了知、審査されていることを主な理由として新規性又は明白性が否定された。

第二次再審請求においても、自白と客観的事実の齟齬を指摘する新証拠等が提出されたが、第一次再審請求ですでに判断を経たものであること、また異議審で初めて提出された新証拠であることなどを理由に不適法であるとされ、さらにその他の新証拠も証拠価値は乏しいとして棄却された（現在、第三次再審請求中）。

**丸正事件**は、静岡県三島市の丸正運送店で発生した強盗殺人事件であり、李得賢に無期懲役、鈴木一男に懲役十五年の判決が言い渡された事件である。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、鈴木<sup>⑤</sup>の自白であった（**自白存在型**）。本件の上告審の係属中に担当弁護士が真犯人を記者会見で名指しし、上告棄却後は出版した著書の中でも実名を挙げ、摘示したため、弁護士が名誉毀損罪に問われ、その間、再審請求が進行しなかったという特異な経過がある。再審請求で新証拠として提出されたのは、被害者の死亡推定時刻が異なるとする三つの鑑定であった。

事実上の再審となった名誉毀損事件では担当弁護士に有罪判決が確定した。他方、再審請求審でも再審請求が棄却され、即時抗告審も棄却された。

**波崎事件**は、茨城県鹿島郡波崎町で発生した殺人事件であり、富山常喜が被害者を毒殺した犯人として死刑判決を受けた事件である。確定判決<sup>⑥</sup>によれば、請求人は青酸化合物をカプセル（硬カプセル）に入れ、被害者を毒殺したとされる。有罪認定を支えるのは間接証拠のみであるが、とりわけ柱となる有力な間接証拠は、被害者が死の間際に苦しみながら、複数回、「菓を飲まれた、箱屋（註―請求人のことを指すとされる）だ」「箱屋にだまされた」旨の発話をしたという被害者の妻の証言（伝聞供述）であった（**間接証拠型**）。

第二次再審請求では、①請求人が所有していたカプセル剤Tのカプセルには、被害者の胃の内容物から検出されたチタンが含まれていないこと、②被害者の妻の伝聞供述には信用性がないことなどを示す新証拠が提出された。しかし、請求審は、確定判決は本件殺人事件に使用されたカプセルをカプセル剤Tのカプセルとまで特定して認定しているものではなく、被害者の妻の伝聞供述も確定前の審理における弁護人の反対尋問に十分耐えていることからその信用性に特段疑問を入れる点はないと判断し、再審請求を棄却した。

**布川事件**は、茨城県北相馬郡利根町布川で発生した強盗殺人事件であり、桜井昌司と杉山卓男が共犯として無期懲役の有罪判決を受けたものである。<sup>61</sup>有罪認定を支える証拠とされたのは、本人らの自白と犯行日時、場所に近接した日時、場所で見たと二人を見たという六名の証言のみであった（**自白存在型**）。

第一次再審請求で新証拠とされたのは、①死後経過時間が確定審の鑑定より短いとする鑑定意見書等、②証人・関係人らの新供述を録取した弁護士録取書、③被告人方前で請求人ら二人を見たとする証言の信用性を弾劾するバイク実験結果報告書等であった。しかし、再審請求審は上記新証拠は原確定判決の認定と矛盾するものではなく、また信用性も低いとして明白性を認めず、再審請求は棄却された。

**山本事件**は、広島県比婆郡（現・庄原市）で発生したとされる殺人事件である。<sup>62</sup>被害者F（請求人の義母）は水の入った飯櫃に首を突っ込んだ姿勢で死んでおり、かかりつけの医師は「事故死」と診断したが、警察医が「扼殺」とされたことから事件に発展した。当初は家を最後に出て、かつ死体を最初に発見したT（請求人の妻）の犯行であるとされたが、Tが夫である山本久雄の犯行であると供述したことから、同人が逮捕、起訴され、義母Fを殺害した（尊属殺人）として無期懲役の有罪判決を受けたものである。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①本人の自白、②その自白を裏付ける被害者の死因を「扼殺」とする鑑定書であった（**自白存在型**）。戦災による記録の喪失等があり

新証拠の発見は困難であったが、被害者の死因を「扼殺」とする当時の鑑定書が発見されたため、この鑑定書を基として、被害者の死因を「扼殺」とする根拠はなく事故死の可能性が高いとする再鑑定が新証拠として提出された。

再審請求審は、明白性判断において「確定判決に記載された証拠の内、請求人の…自白を裏付けるのはK鑑定書のみであるという証拠構造に照らすと、右の判断方法に従い、新証拠によってFの死因が扼死であるとするK鑑定書の結論に合理的な疑問が生じたときに、新証拠の明白性が認められるものと言える」としたうえで、新証拠及び検察側の鑑定意見を検討し、「Fの各所見から、扼頸及び窒息死の所見中にやや弱いとみられる部分があったとしても、これらを総合して考慮すると扼死の可能性は相当に強いと認められるところ、その他の死因として考え得る病死については積極的な資料がなく推測によるところが多いし、溺死については発見時の状況から、その疑いが生じるものの、これを窺わせる資料が極めて弱いうえ、これらの死因では頸部の損傷を合理的に説明できず…他の死因は考え難いことをも考慮すると、Fの死因を扼死であると認めてもとくに不合理とはいえない」、「K鑑定書には幾らかの誤り、不備も窺えるが、Fの死因を扼死であるとするK鑑定書の結論については、新証拠によって合理的疑いが生じたとは認め難いから、右の新証拠は『無罪ヲ言渡スヘキ明確ナル証拠』であるとは認められない」とした。その後の、第二次再審請求、第三次再審請求も退けられた。

**袴田事件**は、静岡県清水市のみそ工場で発生した強盗殺人、放火事件であり、袴田巖が犯人として死刑判決を受けた事件である。<sup>(8)</sup> 有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、請求人の公判中のみそ工場のみそタンクの中から発見された血染めの五点の衣類をはじめとする間接証拠であった（なお、控訴審で五点の衣類のうちのズボンを着着する実験が行われた際、請求人はズボンが小さすぎて穿くことができなかったが、裁判所はみそに浸けられたことにより布地が縮んだものと判断した）。捜査段階の自白調書も計四十五通存在したが、確定判決は検察官調書一通についてののみ

任意性を認め、その他は長時間の取調べ等を理由にすべて証拠排除した。判決中において「本件捜査のあり方は、『実体真実の発見』という見地からはむしろ、『適正手続の保障』という見地からも、厳しく批判され、反省されなければならぬ」という付言がなされていることが特筆される。もともと、任意性を認められた自白調書は確定判決の標目  
に挙げられておらず、補助証拠としての位置づけとなっている（**自白存在型**）。

第一次再審請求で新証拠とされたのは、①請求人の自白通りの犯行後の脱出方法は不可能であること、②凶器とされたくり小刀では被害者らの成傷は不可能であり、またくり小刀は被害者四人を殺害するに耐えない強度であること  
を示す鑑定書など、主に自白の信用性を弾劾する新証拠であった。

しかし、再審請求審は、弁護人が請求人の自白を本件犯罪事実の決定的証拠としているのは本件の証拠構造を正解  
しているものではなく、上記新証拠も確定判決に合理的な疑いを生じさせるものではないとした。

即時抗告審では、①五点の衣類のうち、請求人にネズミ色スポーツシャツと白半袖シャツを着用させた場合、請求  
人の右上腕部の傷、ネズミ色スポーツシャツ、白半袖シャツとの傷の位置関係がそれぞれ異なっている（同一機会に  
傷が形成されることはない）ことを示す鑑定書、②五点の衣類のうち、重ね着したはずの衣類の血痕の位置が異なっ  
ていることを示す鑑定書、③鉄紺色ズボンの収縮前のウエストでも、事件当時使用していた他のズボンと比較して明  
らかに小さいことから、同ズボンは請求人の者ではないことを示す鑑定書などが提出されたが、裁判所は上記鑑定  
の証明力が限定的であることなどを根拠に新証拠の明白性を否定した。

この第Ⅱ期のおわりには、いったん再審開始決定が出たものの、上級審によって取り消された事例も登場すること  
になった。いわゆる日産サニー事件がそれである。

**日産サニー事件**とは、福島県いわき市で発生した強盗殺人事件であり、斎藤嘉照が犯人として無期懲役の有罪判決

を受けた事件である。有罪認定を支える決定的な証拠とされたのは、本人の自白であった（**自白存在型**）。請求人と犯行とを結びつける物証は何一つ存在しない。新証拠の柱となったのは、被害者の頸部の創傷は果物ナイフでは成傷不能ないし困難であり、ドライバーであつても成傷不能とする新鑑定であつた。

再審請求審は、まず、自白の注意則にしたがつて請求人の自白を詳細に検討したうえで、新鑑定が提起した合理的疑問については「本件果物ナイフもまた本件犯行の用に供されたことまでを直ちに否定するものではないが、少なくとも本件ナイフの外にも前記想定刃器が使用されたものと考えるのが合理的である。（原文改行）このことは、被害者が持ち出した本件ナイフを使ったというだけで、他の右のような想定刃器について何ら触れることのない請求人の自白及びこれを信用してなした確定判決の事実認定を根底から揺るがすものと言わざるを得ない」と評価し、自白の信用性については「請求人が本件犯行の真犯人であるとした場合、請求人の自白には到底考えられないような種々の重大な疑問が残るのである。しかし、さればと云って、真犯人でもない者が何故に自己が犯人であるとして、かくも積極的に具体的に詳細な自白をなしたのか、これ又不可解なことである。（原文改行）これを要するに、当裁判所はこの点の真相を結局説明することができないまままで終わらざるを得ないことになる」とした。そして、「本件事件については、新証拠とそれ以外の証拠を総合すると、唯一の直接証拠である請求人の自白には幾多の疑問があり、それらは確定判決の本件事件についての有罪認定に合理的な疑いを入れる程度のものであるから再審を開始するのが相当である」として、再審開始決定を下した。

他方、即時抗告審では、新証拠の明白性について全く異なる判断がなされ、再審開始決定が取り消された。すなわち、即時抗告審は「刃器による創傷の形成過程は：諸条件によつて大きな影響を受けるものである関係上、刃器を用いた殺傷事件に関する創の形成過程についても、いわば無数ともいふべき場合が考えられる」のであつて、「〔新〕鑑



定によっては、本件果物ナイフが被害者の創の成傷器となり得ないとまでは断言できないとして、新鑑定によっては、請求人の成傷器に関する自白の信用性は減殺されなかったからである。そして、原決定が多くの疑問を提示した自白の信用性についても、自白の核心部分は揺るがないとした。

なお、日産サニー事件の再審では、凶器とされた果物ナイフなどの当時の主な物証が還付されたと推定される先ないし警察に照会等したが、ほとんどが全て所在不明であったとされる。

(C) 白鳥・財田川決定の意義と限界

白鳥決定は、戦後の刑事裁判史に大きな足跡を残した決定である。そして、同決定は無実を主張する請求人の魂の叫びを遮った再審棄却決定であるにもかかわらず、再審が「無辜の救済」のための人権の制度であることを位置付けた決定として特殊な地位を与えられている。

もつとも、当初からこの白鳥決定には「あいまいさ」があるとされてきた。<sup>(65)</sup>戦後の再審史を素描するうえで、白鳥決定、そしてそれに引き続き財田川決定の意義ないし限界を押さえておくことが肝要となる。

まず、白鳥決定の再審理論史上の意義は——すでに指摘されているものの——大きく三つあると思われる。

一つ目の再審理論史上の意義は、明白性の判断方法を明らかにしたということにある。すなわち、「明らかな証拠であるかどうかは、もし当の証拠が確定判決を下した裁判所の審理中に提出されていたとするならば、はたしてその確定判決においてなされたような事実認定に到達したであろうかどうかという観点から、当の証拠と他の全証拠と総合的に評価して判断すべき」として、新証拠の孤立評価でなく、新旧証拠の総合評価を提唱したからである。学説上、争点となっていた心証引継説か、再評価説かという議論には終止符が打たれた。<sup>(66)</sup>

二つ目の再審理論史上の意義は、明白性の判断基準をあきらかにしたということにある。すなわち、四三五条六号にいう「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」とは、「確定判決における事実認定につき合理的な疑いをいだかせ、その認定を覆すに足りる蓋然性のある証拠」であるとしたからである。とりわけ、この判示は、白鳥事件の請求棄却決定及び異議申立棄却決定が、明白性を「有罪等の確定判決を覆えし無罪等の事実認定に到達する高度の蓋然性」(圈点引用者)として、あたかも無罪の立証を請求人に求めるがごとき判断をしたことへのアンチテーゼの意味を持っていた。

三つ目の再審理論史上の意義は、再審にも「疑わしきは被告人の利益に (in dubio pro reo)」の原則(以下、利益原則)ということがある)が適用されることを明言したことである。すでにみたように、学説では、従来から、再審にも利益原則が適用されるか否かがひとつの論点となっていたが、白鳥・財田川決定はその議論に終止符を打った。

その法理はさらに、財田川決定でも確認され、利益原則の具体的適用にあたっては、白鳥決定の「無罪を言い渡すべき明らかな証拠」の定義にそって「確定判決が認定した犯罪事実の不存在が確実であるとの心証を得ることを必要とするものではなく、確定判決における事実認定の正当性についての疑いが合理的な理由に基づくものであることを必要とし、かつ、これをもつて足りる」と解すべきであるから、原確定有罪判決の、すなわち旧証拠それ自体で「犯罪の証明が十分でないことが明らかになった場合にも右の原則があてはまるのである」とされた。<sup>67)</sup>

したがって、白鳥・財田川決定では、新旧証拠の総合評価において、合理的疑いが残らない場合は明白性を否定し(白鳥決定)、合理的疑いが残る場合は明白性を肯定する(財田川決定)という二つのベクトルが示されたことになる。<sup>68)</sup> もっとも、具体的な利益原則の適用において、どのような場合に「合理的な疑い」が生じるのかという点では、課題が残された。この課題は、のちにみるように、いわゆる証拠構造論との関係でさらに先鋭化することになった。次に、白鳥・財田川決定の政策的意義についてである。

白鳥決定は、裁判の「効率化要求」を掲げ、一定のバランス感覚を有した村上コートのもとでの小法廷決定であった。最高裁による憲法解釈が一段落し、一九七五年以降、最高裁は——刑事手続に関して言えば、とりわけ捜査法の領域で——判例による政策形成に力を注ぐことになった。他方、すでにみたように、これまでの裁判実務から生じた誤判の疑いのある事例も多くにのぼっており、立法的解決を試みる動きや学会での再審についての議論も活発になっていた。このような時期に最高裁は白鳥決定、そしてそれに引き続く財田川決定を通して、再審についても一定の「法形成」を図ったものとみることができる（もつとも、このような政策形成の方向性については、最高裁内部でもコンフリクトが生じていたふしもみうけられる<sup>(70)</sup>）。しかし、その「法形成」はあくまでも「我が国の法制度は、その文化に根付いた独自性をもつものとして定着しつつある<sup>(71)</sup>」という自己評価を背景とした「法形成」であった。そして、裁判所による「法形成」は、判例法であるがゆえに、事案に対して柔軟に対処できる一方で、政策形成いかんでは「もろはの刃」となりえた。

これまで、白鳥・財田川決定の意義についてみてきたが、しかしながら、両決定には、少なくとも、次のような限界があったと思われる。

まず、新旧証拠の総合評価の方法について、究極的には裁判官の自由心証を許容しているという点である。ひとくに「新旧証拠の総合評価」といっても、その評価の方法は様々なものがありうる。たとえば、まず新証拠の証明力を確認したのちに他の旧証拠を再評価して有罪認定は維持できるとすることも（この方法は「限定的再評価」と批判されることもある）、まず旧証拠を全面的に再評価したのちに、新証拠を投入して総合評価し有罪認定は維持できないとすることも（これは「全面的再評価」といわれることもある）、理論上、「新旧証拠の総合評価」といえる。その意

味で、白鳥・財田川決定の判旨からは、「限定的再評価」又は「全面的再評価」を採るかどうか、利益方向の再評価又は不利益方向の再評価を行うかどうか、さらには財田川決定のように旧証拠の脆弱性を重視して総合評価を行うかどうかは、請求審裁判官の自由な心証によるということになる（なお、白鳥決定も、証拠構造を組み替えた原決定を是認している。）

次に、上記と関連して、明白性の判断基準における「合理的な疑い」の判断、換言すれば「疑わしいときは被告人の利益に」の原則の判断も、請求審裁判官の自由な心証に委ねられるということである。したがって、判断主体たる裁判官、あるいは事件の性質（とりわけ死刑事件など）や証拠構造に応じて「合理的な疑い」の基準が変わりうる。これらの限界は、白鳥・財田川決定の判示、そして判例法としての限界である。

このように、白鳥決定は刑事再審史に大きな影響を与えた反面、大きな限界も内在させていた。「疑わしいときは被告人の利益に」の原則を、刑事手続のひとつである再審の局面でも適用することは、あまりに当然のことともいえないくもない。他方、当然の原則を唱えることで、再審無罪判決が相次いだということも日本の刑事裁判の病理の裏返しと評価できるかもしれない。

白鳥決定が、すでにみたような意味での裁判官の自由心証を許容している限り、必罰主義、すなわち再審棄却の方向へと容易に転換する危険を秘めていた。しかし、再審の閉塞状態で高唱された「疑わしいときは被告人の利益に」の原則の響きは、白鳥決定という再審棄却決定を「無辜の救済」のための決定へと変容させ、その後の財田川決定の存在によって、もはや判例法を超え、「無辜の救済」のための理念ないし思想にまで昇華された感がある。そこに一種の幻想がみられるように思われる。

## (2) 立法の動き

この期の立法の動きは、引き続き再審法の改正を訴えていく動きと、再審実務において顕在化してきた諸問題を是正しようとする動きに分けられる。<sup>②</sup>

まず、前者の再審法改正については、一九七五（昭和五〇）年二月に、当時の堂野日弁連会長が再審法改正について諮問し、この諮問を受けて、翌三月一日に、日弁連内に再審法改正合同小委員会（人権擁護委員会と司法制度調査委員会の合同委員会）が発足した（なお、その二か月後には白鳥決定が出されている）。そして、弘前事件（一九七六年七月再審開始決定）、加藤事件（同九月開始決定）、米谷事件（同一〇月開始決定）と立て続けに重大事件で再審開始決定が下されたのち、一九七七年には日弁連理事会で、前記の日弁連「改正要綱」に連なる再審法改正案（「昭和五十二年案」）が承認され、この理事会承認を受けて日弁連国会等対策会議内に「再審法改正部会」が設置された。そして、この再審法改正部会を中心として日弁連は政党などに再審法改正の実現を要請していく活動を展開していった。その後、政党からも日弁連昭和五十二年案を基礎としながらも実現可能性のある内容とした日本社会党の「第一次改正案」（一九七九年四月国会提出）、その後の免田、財田川、松山の死刑再審三事件を通じて改正すべき課題を踏まえた日本社会党の「第二次改正案」（一九八四年五月国会提出）、日本共産党の「改正案」（一九八四年七月国会提出）が出された。

ほぼ同時期には、日弁連「再審通信」が発行され（第一号は一九七七年発行）、全国再審弁護団会議も行われるようになった（第一回は一九七九年）。

一九八一年四月には、前記の再審法改正部会が「再審法改正実行委員会」に改組、発足した。同年の末には日弁連人権擁護委員会内に「誤判原因調査研究委員会」が設置された。

一九八五年には日弁連理事会で、再審法改正案（修正案）が承認された（平成三年案）。この日弁連の「平成三年案」は「日弁連のこれまでの作業の集大成」とされたが、大要、次のような内容であった。<sup>(7)</sup>

すなわち、①刑訴法四三五条六号の再審要件を「事実誤認があると疑うに足りる証拠をあらたに発見したとき」として緩和ないし拡大したこと（刑訴法四三五条）、②確定判決に代わる証明の要件を緩和したこと（同四三七条）、③裁判官の除斥忌避規定も再審請求審に適用されるとしたこと（四三八条の二）、④再審請求後の国選弁護士制度を新設したこと（刑訴法四四〇条二項）、⑤在監の請求人と弁護士との秘密交通権を明文で規定したこと（同四項）、⑥免田、財田川両事件の無罪判決時に検察官が四四二条を拡張解釈して身柄を釈放した例に鑑み、再審請求段階における刑の執行停止について裁判所に加え、検察官の権限としても残し、かつ、申立又は職権で裁判所が刑の執行停止を命じ得ることにしたこと（同四四二条）、⑦再審請求の取下げ時期を明確化したこと（四四三条）、⑧再審請求の審理において公開の法廷で⑨再審の請求の理由の陳述、⑩事実の取調請求とその取調、⑪事実の取調の結果についての意見陳述を行うこととし、同時に検察官の反対立証を制限したこと（同四四五条）、⑫再審開始の決定があった場合、原確定判決による刑の執行は許されないことを規定したこと（四四八条）、⑬再審開始決定に対する不服申立を禁止したこと（同四五〇条）、⑭即時抗告、特別抗告の申立期間を延長したこと（同四五〇条）、⑮無罪判決を受けた場合、再審請求についても費用補償をおこなうことを規定したこと（一八八条の七）、⑯再審請求の決定を事前に通知することを規定したこと（刑訴規則二八六条の二）である。

他方、再審実務において顕在化してきた諸問題を是正しようとする動きも見られた。

たとえば、無罪の確定判決を受けた者に対し、公訴の提起から裁判の確定に至るまでに要した費用を補償する刑事訴訟法の一部を改正する法律（費用補償一九七六年）、刑事事件に係る訴訟の記録は第一審の裁判をした裁判所に対

応する検察庁の検察官が保管することとし、再審の手続のため保存の必要があるときは、職権で、または再審の請求をしようとする者等の請求によつて保存することなどを定めた刑事確定記録保存法（一九八七年五月国会提出）、刑事補償の額を増額等する刑事補償法の一部を改正する法律案（一九九二年国会提出）がそれである。

### （3）日弁連と司法改革

死刑再審四事件の前進に大きな推進力を与えたのは、日弁連の活動であった。すでにみたように、この期の日弁連の動きは、目の前の無辜の救済に取り組みながらも、再審法改正という立法改正をメインにしていた。

一つの転機となったのは、刑事訴訟法四〇周年にあたる一九八九（平成元）年に松江市で開かれた第三十二回人權擁護大会であった。<sup>74</sup> この松江大会における「刑事裁判の現状と問題点」と題されたシンポジウムでは、「今年には刑事訴訟法施行四〇周年にあたる。この四〇年間を振り返って、わが国の刑事裁判について、司法統計資料等の犯罪検挙率や有罪率の高さあるいは裁判期間の短さなどの数字を根拠として良好な現状にあると評価する法曹関係者も少なくない。：。（原文改行）他方これとはまったく逆に、刑事裁判の形骸化はもはや『絶望的である』との意見もある」という現状認識を前提として、憂慮すべき状況にあるわが国の刑事手続を抜本的に改革することが目指された。<sup>75</sup> 再審における誤判救済という問題から、捜査、起訴、公判、上訴という流れの中で、日本における「誤判の構造」を解明し、改善を行う方向性が示されたわけである。

この松江大会の決議を受けて、翌年の一九九〇（平成二）年に誕生したのが「刑事弁護センター」であった。<sup>76</sup> もともと、この刑事弁護センターでは当面の活動の重点を「捜査段階の弁護」に置くことが定められた。<sup>77</sup> そして、同年九月には大分県で、同年十二月では福岡県で当番弁護士制度が導入された。さらに翌年一九九一（平成三）年の宇都宮

市で開かれた人権擁護大会でも、刑事手続全体の改革の重点を当面は起訴前弁護に置くことが定められ、「二〇〇〇年までに刑事手続の改革をする」ことが正式に宣言された。<sup>(78)</sup> 刑事弁護センターをはじめとした日弁連による刑事手続改革の背後にあったのは、再審問題に対する日弁連の活動のこれまでの実績であり、その自負であった。<sup>(79)</sup> 当番弁護士制度をはじめとする刑事弁護の実践によって、捜査官に調書を作らせないとすると取調べをやっての意味がない、そうすると取り調べ時間は短くなる、調書がとれなくなると裁判は本来の原則的な口頭主義・直接主義にならざるを得ない、という楽観的な見方も散見するようになった。<sup>(80)</sup>

他方、一九九二（平成四）年には、日弁連の「再審法改正実行委員会」が廃止され、その活動は刑事弁護センターと人権擁護委第一部会に承継された。<sup>(81)</sup> 日弁連としては再審法改正の旗を降ろしたわけではなかったが、捜査弁護を中心とした弁護の実践が最優先された結果、再審法改正が後景に退いたことは明らかであった。その後、再審でも弁護の実践が強調されることになるが、その背景には白鳥・財田川決定に依拠すれば、再審開始がとれるという意識が伏在していたように思われる。

なお、このころ、法曹人口増加に反対していた日弁連は、一九九八年を画期に、「法曹一元」の導入とあわせて、法曹人口増加に賛成するようになったが、法曹人口増加のひとつの理由として、被疑者国選弁護の導入が日弁連によって説かれたことも重要であろう。最終的に、日弁連が目指していた「法曹一元」は実現せず、法科大学院制度の導入と法曹人口の大幅な増加だけが実現することになった。<sup>(82)</sup> さらに、日弁連は司法改革の当事者となった結果、従来の「体制外」での活動から、「体制内」での活動に大きく軸足を移すことになった。これまで日弁連が打ち出してきた「誤判の構造」の改革は、ある意味、既存の体制の大きな変革をも伴うものであったが、これ以降、日弁連は「体制内」での改革の中で「誤判の構造」の改革を行うというパラドキシカルな課題に向き合うことになった。



(4) 学説の動き

この期の学説の特徴は、白鳥・財田川決定の法理を定着、発展させる動きと、同決定以降の開始決定ないし棄却決定において新たに提起された実務上の問題に対応していく動きにみられる。

前者については、白鳥・財田川決定の判示に関して、前期（第Ⅰ期）の理論的蓄積を踏まえつつ、「明白性」の判断方法と請求審における「疑わしきは被告人の利益に」の原則をめぐって激しく議論が行われた。周知のように、「全面的再評価」か、「限定的再評価」かという議論がそれである。とりわけ、白鳥・財田川決定の論理を敷衍するために、証拠構造論が提唱されはじめたことが重要であろう。すでにみたように、白鳥・財田川決定には「合理的疑い」の有無について不明確な点が残っていたが、証拠構造論によれば「証拠構造の分析を通して、総合評価による明白性判断の基準、すなわち確定判決への合理的疑いの有無の判断基準が明確化・客観化される」とされ、いわゆる全面的再評価説と組み合わせる有力に主張されることとなった。

後者については、多くの再審開始決定、再審無罪判決を踏まえて、開始決定の法的性格、即時抗告の可否、刑の執行停止に関わる原確定判決の効力の失効時期、再審公判の手続など、再審開始決定以後の理論的研究も深化され、すでにみた立法提案にも反映された。また、再審における証拠開示の重要性も認識されるようになった。<sup>(87)</sup>

再審研究をまとめた大部の研究書の公刊も相次いだ。弘前事件、加藤事件、米谷事件の再審開始決定、そして財田川決定が出された一九七六年に開催された、第十九回人権大会のシンポジウム「再審と人権」をきっかけとして、日弁連はこれまでの取り組みと白鳥決定以降に顕在化した実務上の諸問題をまとめた『再審』<sup>(88)</sup>を公刊した。

また、刑事法学者による「刑事再審制度研究会」の成果が、一九八〇年に『刑事再審の研究』としてまとめられ、これにより再審の解釈論上の論点の検討がほぼ完成した。<sup>(89)</sup>

さらに、日弁連は、免田事件、財田川事件、松山事件の再審無罪判決、そして島田事件の再審開始決定の経過と意義を踏まえて、一九八六年に『続・再審』を世に問うた。<sup>(90)</sup>

これら一連の著作には、再審事件を素材に誤判原因を究明するということも念頭に置かれていたが、これらの誤判原因が昭和四〇年、五〇年代以降の再審確定事件にも妥当するかを明らかにし、刑事手続全体の中で誤判のメカニズムの解明を志向した『誤判原因の実証的研究』（一九九八年）も公刊された。<sup>(91)</sup>

他方、この期の終わりには、一部の学説から、一九八〇年代半ば頃から再審の裁判実務で誤判救済の停滞状況がみられるとされ、再審の「逆流現象」が指摘されるようになったことも見逃せない。<sup>(92)</sup>そして、この「逆流現象」をもたらした棄却決定においては、明白性判断において、「全面的再評価」ではなく「限定的再評価」がとられていることが強調された。そして「このような事態の克服の道は、棄却決定の論理が白鳥・財田川決定に反するものである限り、他ならぬ白鳥・財田川決定が用意しているといえる」として、白鳥・財田川決定に回帰することが提唱されることになった。<sup>(93)</sup>

(35) 免田事件については、横山晃一郎・鯉越溢弘「免田事件」『刑事再審の研究』（一九八〇年）三一五頁以下、竹澤哲夫「免田事件判決―再審問題の中での位置づけ」法時五十五卷一〇号（一九八三年）九頁以下、真部勉「免田再審判決」自正三十四卷九号（一九八三年）十二頁以下、『続・再審』（一九八六年）八頁以下なども参照。また、免田栄「免田栄獄中ノート」（二〇〇四年）なども参照。

(36) 財田川事件については、川崎英明「財田川事件再審開始決定」法時五十一卷十一号（一九七九年）四〇頁以下、福井厚「財田川事件」『刑事再審の研究』（一九八〇年）三四四頁以下、北山三郎「財田川事件再審公判」法時五十五卷一〇号（一九八三年）三十八頁以下、『続・再審』（一九八六年）七〇頁以下なども参照。

- (37) 〔松山事件については、田中輝和「松山事件からみた再審問題」法時四十九卷三号（一九七七年）四十九頁以下、大出良知「松山事件」『刑事再審の研究』（一九八〇年）四一三頁以下、青木正芳「松山事件再審公判の現状と課題」法時五十五卷一〇号（一九八三年）四十六頁以下、『続・再審』（一九八六年）一四三頁以下なども参照。〕
- (38) 島田事件については、村上健「島田事件」『刑事再審の研究』（一九八〇年）三九九頁以下、佐藤久「島田事件」法時五十七卷一〇号（一九八五年）六十六頁以下なども参照。
- (39) 最高検察庁『再審無罪事件検討結果報告』（一九八六年）冤罪（誤判）防止コム [http://www.enzaiboushi.com/2003skeisai/post-46.html]、誤判問題研究会「最高検察庁『再審無罪事件検討結果報告』免田・財田川・松山各事件」について、法時六十一卷八号（一九八九年）八十五頁以下参照。
- (40) 弘前事件については、田中輝和「弘前事件」『刑事再審の研究』（一九八〇年）三三二頁以下なども参照。
- (41) 加藤事件については、大野平吉「加藤事件」『刑事再審の研究』（一九八〇年）三〇二頁以下なども参照。
- (42) なお、請求人は金銭面及び夫人が病氣であることを考慮して上告を断念した。米谷事件については、能勢弘之「米谷事件再審開始決定」法時四十九卷三号（一九七七年）四十六頁以下、田中輝和「米谷事件」『刑事再審の研究』（一九八〇年）三七二頁以下など参照。
- (43) 徳島事件については、和田岩吉「原田香留夫編『富士茂子事件・再審入門』。徳島ラジコ商殺し。冤罪」（一九七八年）、高田昭正「徳島事件」『刑事再審の研究』（一九八〇年）三八六頁以下なども参照。
- (44) 梅田事件については、梅田事件弁護団「梅田事件再審請求審の問題点」自正三十四卷九号（一九八三年）二十三頁以下、鶴見祐策「梅田事件」法時五十七卷一〇号（一九八五年）六十四頁以下なども参照。
- (45) 松尾事件については、相馬達雄「松尾老再審請求事件強盗致傷事件」法民二三七号（一九八九年）八頁以下も参照。
- (46) 貝塚事件（貝塚ビニールハウス事件）については、日弁連人権擁護委員会編「誤判原因の実証的研究」（一九九八年）四十六頁以下、同「事例研究誤判Ⅳ」（一九九四年）なども参照。
- (47) 榎井村事件については、庭山英雄「川崎英明「明白性と新規性―榎井村事件再審請求の現段階」法時六十四卷八号（一九九二年）三十二頁以下、日弁連・香川弁護士会編「やっとなんもんはやっとなん上巻、下巻」（一九九四年）、同・

続編』(一九九五年)なども参照。

- (48) 福岡覚せい剤密輸事件については、陶山二郎「福岡覚せい剤密輸事件―刑事再審の現状に関する一考察―」九大法学七十四号(一九九七年)一〇一頁以下、川崎英明「再審請求事件の問題状況」季刊刑事弁護九号(一九九七年、のち同『刑事再審と証拠構造論の展開』に所収)なども参照。

- (49) 白鳥事件については、正木ひろし『エン罪の内幕』(一九七〇年)八十一頁以下、松岡正章「白鳥事件」『刑事再審の研究』(一九八〇年)三五七頁以下なども参照。
- (50) 牟礼事件については、正田伝「牟礼事件―家庭も壊滅し獄中二十七年」現代の眼二〇巻九号(一九七九年)七十八頁以下、橋本紀徳「牟礼事件」法時五十七巻一〇号(一九八五年)六十二頁以下なども参照。
- (51) マルヨ無線事件については、古賀康紀「尾田事件の現段階」季刊刑事弁護八号(一九九六年)八〇頁以下、松宮孝明「再審請求審における総合評価の意味―尾田事件再審特別抗告審決定の批判的検討」季刊刑事弁護二十三号(二〇〇〇年)二〇頁以下、山内良輝・高平奇恵「マルヨ無線事件」『再審法改正』七十七頁以下。
- (52) 古賀・前掲註(51)八十四頁以下。
- (53) 名張事件については、川崎英明「最高裁・名張決定と証拠構造論」法学六十二巻六号(一九九八年)など参照。
- (54) 江津事件については、竹内正「高野孝治」江津事件の問題点」法時四十九巻三号(一九七七年)五十八頁以下、庭山英雄「江津事件と自由心証主義」同六十二頁以下、大塚一男「西嶋勝彦」江津事件再審決定の批判」ジュリ六九〇号(一九七九年)七十九頁以下、竹内正「江津事件の現状と問題点」法時五十一巻十一号(一九七九年)六十二頁以下、才木三郎「江津」裁判―違法捜査による「えん罪」事件か」法セミ二二一号(一九七三年)一六八頁以下、竹内正「江津事件」『刑事再審の研究』(一九八〇年)四四二頁以下など参照。
- (55) 竹内「高野・前掲註(54)六十一頁。
- (56) 帝銀事件については、竹澤哲夫「帝銀事件の再審と恩赦」法時五十一巻十一号(一九七九年)、同「帝銀事件」法時五十七巻一〇号(一九八五年)、遠藤誠「帝銀事件の全貌と平沢貞通」(二〇〇〇年)、浜田寿美男『もうひとつの「帝銀事件」―二十回目の再審請求「鑑定書」(二〇一六年)など参照。なお、浜田の心理学鑑定を新証拠として、二〇一五

- 年十一月二十四日に第二〇次の再審請求が提起され、現在係属中である。
- (57) 遠藤・前掲書によれば、再審請求の経過は次のとおりとされる。第一次・第二次再審請求は、検察官の聴取書は偽造されたものなどの理由により本人から申立てがなされたが、新証拠を提出しなかつたため棄却された。弁護人が関与した第三次再審請求では、検察官の聴取書は偽造の疑いがあるという法医学鑑定を新証拠として申立てがなされたが、棄却された。本人又は弁護士より提起された第四次～第九次再審請求では、新証拠が提出されなかつたため棄却された。本人より立て続けに再審請求がなされたために併合審理された第一〇次～第十二次再審請求では、事件当時、被告人が所持していた金員の出所を裏付ける証言などが新証拠とされたが棄却された。第十三次～第十六次再審請求では、以前の再審請求で提出済みの主張・証拠が提出されたため、棄却された。
- (58) 狭山事件については、川崎英明「白鳥・財田川決定の再生の道―狭山再審異議申立棄却を批判する」季刊刑事弁護三十四号（二〇〇三年）九頁以下、庭山英雄「狭山事件三・一六棄却決定の批判的考察」季刊刑事弁護四十三号（二〇〇五年）七〇頁以下など参照。
- (59) 丸正事件については、正木ひろし『エン罪の内幕』（一九七〇年）一三三頁以下など参照。
- (60) 波崎事件については、足立東『情況証拠―「波崎事件」無実の証明』（一九九〇年）、安斎卯平「闇の時間―波崎事件研究」月刊状況と主体二四一号―二四六号（一九九六年）など参照。
- (61) 布川事件については、日本弁護士連合会『冤罪と闘った四十四年―再審布川事件の記録』（二〇一二年）なども参照。
- (62) 山本老事件については、真部勉「山本老事件」法時五十七巻一〇号（一九八五年）五十八頁以下、川崎英明「九十三歳の再審請求」法セミ四五七号（一九九三年、のち同『証拠構造論』に所収）二〇頁以下なども参照。また、正延哲士「昭和三年の法医学鑑定―再審・山本久雄老事件の焦点」（一九八五年）も参照。
- (63) 袴田事件については、袴田事件弁護団「はけないズボンで死刑判決―検証・袴田事件」（二〇〇三年）なども参照。
- (64) 日産サニー事件については、小田中聰樹・福島至「日産サニー事件再審開始決定の意義―白鳥・財田川決定の継承と請求審理の公開」法時六十四巻八号（一九九二年）三十八頁以下、川崎英明「日産サニー事件―結論を分けた旧証拠の再評価」法セミ五十五巻九号（二〇一〇年）など参照。

(65) たとえば、光藤景皎「再審についての若干の考察」法時四十九卷三号（一九七七年）九頁など参照。

(66) そもそも、再審請求受理裁判所が原確定審の「心証を引継ぐ」ということ自体、無理のある議論である。かりに「心証を引継ぐ」ことが可能であるならば、確定判決の事実認定とその対応証拠を確認する必要はない。その意味が原確定審の事実認定を「あとづけ」ながら新証拠を評価するということであれば、再評価説と実質的に同じ意味ということになる。心証引継説と再評価説の「対立」というものがそもそも有用な議論であったか疑わしい。

(67) この点は、財田川決定が「確定判決が挙示する証拠だけでは申立人を強盗殺人罪の犯人と断定することは早計に失するといわざるをえない」と判示していることから明らかと思われる。

(68) 横山晃一郎『誤判の構造——日本型刑事裁判の光と影』（一九八五年）一六九頁など参照。

(69) 白鳥・財田川決定に関与した團藤重光によれば、「刑事訴訟法四三五条六号の規定を書き直してその範囲を拡げるということは、難しい。あまり拡げすぎないように、ほどほどに拡げるといふのは、立法技術として容易ではありません。：条文化するとなると非常に難しい。これは判例によつてやるのが一番いい。：再審の事由をちようどいい加減に拡げるといふことは、判例にして始めてなしようとありました。」とされる。同「現代社会における判例の任務」法教四十二号（一九八四年）一〇頁参照。

(70) たとえば、白鳥・財田川決定に対する調査官解説など参照。

(71) 一九七六年一月一日の村上長官の「新年のことば」参照（裁時六八〇号）。

(72) この期の再審法改正の動きについては、拙稿・註(22)一三〇頁以下なども参照。

(73) 拙稿・註(22)一七六頁以下の新旧対照表も参照。

(74) 「第三回人権擁護大会報告」自正四〇卷十一号（一九八九年）一〇七頁以下なども参照。

(75) 「日本弁護士連合会第三十二回人権擁護大会〈シンポジウム第一分科会〉基調報告レジュメ『刑事裁判の現状と問題点——刑事訴訟法四〇年・弁護活動の充実をめざして——』自正四〇卷七号（一九八九年）一七五頁以下。また、平野龍一「現行刑事訴訟の診断」団藤古稀第四卷（一九八五年）四〇七頁以下参照。戦後における「当事者主義」概念やそのもとの刑事訴訟法のあり方については、別途検討しなければならない。

- (76) 刑事弁護センター設立の基本的な理念などについては、当時の中坊公平日弁連会長などが参加した「(座談会) 司法改革と刑事弁護センター」自正四十三卷二号(一九九二年)一〇七頁以下、上田國廣「刑事弁護センターと司法改革」同三十八頁以下なども参照。
- (77) たとえば、日弁連刑事弁護センター「刑事司法改革の実現に向けてのアクション・プログラム―検討試案―(一九九三年七月)」自正四十四卷十二号(一九九三年)一七三頁など参照。
- (78) 「日本弁護士連合会第三十四回人権擁護大会<シンポジウム第一分科会>基調報告レジュメ『刑事裁判の活性化を求めて―被疑者の弁護を受ける権利を保障するために―』」自正四十二卷九号(一九九一年)七十四頁以下参照。
- (79) たとえば、「(座談会) 司法改革と刑事弁護センター」自正四十三卷二号(一九九二年)一一五頁の岡部保男の発言など参照。たとえば、前掲註(79)一一六頁以下の大出良知の発言など参照。
- (80) 「再審法改正実行委員会十一年の活動」自正四十三卷六号(一九九二年)一〇五頁参照。
- (81) 当時の経緯については、小林正啓『こんな日弁連に誰がした?』(二〇一〇年)など参照。
- (82) たとえば「(特集) 刑事再審の展開と課題」法時四十九卷三号(一九七七年)の各論考など参照。
- (83) その萌芽として、光藤景皎・前掲「再審についての若干の考察」(一九七七年)十四頁など参照。光藤によれば「再審請求審理裁判所は、まず、原確定判決の有罪認定を支える『決定的証拠』は、何であり、何がその決定的証拠への『寄りかかり証拠』であったか、原有罪判決の構成(造)を検討せねばならない。」とされる。
- (84) 川崎英明「再審請求棄却決定の論理と問題点」法時六十一卷九号(一九八九年)五十七頁。
- (85) たとえば、「(特集) 刑事再審の現状と立法問題」法時五十一卷十一号(一九七九年)の各論考など参照。同右参照。
- (87) 日弁連・前掲註(2)参照。
- (88) 鴨編・前掲註(2)参照。
- (89) 日弁連・前掲註(2)参照。
- (91) 日弁連人権擁護委員会編『誤判原因の実証的研究』(一九九八年)

- (92) 前掲註(4)の各文献参照。  
 (93) 川崎・前掲註(85)五十九頁。

#### 4. 第三期(二〇〇一年)

##### (1) 実務・判例の動き

##### (A) 主な再審開始事件

この期の幕開けとなるのは、二〇〇一年(平成十三)年六月に提出された司法制度改革審議会意見書である。<sup>(94)</sup> 事前規制・調整型社会から事後監視・救済型社会への転換に伴って、「大きな裁判所」が必要とされ、刑事裁判への市民参加が提唱された。刑事裁判への市民参加は二〇〇四(平成十六)年の裁判員法に結実し、二〇〇九(平成二十一)年五月より裁判員制度が施行された。裁判所がこれまで一貫して追求してきた刑事裁判の迅速化がさらに前面に打ち出され、裁判員制度が実施された時代にあつて、再審の動向がどのようになるかが注目される。

この期の再審開始事件では、DNA鑑定が再審開始の理由となった事件が散見される。横浜事件のような事例を除いて、一九六〇年以前に発生した事件では再審開始決定は見られないということもひとつの特色である。以下では、さしあたり、再審開始決定が未確定のものについても見ていくことにしよう。

**横浜事件**は、戦時下の一九四二(昭和十七)年九月から起こった治安維持法違反事件(結社目的遂行行為罪等)であり、研究者や改造社及び中央公論などの編集者等約六〇名の者が検挙され、神奈川県警特別高等警察の取調べを受



刑事再審の史的素描

けて三〇数名が起訴された事件である。<sup>(89)</sup>  
 一九四五（昭和二〇）年九月までの間にその全員に有罪判決が下った（請求人らの刑はいずれも懲役二年、執行猶予三年で上訴することなく確定した）。

同事件の特徴としては、①太平洋戦争が敗戦に終わった直後のアメリカ軍の進駐が迫った混乱時に、事件記録が焼却処分され、残されている当時の裁判資料がきわめて乏しいこと（請求人九人のうち判決書そのものが存在する者は一名）、予審終結決定もわずかに三名の分があるにすぎなかった）、②有罪判決の証拠となつたのは、請求人らの自白のみであること（公判廷での自白のみを証拠とする事例と、それに加えて訊問調書等を証拠とする事例がある）、③さらに、自白獲得のために拷問が用いられた疑いが濃厚であ

事件名	事件発生	罪名(刑)	再審開始決定	再審免訴判決	再審開始の理由
横浜事件 (自白存在型)	1942年～	治安維持法違反 (懲役2年、執行 猶予3年)	③2005年3月 ④2008年10月	③2008年3月 ④2009年3月	自白の信用性評価の逆転
事件名	事件発生	罪名(刑)	再審開始決定	再審無罪判決	再審開始の理由
富山水見事件 (自白存在型)	2002年 1・3月	強姦 (懲役3年)	①2007年4月	2007年10月	真犯人の判明
足利事件 (自白存在型)	1990年5月	殺人 (無期懲役)	①2009年6月	2010年3月	DNA鑑定
布川事件 (自白存在型)	1967年8月	強盗殺人 (無期懲役) (無期懲役)	②2009年12月	2011年5月	自白及び証言の信用性評価の逆転
ゴビンダ事件 (間接証拠型)	1997年3月	強盗殺人 (無期懲役)	①2012年7月	2012年11月	DNA鑑定
東住吉事件 (自白存在型)	1995年7月	殺人・放火 (無期懲役) (無期懲役)	①2015年10月	2016年8月	自白の信用性評価の逆転
ロシア人 おとり捜査事件 (自白存在型)	1997年11月	銃刀法違反 (懲役2年)	①2016年10月	2017年3月	捜査官の職務犯罪の顕在化
袴田事件 (自白存在型)	1966年6月	強盗殺人・放火 (死刑)	②*2014年3月	—	DNA鑑定
松橋事件 (自白存在型)	1985年1月	殺人 (懲役13年)	①*2016年6月	—	自白の信用性評価の逆転
大崎事件 (共犯者自白型)	1979年10月	殺人 (懲役10年)	③*2017年6月	—	自白及び証言の信用性評価の逆転

(再審開始決定(確定)年月順。丸文字は再審請求の回数。\*は執筆時点で未確定のもの)

り、現に請求人益田直彦の事件を担当した警察官三名には戦後、特別公務員暴行傷害罪で有罪判決が確定していること（但し大赦により刑の免除）などがある（**自白存在型**）。

第一次、第二次再審請求は形式的な理由で退けられたため、第三次再審請求（請求人は木村亨らの遺族）では連合国最高司令官による民主化指令の「通牒」と「覚書」などを新証拠として、八月十四日のポツダム宣言受諾以降、治安維持法は失効し、治安維持法による有罪宣告は不可能となったため、本件においては請求人に対して無罪もしくは免訴を言渡すべき明らかな証拠があり、再審が開始されるべきと主張した。

再審請求審は、この弁護人らの主張を受け止め、ポツダム宣言受諾によって「治安維持法一項、一〇条は、ポツダム宣言に抵触して適用することが許されない状態になった以上、もはや存続の基盤を失ったというべきであり、実質的にみて効力を失うに至ったと解すべきである」として、「刑ノ廃止」による「免訴ヲ言渡（ス）：ヘキ明確ナル証拠ヲ新ニ発見シタル」場合（旧刑訴四八五条六号）にあたると判断し、再審を開始した。

他方、即時抗告審は、治安維持法一条、一〇条の廃止時期については学説上争いがあり、「再審は、事実認定の誤りの是正という点が基本になるのであるから：処罰法令が実質的に失効したか否かは法解釈そのものという側面を有しており、それを根拠に再審理由があることは：再審の性質と相容れないようにも思われるところである」として、請求審の判断をそのまま採用しなかったが、益田直彦の事件を担当した警察官三名が拷問に関与したことが確定判決によって認められた点をとらえ、「上記三名は、その立場上もいわゆる横浜事件全体の捜査を指揮するなどし、他の被疑者に対する拷問にも直接関与していたことがうかがわれることなどからすると、上記三名の確定判決は益田直彦に対する被告事件についてのものであるが、木村亨らに対する被告事件についても相応の関係あるいは意味を有するものであることも否定できない」、「益田直彦に対する拷問が、いわゆる横浜事件の司法警察官による取調べの中で

例外的出来事であったとみるべきものではない。」と判断し、被告人らの自白は「信用性がない疑いが顕著である」として、警察官から拷問を受けたとする木村亨らの口述書等は「無罪を言い渡すべき、新たに発見した明白な証拠」であるとして再審開始を支持した。第三次再審請求が横浜地裁に係属中に、同地裁に申し立てられた第四次再審請求（請求人は小野康人の遺族）においてもほぼ同様の論理で再審開始決定が下された（**自白の信用性評価の逆転**）。

このように第三次・第四次再審請求によって、再審の扉が開かれたが、再審公判においては、被告人らが名誉回復の観点から無罪判決という実体審理を求めたのに対し、再審公判裁判所は、「刑の廃止」という免訴事由の存在により公訴権が消滅した場合には実体審理をすることは許されず、免訴判決を受けた被告人らにも刑事補償法二四条が名誉回復の手立てを講じていることなどを根拠として、免訴判決を下した。

**富山氷見事件**は、富山県氷見市で発生した強姦、強姦未遂事件であり、柳原浩が犯人として懲役三年の有罪判決を受けた事件である。<sup>96</sup>有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、本人の自白であった（**自白存在型**）。しかし、請求人の出所後、別の強姦事件で逮捕された者が自己の犯行であると自白し、その者のDNA型と被害者の膣内容物中の精液のDNA型とが合致したことから、検察官が再審請求し、無罪判決を得た（**真犯人の判明**）。

**足利事件**は、栃木県足利市で発生した幼児誘拐、殺人事件であり、菅家利和が犯人として無期懲役の有罪判決を受けた事件である。<sup>97</sup>有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①被害者の半袖下着に付着していた遺留精液と請求人の精液のDNA型（MCT118型）および血液型が合致したことと②本人の自白であった（**自白存在型**）。新証拠とされたのは、①遺留精液と請求人の精液のDNA型が同型と判断した本件のDNA型鑑定は信用できないことを示す検察報告書等、②被害者の殺害方法が請求人の自白と矛盾することを示す鑑定書等であった。しかし、再審請求審は「検査対象資料である毛髪が、現実に請求人の頭髪から採取された毛髪であることの裏付けがない」ため証拠価値は乏

しいなどとして、新証拠の明白性を否定した。

他方、即時抗告審においては、弁護人の申立てによりDNA型の再鑑定を行い、その結果、被害者の半袖下着に付着していた遺留精液部分から検出されたDNA型が請求人のDNA型と一致しないことが判明したことから、即時抗告審は、請求人は本件の犯人ではない可能性が高く、この事実も確定判決において申立人が有罪とされた請求人の自白についても、その信用性に疑問を抱かせるのに十分な事実といえるとして再審開始決定を下した（DNA鑑定）。

**布川事件（自白存在型）**の第二次再審請求では、第一次再審請求の反省を踏まえて、柔構造の事実認定を崩壊させるべく多数の新証拠が出された。<sup>98</sup>それらの新証拠は、大きく分けて、①証人の証言の信用性を弾劾する新証拠群と、②請求人の自白の信用性を弾劾する新証拠群に分けられる。

第二次再審請求審は、扼殺したという自白と異なり、扼頸を示す所見が認められず、むしろ絞頸の所見が認められること、自白とは殺害行為の順序が異なることから、唯一の直接証拠である自白の信用性が動揺したとして新旧全証拠を総合評価し、自白と客観的事実とは齟齬があり、六名の目撃証言の信用性にも疑問が生じているとして、再審開始決定を下した（**自白及び証言の信用性評価の逆転**）。

検察官は即時抗告したが、その即時抗告審においては、新証拠によって証拠構造の動揺が確認される場合にも「これが無罪を言い渡すべき明らかな証拠に該当するか否か、つまり明白性を有するか否かの判断は、新旧証拠を総合しての検討の結果を待たなければならない」としつつ、新旧証拠を総合評価して、原確定判決に合理的な疑問が生じるとした原決定（再審開始決定）は正当であるとした。検察官は特別抗告をしたが退けられ、再審開始決定が確定し、請求人らに再審無罪判決が下された。

**ゴビンダ事件**は、東京都渋谷区で発生した強盗殺人事件であり、ネパールのゴビンダ・マイナリが犯人として逮

捕、起訴された事件である。<sup>99</sup> 直接証拠はなく、検察は間接証拠を積み上げて立証する形となったが、第一審ではいくつかの「合理的に説明できない疑問点」が残るとして無罪が下された。しかし、控訴審では逆転有罪となり、無期懲役の判決が下された（**間接証拠型**）。有罪認定を支えているのは、次の間接事実である。すなわち、①現場で発見された陰毛についてミトコンドリアDNA型鑑定を実施したところ、陰毛のB型二本の内の一本が被告人のそれと一致し、O型二本の内の一本が被害者のそれと一致すると判定されたこと、②現場の便器から発見されたコンドーム内の精液と被告人の血液型とDNA型が被告人のそれと一致したこと、③本件コンドーム内の精液は、発見採取時までの経過時間が約一〇日であるとしても、精子形状の経時変化に関する鑑定人の実験結果と矛盾はなく、不自然ではないこと、④本件の一週間ないし一〇日余り前の「二月二十五日から三月二日ころまでの間に、K荘一〇一号室で被害者を相手に買春し、性交後に自分が同室の便所にコンドームを投棄した」旨の被告人の供述は、買春代金の支払額について不自然な変遷があるなど、その供述自体疑わしいばかりでなく、被害者の本件手帳の売春結果欄の克明で確度の高い記載内容とも照応しないから、信用しかねること、⑤犯行直前にK荘一〇一号室方向に向かうアベックを目撃したSの供述内容は、その余の関係証拠も併せ見ると信頼性が高く、同人の見たアベックの女性は被害者であると認められ、その相手の男性の特徴は、それが被告人であっても不審はないこと、⑥被告人は、前年十二月十二日の夜、自分居住のYビル四〇一号室に連れ込んで、被害者と買春を行ったことがあり、K荘一〇一号室の鍵を持っていて、同室が空室であることを知っている被告人が、三月八日午後十一時三〇分ころに、被害者と連れだつて、K荘階下の通路前路上に現れ、一〇一号室に入ることには、時間的、場所的に十分可能であり、不審はないこと、⑦他方、被告人の言うとおりに、本件犯行が行われる以前から、K荘一〇一号室の出入口の施錠がされないままになっていたとしても、同アパートに係わりのない被害者が、同室が空室であり、しかも施錠されていないと知って、売春客を連れ込み、あ

るいは、被告人以外の男性が被害者を右の部屋に連れ込むことは、およそ考え難い事態であること、である。

しかし、再審請求審におけるDNA型の再鑑定の結果、被害者の遺体から採取された精液のDNA型は請求人のDNA型と一致せず、むしろ現場から発見された別の男性（便宜上Xとする）の体毛と一致することが判明し、追加で実施されたDNA鑑定により被害者の乳房、陰部および肛門の付着物にXのDNAが混在していることや、被害者が着用していたコートの左肩の血痕部およびブラスリップにもXのDNAが混在していることが明らかになった。これらが決定的な新証拠となつて、再審請求審は再審開始決定を下した（DNA鑑定）。

**東住吉事件**は、大阪市東住吉区で発生した放火事件であり、青木恵子とその内縁の夫である朴龍皓が、保険金目当てに娘を殺害したとして無期懲役の判決を受けた事件である。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、「長女を殺して保険金を得るため本件家屋に火を付けた」旨の請求人本人らの自白、とりわけ朴の自白であった（**自白存在型**）。

決定的な新証拠となつたのは、再審請求審において実施した燃焼再現実験の結果に関する証拠である。この燃焼再現実験によれば、請求人の自白通りの犯行方法を行うと、実行行為者も大やけどを負うことが判明し、自白の信用性に大きな疑問が投げかけられた。

再審請求審は、新証拠に照らすと「請求人の自白は放火方法に関する請求人朴の自白は見過ごせないほど不自然な合理的点を含み、客観的状況ともそぐわない内容になつている」とし、そのうえで朴の自白を再検討すると、「供述の重要部分に不自然不合理な点や不合理な変遷が多く見られるなど、その信用性を容易に肯定できないものであることが明らかとなつた」とし、朴の自白の信用性に疑問が生じた以上、青木の自白の信用性にも疑問が生じ、「請求人両名の自白は、もはや確定判決における有罪認定を維持し得るほどの信用性はないものと認めざるを得ないとの判断に至つた」として、再審開始決定を下した（**自白の信用性評価の逆転**）。即時抗告審は、自然発火の可能性に関する事実取

調べを更に実施し、「本件火災の原因として、自然発火である具体的可能性が否定できないと判断するに至った」と結論し、それを前提として請求人らの自白を評価して、再審開始決定を支持した。

ロシア人おとり捜査事件は、北海道の小樽港で起こった銃刀法違反事件（けん銃加重所持罪）であり、ロシア人アンドレイ・ノボシヨロフに対して懲役二年の有罪判決が下されたものである。ノボシヨロフは、北海道警の捜査協力者のパキスタン人に拳銃と高価な中古車の交換を持ちかけられたため、来日時に拳銃（父の遺品）を持参したところ、現行犯逮捕された（**自白存在型**）。再審請求審で新証拠とされたのは、当該捜査に直接かかわった警察官の新供述、警察官の偽証を認めた民事訴訟の判決書を含む十二点の新証拠であり、請求人はこれらの新証拠に基づいて、本件のおとり捜査には重大な違法があるため、確定有罪判決の拵示した証拠のうち、請求人の証拠を除くすべてが違法収集証拠として排除されるべきと主張した。

再審請求審は、請求人の主張をほぼすべて認め、「結局、本件おとり捜査には、令状主義の精神を潜脱し、没却するのと同等ともいえるほど重大な違法があると認められるから、本件おとり捜査によって得られた証拠は、将来の違法捜査抑止の観点からも、司法の廉潔性保持の観点からも、証拠能力を認めることは相当でない。……少なくとも、現行犯逮捕によって得られた各証拠（本件けん銃、実包、弾頭及び空薬莖、それらの鑑定書並びに逮捕時の状況に関する捜査報告書等）は排除されるべきである。（原文改行）そうすると、請求人が真正なけん銃やこれに適合する実包を所持していたことは請求人自身認めているものの、この自白を補強すべき証拠がなく、結局、刑事法三一九条二項により犯罪の証明がないことに帰するから、請求人に対し無罪の言渡しをすべきである。本件再審請求は、刑事法四三三五条六号所定の有罪の言渡しを受けた者に対して無罪を言い渡すべき明らかな証拠を新たに発見したときに該当する」と判示した。本決定は、①刑事法四三三五条六号には事実誤認だけでなく、手続違反に関する新証拠も含まれるとした

点、②証拠の証拠能力に関する証拠も刑法四三五条六号にいう無罪を言い渡すべき明らかな証拠にあたるとした点できわめて画期的なものである。もともと、この特異な決定の背景には、①先行する民事訴訟で警察官の偽証が認定されていること、②捜査を担当した警察官自身がおとり捜査の存在および偽証を認めていること、③おとり捜査を隠すために、本来は逮捕現場にいた捜査協力者の存在をあえて捜査書類に記載しなかったため虚偽公文書作成罪等で起訴猶予になっていることなどの特異な事情がある。

他方、本件の即時抗告審は「本件のように、新証拠によって不公正な捜査が行われた疑念が生じ、その結果として、確定判決の犯罪事実の認定に供された証拠の証拠能力の判断に影響の生じることが判明するなど、訴訟法上の事実の認定の瑕疵につながる新証拠が、同号所定の証拠として想定されていると解することは困難といふべきある」として、原決定の判断を否定したが、その反面、警察官らが四三五条七号所定の職務に関する罪（虚偽公文書作成罪）を犯した事実が、当該犯罪に係る確定判決を得ることができないもののその事実の証明があった場合（四三七条本文）に当たるとして、七号に基づいて再審開始決定を維持し、請求人はその後再審無罪判決を得た（**捜査官の職務犯罪の顕在化**）。

**袴田事件（自白存在型）**の第二次再審請求では、①五点の衣類に付着していた血痕は請求人のものではなく、かつ、被害者のものでもないとするDNA鑑定、②確定判決認定のとおり、五点の衣類が約一年間、みそタンク内に蔵置されていたとすると、発見時の五点の衣類の色とは明らかに異なる濃い着色となることを示す実験報告書、③鉄紺色ズボンの「B」というラベルは確定判決の認定のように「B体」（肥満体）を示すものではなく色を示すものであり、ズボンの実際のサイズは、「Y体四号」であることを示す新証拠などが提出された。

第二次請求審は、確定判決の証拠構造は、「五点の衣類が犯行に用いられた着衣であり、かつ、袴田のものであると認められることを証拠上最大の根拠」としていることを確認し、上記①の新証拠から、「五点の衣類：袴田の着衣でな



い蓋然性が高く、犯行着衣でもない可能性が十分あることが判明した」とし、上記②の新証拠から「五点の衣類が発見された際の、衣類の色合いや、血痕の色は：一年以上味噌に漬かっていたとするには不自然で、かえって極短時間でも、発見された当時と同じ状況になる可能性が明らかになった」と結論付けた。そして、さらに進んで「これらの証拠が、事件と関係なく事後に作成されたとすれば、証拠が後日ねつ造されたと考えるのが最も合理的であり、現実的には他に考えようがない。そして、このような証拠をねつ造する必要と能力を有するのは、おそらく捜査機関（警察）において外にないと思われる。」とまで踏み込んだ。

第二次請求審は、上記のように判断したのち、五点の衣類に関する新旧証拠を総合評価し「五点の衣類が犯行着衣及び袴田のものであることを裏付ける決定的な証拠がないばかりでなく、むしろねつ造されたものであることを示唆する証拠が複数存在することになり、DNA鑑定等の新証拠によって生じた疑いが払拭されるどころか、むしろ補強されたことになる。そうすると、五点の衣類が犯行着衣でも袴田のものでもないとの疑いが合理的なものであることは明らかであり、到底排斥することはできない」とした（DNA鑑定）。そして、念のため、五点の衣類以外の証拠、自白調書についても検討し、それらだけは請求人が犯人であることを認定することはできないとして、再審開始決定を下した。

なお、本決定は、①再審の審判で無罪になる相当程度の蓋然性が認められること、②請求人が極めて長期間死刑の恐怖の下で身柄を拘束されてきたこと、③証拠の捏造の可能性などの捜査機関の違法、不当な捜査の存在又は疑念を根拠として「袴田に対する拘置をこれ以上継続することは、耐え難いほど正義に反する状況にあると言わざるを得ない」とし、戦後の歴史上初めて、開始決定と同時に死刑に伴う拘置の停止を認めた事例として注目される。

松橋事件は、熊本県松橋町（現・宇城市）で起こった殺人事件であり、宮田浩喜が犯人として懲役十三年の有罪判

決を受けた事件である。<sup>(10)</sup>有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、本人らの自白であった(自白存在型)。「凶器」とされた切出し小刀からは、被害者の血痕は全く検出されなかったこともあり、有罪判決では、切出し小刀の柄の部分に血が染み込まないよう布切れを巻きつけ、犯行後に布切れは焼却したと認定されていた。しかし、焼却したとされたこの布切れは、請求人の自宅から任意提出され、熊本地検が証拠物として保管していた。また、この布きりはシャツを五片に分けたうちの一片で特徴的な柄のものであり、発見された五片の布きれをつなぎ合わせたところ、完全にシャツの形を再現できた。これらの新証拠により、本人の自白の信用性に疑問符がついたことから、再審開始決定を得た(自白の信用性評価の逆転)。

大崎事件は、鹿児島県曾於郡大崎町で起こった殺人事件とされた事件であり、被害者Kが自宅の牛小屋の堆肥の中から死体で発見されたため、Kの長兄A、次兄B、甥Cが逮捕され、その後、長兄の妻である原口アヤ子も逮捕、起訴されたのち、原口に懲役一〇年、長兄に懲役八年、次兄に懲役七年、甥に懲役一年(死体遺棄のみ)の有罪判決が下された事件である。<sup>(11)</sup>原口本人の自白は存在せず、有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①共犯者とされた長兄、次兄及び甥の自白、②請求人が次兄(夫)Bに犯行を持ちかけていたなどとする次兄の妻であり甥Cの母であるDの目撃供述であった(共犯者自白型)。

第一次再審請求で新証拠として提出されたのは、①被害者の死因が事故死である可能性を示す法医学鑑定、②犯行を否定する共犯者らの新供述などである。再審請求審は、新鑑定の証明力を判断した上で「新鑑定：…によって直ちに確定判決の犯罪事実の認定が維持できなくなるとはいえない」としても、「AとBの自白について、犯行態様という自白の根幹部分が死体の客観的状況と矛盾する可能性が高いといわざるを得ない以上、その信用性を慎重に吟味する必要がある。そうすると、本件が、AとBの自白以外の証拠によってどの程度支えられているかについても再検討する

必要が生じる」として新旧証拠を総合評価したのち、「当請求審において取り調べた新証拠が原審の審理中に提出されていたならば、請求人、A、B及びCを本件各犯行について、有罪と認定するには、合理的な疑いが生じるといわざるを得なかったものと認められる」として再審開始決定を下した。

しかし、即時抗告審は、上記の請求審の判断を「新証拠の立証命題を離れて、原審の立場で、確定判決審が取り調べた証拠を全面的に評価し直している」として、「このような判断のあり方は、判決が確定したことにより動かしえないものとなったはずの事実関係を、事後になって…それ自体としては証拠価値の乏しい新鑑定や新供述を提出することにより、安易に動揺させることになるのであり、確定判決の安定を損ない、ひいては、三審制を事実上崩すことに連なるものであって、現行刑法法の再審手続とは相容れないものといわなければならない」という立場を示した。そして、新鑑定にはその立証命題に関連する全証拠との関係では明白性が認められないとして再審開始決定を取消し、その判断を最高裁も支持した。

第二次再審請求審では、①死因が絞殺であることを否定する法医学鑑定、②自白と現場に残された糞尿痕が矛盾することを示す鑑定、③共犯者A、B、Cの自白には実際の体験に基づく体験性兆候が確認されず、A、Bの自白には非体験性兆候が確認されたとする供述心理鑑定などが新証拠として提出された。しかし、請求審はA、B及びCの自白の信用性は十分肯定することができ、新旧証拠を総合評価しても、確定判決の事実認定に合理的な疑いは生じないとした。即時抗告審では証拠開示によって新たに開示された証拠等から新証拠が追加されたが、即時抗告審は、A及びBの自白は信用性が弾劾されるが、C及びDの信用性は揺るがず、A、B及びCの自白があり、それがDの供述によつて支えられており、客観証拠も自白と矛盾しないことから、確定判決の事実認定に合理的な疑問は生じないとした（特別抗告も棄却）。

第三次再審請求審では、第二次再審請求を踏まえて、D供述の請求人らが本件犯行に関与したという部分には非体験供述が多く確認されたとする供述心理鑑定などが新証拠として提出された。請求審は「司法の場における供述の信用性判断は、他の諸証拠や関連事実を含む総合的な評価であるが、心理学的供述評価は、供述それ自体の中に、体験に基づかない情報、その他問題のある兆候が見られないかをチェックするものである。そして、供述そのものの科学的な分析の結果得られた非体験性兆候等は、司法の場での総合的な信用性判断に際し、有意な情報として利用することができる。特に平成二十一年から開始された裁判員裁判においては、一般の国民が裁判員として裁判に参加し、裁判官と共に証人や被告人等の供述の信用性評価を行うことが想定されるが、心理学的な供述評価は、供述の信用性評価について職業的な経験を重ねた裁判官と、その点では多様な裁判員とが、実質的に協働して評議を行うための共通の土台やツールの一つとなり得るものと考えられる。」と判示したうえで、新証拠として提出された供述心理鑑定にはD供述の信用性を減殺する証明力があるとし、新旧証拠の総合評価において、第二次再審請求で提出された前記の供述心理鑑定などに照らすと、確定判決が認定した「共謀も殺害行為も死体遺棄もなかつた疑いを否定できないといふべきである」として再審を開始した（**自白及び証言の信用性評価の逆転**）。

### （B）主な再審請求棄却事件

この期の再審請求が退けられた主な事件は以下のとおりである。この期にもいったん出た再審開始決定が上級審で取り消された事件がみられる（すでにみた大崎事件の第一次再審請求も参照）。間接証拠型や自白存在型の実事認定を再審で覆すには、依然として非常に強い新証拠が必要ということであろうか。

**名張事件（自白存在型）**の第七次再審請求審では、多くの証拠が新証拠として提出された。すなわち、①本件ぶど

刑事再審の史的素描

う酒瓶の栓は、それに巻き付けられていた封緘紙を破らずに開けて痕跡を残すことなく閉じることが可能であることを示す実験結果報告書等、②四つ足替栓の足の一本の折れ曲がりについては人の歯によって生じさせることは不可能とする鑑定書等、③犯行に使用された毒物は、確定判決が挙示するニツカリンTではなく、別のテップ製剤であることをを示す鑑定書等、④どう酒瓶の王冠を火挟みで突いて開栓したという請求人の自白どおり

事件名	事件発生	罪名(刑)	再審請求	再審棄却決定等
名張事件 (自白存在型)	1961年3月	殺人・同未遂 (死刑)	⑦2002年4月  ⑧2013年11月	⑦(名古屋高・開始)2005年4月 (名古屋高・取消)2006年12月 (最高裁・差戻)2010年4月 (名古屋高・棄却)2012年5月 (最高裁)2013年10月 ⑧(名古屋高)2014年5月 (名古屋高)2015年1月
マルヨ無線事件 (自白存在型)	1966年12月	強盗殺人・放火 (死刑)	⑥1998年10月  ⑦2013年7月	⑥(福岡地)2008年3月 (福岡高)2012年3月 (最高裁)2013年6月 ⑦(福岡地)係属中
福岡事件 (自白存在型)	1947年5月	強盗殺人 (死刑)・(死刑)	⑥2005年5月	⑥(福岡高)2009年3月 (最高裁)2009年11月
福井事件 (間接証拠型)	1986年3月	殺人 (懲役7年)	①2004年7月	①(名古屋高金沢支・開始) 2011年11月 (名古屋高・取消)2013年3月 (最高裁)2014年12月
北陵クニツク事件 (自白存在型)	2000年 2月～11月	殺人 (無期懲役)	①2012年2月	①(仙台地)2014年3月 (仙台高)係属中
姫路郵便局 強盗事件 (間接証拠型)	2001年6月	強盗 (懲役6年)	①2012年3月	①(神戸地姫路支)2014年3月 (大阪高・取消)2016年3月 (神戸地姫路支)係属中
飯塚事件 (間接証拠型)	1992年2月	殺人 (死刑)	①2009年10月	①(福岡地)2014年3月 (福岡高)係属中
恵庭殺人事件 (間接証拠型)	2000年3月	殺人 (懲役16年)	①2012年1月  ②2017年1月	①(札幌地)2014年4月 (札幌高)2015年7月 (最高裁)2016年6月 ②(札幌地)係属中
高知白バイ事件 (自白存在型)	2006年3月	業務上過失致死 (禁錮1年4月)	①2010年10月	①(高知地)2014年12月 (高知高)2016年10月

(請求第一審の再審棄却決定年月順。丸文字は再審請求の回数。「係属中」は執筆時点)

の方法では、本件封緘紙の形状が生じえないことを示す鑑定書等、⑤ニッカリンTを混入すると白色のぶどう酒は赤色に変色することを示す報告書等であった。

とりわけ、新証拠③は、事件直後に犯行に使われた毒物を調査した三重県衛生研究所の分析結果に疑義を呈すものである。<sup>(四)</sup> 研究所の分析によると、対照ぶどう酒に市販テップ製剤を混ぜた対象検体からは、TEPP (以下、単純化してaと表記する)、トリエチルピロホスフェート (以下、bと表記)、DEP (以下、cと表記) が検出されたが、実際に犯行に使われたぶどう酒から (事件検体) からは、aとcは検出されても、bは検出されなかった。研究員はbが検出されなかった理由は「加水分解のため分解したものと思われる」としていたが、新証拠③は、bの加水分解の速度はaに比して遅いため、そもそも犯行に使われた毒物はニッカリンTではなかったからbが検出されなかったという疑いを投げかけるものである。

再審請求審は、上記①～③の証拠に新規性を認め、新証拠①によれば、偽装的な開栓及び毒物の混入が可能であり、ひいては請求人以外にも犯行の機会が生じ、新証拠②によれば、本件四つ足替栓を歯で開けたとする請求人の自白の補強が揺らぎ、新証拠③によれば、本件の犯行に使われた毒物がニッカリンTではない可能性があり、さらに請求人の自白が客観的事実と矛盾する疑いが生じているとして、各新証拠の証明力を認めた。そして、新旧証拠を総合評価して、さらに自白の信用性にも疑義を呈し、原確定有罪判決の事実認定には合理的な疑問が生じているとして、再審開始を決定した。

しかし、異議審では、全く逆の評価が下された。すなわち、新証拠①は「抽象的な可能性」を示すものに過ぎず、新証拠②の解析は「極めて限定的で単純化された条件」の下に行われ、「多面的かつ現実的な考察を欠いている」とされた。また、新証拠③についても「bの加水分解の速度が、aに比して遅い」ということは間違いない事実であるに

しても、bについても、徐々にではあるがそれなりの速度で加水分解を起こすことが認められるのであるから、経過時間、その時の気象状況等々の条件如何によって、aが検出されていた段階においても、bがその検出限界を下回り検出されなくなるということもあり得ないことではないと考えられる」と判断し、請求人以外の者には本件犯行を行いうことは不可能であるとする犯行の場所と機会に関する情況証拠を総合して判断すると、犯行に使用された毒物は「請求人が所持していたニッカリントであると断定してよいと考えられる」とした。さらに、請求人の告白についても検討し、①請求人が初めて自白した四月二日午後七時過ぎから翌日三日の午前一時四〇分ころまでの時間に、犯行に至った動機、犯行状況、毒物の準備状況、犯行隠滅行為等に関する供述録取書を作成していること、②当初、請求人の妻が犯人であるなどという「虚偽の供述」をしていたにも関わらず、その直後に上記の非常に詳細で矛盾のない自白をしていることから、体験したわけでもないのに短時間の間に「うその自白」を創作することは困難と考えられること、③四月三日に新聞記者の前で迫真性のある自白をしていることなどを理由に、請求人の自白の信用性を認め、確定判決の事実認定には合理的な疑いが生じないとして、再審開始決定を取り消した。「何といっても本件において自白したのは、まだ任意捜査の段階であり、完全な身体拘束下にあった場合と同視することはできないと思われる。そして、自白した犯罪は当然極刑が予想される重大殺人事件であり、いくら、その場の苦痛から逃れたいと考えたとしても、そう易々とその自白をするとは考えにくい」という異議審の率直な告白は、紆余曲折をたどった名張事件の証拠評価の困難さを示唆している。

他方、特別抗告審は、原決定の新証拠③の評価について、「科学的知見に基づく検討をしたとはいえず、その推論過程に誤りがある疑いがあり、いまだ事実は解明されていないのであって、審理が尽くされているとはいえない」として、三重県衛生研究所の分析結果で事件検体からbが検出されなかったのは、弁護人が主張するように、事件検体に

そもそもbが含まれていなかったためなのか、検察官が主張するように事件検体にbが含まれていたが、濃度が低かったため検出されなかったのかを解明するため、原異議審の再審請求棄却決定を取消し、名古屋高裁に差し戻した。

この決定を受けた差戻後の異議審は、当審で実施した鑑定を踏まえ、事件検体にニッカリントに由来するbが含まれていたとしてもエーテル抽出されなかった可能性、他方、エーテル抽出後の加水分解により対照検体に新たにbが生成された可能性を肯定し、対照検体からbが検出されて事件検体からは検出されなかったとしても、本件の毒物がニッカリントであることと矛盾するものではなく、「新証拠③によっても、犯行に用いられた薬剤がニッカリントではあり得ないということの意味しないことは明らか」として、新証拠③の証拠価値（証明力）を否定し、再審請求を棄却した。そして、差戻後の特別抗告審も再審請求棄却の判断を是認し、長期の第七次再審請求は終わった。請求人は第八次再審請求を提起したが新規性が無いとして棄却され、第九次再審請求中に請求人は死亡した（現在、第一〇次再審請求中）。

第二期から引き続き、再審請求を行っていた**マルヨ無線事件（自白存在型）**は、原確定判決において、ストーブが横転していたという判断の根拠となった原鑑定書に添付された写真数枚に写された溶融痕を、コンピューターグラフィックスを使って解析し、ストーブが横転しなかった可能性を示す鑑定書を新証拠として、第六次再審請求が行われたが、再審請求が棄却されている（現在、第七次再審請求中）。

**福井事件**は、福井県福井市で女子中学生が殺害された事件であり、前川彰司が殺人の疑いで逮捕、起訴された事件である。<sup>(16)</sup> 被告人が犯人であることを示す客観的な証拠は発見されなかったが、本件の有力な証拠とされたのは、犯行日とされる日の夜に被告人に会った際、その衣服の胸元辺りに血液が付着しているのを目撃し、被告人から本件事件を行った事実を告白された旨の証人Aの証言を中心とする複数の関係者の目撃証言であった（**間接証拠型**）。第一審で



は、とりわけA証言は重要な事項につき「異常と言っても過言ではない程に変遷を重ねている」ため信用性が欠けるとして無罪判決が下されたが、控訴審では「関係者の各供述は、その内容に変遷が認められるものの、大筋では一貫しているのみならず、客観的裏付けもあり、これらの供述は、相互に絡み合い補強し合うことによってさらに高度の信用性が認められる」として、懲役七年の逆転有罪判決が下された。

再審請求にあたっては、証拠開示によって開示された証拠をもとに、①本件では事件現場からは発見されていない第三の刃器が使用されたとする新証拠（法医学鑑定等）、②事件現場から戻ってきた請求人が乗って移動したとされる自動車内に被害者の血液が付着していなかった可能性を示すとされる新証拠（法医学鑑定等）、③本件事件の現場状況からうかがえる犯人像が請求人と外れるとする新証拠（法医学鑑定等）などが提出された。

再審請求審は、「新証拠：によれば、被害者の受けた刃器による創傷の一部が本件事件現場に残された本件包丁では生じないものである蓋然性がある上、本件事件現場の状況は、確定判決が認定する、シンナー乱用により幻覚妄想状態にあった請求人による、被害者からシンナー遊びを断られたことから発生したいさかいを契機とする、偶発的な激情型の犯行とする犯人像と著しくかけ離れたものである蓋然性が認められた」として再審開始決定を下した。

しかし、異議審は、新証拠①については、創口の長さが凶器とされる各包丁の刃幅よりも短く計測される要因が存在していたこと、創口の長さとしてこれに対応する位置における本件各包丁の刃幅との間に認められる差が小さいことなどに照らし、請求審で問題となった創傷を凶器とされた各包丁によって形成することは十分に可能であるとした。また、新証拠②については「本件反応実験の方法は、確定判決の前提とする血液の付着状況、血痕の拭取状況、証拠により認められるスカイラインの清掃、保管、使用状況と条件が著しく異なっている」とし、新証拠③については「確定判決の認定する犯行態様及び犯人像と何ら矛盾するものではない」として、再審開始決定を取り消した。そして、

最高裁（特別抗告審）もその結論を支持した。

さらに、この期を代表する事件として、死刑執行事件である福岡事件、飯塚事件、菊池事件が挙げられる（なお、後述のように菊池事件は再審請求を行っていない）。

**福岡事件**は、福岡市博多区で起こった強盗殺人事件（被害者二名のうち一名は中国人）であり、西武雄と石井健治郎ほか五名が逮捕、起訴され、西と石井に死刑判決が下った事件である。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、西が首謀して軍服取引を口実とした強盗殺人を計画し、それを複数名で実行した旨の共犯者らの自白であった（**自白存在型**）。本件では石井が被害者一名を殺害したことには争いが無い。争点となったのは、西・石井らに強盗殺人の共謀共同正犯が成立するか否かであった（なお、石井は被害者二名を殺害したのは認めているが、誤想防衛ないし誤想過剰防衛によるものと主張している）。すでにみたように、西は白鳥決定直後の一九七五年六月に死刑執行されている。

第六次再審請求において新証拠とされたのは、①拷問により自白を強要されたとする石井らの新供述、②憲法に違反する適正手続違反の場合も四三五条六号再審の対象となり、本件には憲法違反主張の「新規性」「明白性」が認められるとする法学者の意見書、③当時の被告人らの捜査・公判段階の供述には大きな変遷が認められ、相当量の虚偽供述が紛れ込んでいるため任意性・信用性がないとする供述心理学鑑定であった。しかし、再審請求審は、①については新供述は信用できないとし、②及び③は学説ないしは一定の見方を開陳する意見に過ぎないとして、原確定判決の事実認定には合理的疑いを生じさせるものではないとした（特別抗告も棄却）。

**飯塚事件**は福岡県飯塚市で起こった殺人事件であり、久間三千年が犯人として死刑判決を受けた事件である。被告人の自白は存在しない。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①被害者の遺留品遺棄現場で請求人所有の車に酷似した自動車を見たという証人Tの証言と②被害女兒の膾内容物等の犯人のものと思われる血液型とDNA型（M

C T 118 型など)が、請求人のそれに一致するとされたことなどであった(間接証拠型)。とりわけ、本事件においては再審無罪判決を獲得した足利事件と同じ M C T 118 型鑑定が用いられていたことが注目された(もつとも原資料は全部消費とされている)。なお、久間は足利事件の再審において D N A の再鑑定を実施することが決定された直後に死刑を執行されている。

再審請求において新証拠とされたのは、①当時の鑑定結果を客観的にみると真犯人の血液型は「A B 型」で、真犯人の D N A 型を示すバンドは「41 + 46 型付近」のバンドであり、他方、請求人の D N A 型は 16 + 27 型であるとする新鑑定(原確定判決では、請求人の血液型は B 型、D N A 型は 16 + 26 型とされていた)、②詳細な T 証言は、T が実際に目撃した内容とは異なり、警察官らによる「事後情報効果」と「肯定的フィードバック」に汚染されたものであるとする新鑑定である。

しかし、再審請求審は、新証拠により M C T 118 型鑑定の証明力については、より慎重な評価をすべき状況に至っているが、「確定判決が認定した情事実から、犯人と事件本人の M C T 118 型が一致したことを除いたその余の情事実を総合した場合であっても、事件本人が犯人であることについて合理的な疑いを超えた高度の立証がなされていることには変わりはないといえる」として、再審請求を棄却した。

**菊池事件**は熊本県菊池郡水源村(現・菊池市)で起こった二つの事件からなる。第一事件は一九五一年八月に村役場職員の下方にダイナマイトが投げ込まれ、F とその家族が負傷したというものであり、被告人となったのは当時ハルセン病患者と診断されていた藤本松夫であった。藤本は自分の病気を県衛生課に通報したのが F であると逆恨みして犯行に及んだとされ、一九五二年六月に懲役一〇年の刑に処せられた。無実を叫んでいた藤本は控訴直後に拘留所から脱走したが、その三週間後の同年七月に水源村の山道で F が殺害されているのが発見された。これが第二事件で

ある。藤本は第二事件でも無実を主張するが、一九五三年八月に熊本地方裁判所は特別法廷にて死刑判決を下し、控訴審、上告審でも死刑判決が維持され確定した。この事件は、当時、猛威をふるっていた「無らい県運動」を背景とするものである。

殺人（第二事件）に関して、有力な証拠となったのは、①被告人の捜査段階の自白（ただし自白では凶器は草刈鎌とされているが、確定判決では凶器は短刀と認定）、②犯行日当日に被告人が「Fをやってきた（殺してきた）」旨話したとする親族の供述、③親族が請求人から聞いたとの供述をもとに捜査をした結果、本件の凶器とされた短刀が発見されたという捜査報告書、④被害者の創傷は短刀によるものと推定できるとする法医学鑑定書（ただし付近の池で洗ったとされたため血液反応は不検出）であった（**自白存在型**）。

菊池事件の審理は、裁判所法六九条二項に基づき、特別法廷で行われた<sup>⑭</sup>。周知のように、最高裁判所事務総局「ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書」（平成二十八年四月）によれば、裁判所法六九条二項に基づいたハンセン病を理由とする上申は昭和二十三年から昭和四十七年までの間に九十六件あり、うち九十五件が最高裁判所によって認可（一件は撤回）され（認可率九十九％）、開廷場所としては、菊池恵楓園等のハンセン病療養所、菊池医療刑務支所等の刑事収容施設などが指定されていたとされる。したがって、認可率がその他の病気及び老衰を理由とする場合（認可率十五％）と比べて非常に高率であるため、裁判の公開原則（憲法八二条一項、同三四条）はもちろん、法の下の平等の原則（同一四条）に違反した疑いが強い。

特別法廷内においては、裁判官、検察官、弁護人は、いずれも予防衣と呼ばれる白衣を着用し、記録、証拠物等は、手袋をしたうえで、割箸あるいは火箸で扱われた。第一審の国選弁護人は、第二回公判期日での罪状認否において「何も申し上げることはない」と述べたうえに、罪体に関する検察官提出証拠についてすべて同意した。<sup>⑮</sup>

菊池事件の死刑執行の経緯はすでにみた通りであるが、死刑執行事件ということに加え、ハンセン病に対する差別・偏見から請求人の成り手が困難となっている。刑法法四三九条の再審請求権者の筆頭には検察官が挙げられていることから、二〇一二（平成二十四）年十一月に、ハンセン病の元患者らと弁護士は検事総長に対して再審請求要請書を提出したが、二〇一七（平成二十九）年三月に検察庁は再審請求しないと回答した。そこで同年八月に、元患者らは、検事総長に対し検察官に課せられた再審請求権行使義務違反を理由として国家賠償請求を申し立てており、今後の展開が注目される。

**北陵クリニック事件**は宮城県仙台市のクリニックで起こった殺人事件であり、准看護士（当時の表記）の守大助が患者五人に筋弛緩剤を投与し、うち一人を殺害したとして無期懲役を受けた事件である。確定審段階から事故なのか、人為的な事件なのかが争点となった。有罪認定を支える有力な証拠とされたのは、①被害者の生体資料あるいは被害者に用いられた点滴溶液から、筋弛緩剤マスキュラックスの成分であるベクロニウムが検出されたとするD鑑定、②被害者の症状から筋弛緩剤が投与されたと矛盾なく説明できるとした麻酔科医師Hの証言であり、ほかに③状況証拠と請求人本人の捜査段階の自白がある（**自白存在型**）。再審請求において新証拠とされたのは、①マスキュラックスの成分であるベクロニウムを質量分析しても $m/z 258$ という値（以下値Xという）が検出されることはありえず、値Xが検出されたことを前提とする原D鑑定は誤っているとする専門家Sの意見書、②H証言は医学的観点から信用できず、被害者の一人の症状はミトコンドリア病メラスと診断できるとするI意見書（以上、事件性を否定する新証拠）と、③請求人の自白を供述心理の観点から分析し、請求人の犯人性を否定する供述心理鑑定であった。

しかし、再審請求審は、新実験と原D鑑定の分析装置および分析条件の差異に照らすと、両鑑定で検出されるイオン（値X）が異なる可能性は否定できず、I意見書が指摘する症状はいずれもマスキュラックスが投与された症状と

しても矛盾しないとした。さらに、供述心理鑑定については、確定判決は自白を除いても請求人が犯人であることが優に認定できるとしており、鑑定自体の証拠価値も乏しいとして、新証拠の明白性を否定した。

姫路郵便局強盗事件は兵庫県姫路市で、ナイジェリア人の男性A（請求人）が、共犯者Bとともに強盗を実行したとして懲役六年の有罪判決を受けた事件である。請求人Aは犯行を否認しており（もつとも自認供述もみられる）、共犯者とされたBは、請求人Aとは別のCと犯行を実行したと主張したが、確定有罪判決では請求人AとBが強盗の実行共同正犯であると認定された。実行犯の二人組のうち一人がBであることは疑いないが、もう一人が請求人Aなのかどうか争点である。有罪判決の証拠となったのは間接証拠のみであり、とりわけ、①被害金は請求人が管理する倉庫内（以下、本件倉庫という）に隠され、犯行に用いられた雨合羽や靴等も本件倉庫内から見つかったこと、②犯人らが乗っていた車両は請求人が購入し、請求人が管理していた本件倉庫に保管され、かつ、請求人が購入した別のナンバープレートが取り付けられていたこと、③犯行後、犯人らの乗った車両は本件倉庫に止められ、ナンバープレートは取り外されて焼き切られていたという間接事実が柱となっている（間接証拠型）。

新証拠とされたのは、犯行に使用された二つの目出し帽から請求人AのDNAは検出されなかったとする鑑定書などであったが、再審請求審は、上記間接事実①～③より、請求人Aが本件強盗の**実行犯人でないとしても**「請求人が、少なくとも本件強盗の犯人の一人であることが極めて強く推認される」ということを前提として、本件においては「**請求人の実行犯人性を認めた確定判決の判断に合理的な疑いを生じさせるだけで足りず、請求人の犯人性に合理的な疑いを生じさせる必要があると解する**」とし、新証拠は請求人Aの犯人性を否定するには至らないと判断して再審請求を棄却した（**圏点引用者**）。

これに対して、弁護人が「不意打ち」であるなどとして即時抗告したところ、即時抗告審は、適正手続の保障自体

は、再審請求の手續に対しても及んでいるため、「原裁判所が、申立人の実行共同正犯以外の共犯を含めた犯人性について、何ら争点を顕在化するための措置を講じず、当事者に主張、立証の機会を与えなかったことは、刑訴規則二八六条の趣旨等に照らし、申立人に不意打ちを与え、申立人の防御権を侵害する違法なものといわなければならない」とした。また、上記①～③の間接事実とは、本件倉庫が「事実上も、第三者が申立人に無断で本件倉庫に物品を持ち込み、隠匿することや証拠隠滅の作業をすることがない管理状態であったことが前提となるはず」であり、論理則、経験則に反しているとした。こうして、即時抗告審は再審請求棄却決定を取り消し、原審に事件を差し戻した（現在係属中）。

**恵庭殺人事件**は北海道恵庭市で起こった殺人事件であり、大越美奈子がいわゆる三角関係のもつれから事業所の同僚の女性を殺害し、遺体を燃やしたとして懲役十六年の有罪判決を受けた事件である。有罪判決の柱となったのは、間接証拠から推認される九つの間接事実であった。すなわち、①犯人は事業所の従業員であると推認できること、②請求人が使用する車両から被害者のロッカーの鍵が発見されたこと、③被害者死亡後の携帯電話の電波を捕捉したアンテナの位置等の記録から推認される犯人の大まかな移動経路と同時間帯の請求人の動きが一致すること、④犯人は灯油を含む油類を用いて被害者の遺体を焼損しているところ、請求人が本件事件前に灯油を購入しそれが発見されていないこと、また本件事件後にも灯油を購入していること、加えてそれらに関する請求人の弁解が甚だ不合理であること、⑤請求人が使用する車両のタイヤに高熱でできたと推定される損傷があったこと、⑥請求人に土地勘のある場所から被害者の遺品の残焼物が発見されたこと、⑦請求人に被害者殺害の動機があること、⑧請求人以外の従業員にはアリバイがあり、被害者殺害後の犯人の移動経路と同様の動きをしたことをうかがわせる事情がないこと、⑨請求人は判明している限り被害者と最後に接触した者であり、その後二時間足らずの間に被害者は殺害され、遺体が焼損されたこと、という間接事実がそれである（**間接証拠型**）。

新証拠とされたのは、①携帯電話の電波を捕捉したアンテナの位置等を記載した書面は、電話会社従業員の証言した方法では作成できないとする報告書、②一〇リットルの灯油では被害女性の発見死体のような熱変化および炭化が生じる状態になることはないとする鑑定書等、③犯人が確定判決の認定した犯行時間より長時間現場にとどまっており、同時間にはアリバイがある請求人には犯行は不可能であることを示す鑑定書等、④本件当時の状況を前提とする、本件現場から本件ガソリンスタンドまで二〇分を超える時間を要するため、同時間にはアリバイがある請求人には犯行は不可能であることを示す鑑定書等、⑤焼損される前の被害者には後ろ手に縛られた形跡があり、体格や体力で劣る請求人が被害女性を後ろ手に縛ることはできないことを示す鑑定書等であった。

再審請求審は、新証拠を検討し、間接事実⑤からは請求人の車両が炎のそばにあったという事実を認定できず、間接事実⑥については土地勘があるからといって犯人性を推定できず、間接事実⑨についても犯人性を推定されるものではないとし、間接事実②についてはそれ自身が犯人性を強く示すとはいえず一応は示す程度に過ぎないとしたが、その他の間接事実①、③、④、⑦、⑧については「これだけの間接事実が偶然に重なるとは到底考えがたい。これらの間接事実を総合したときの、請求人が犯人であるとの推認の程度は高度なものがある。よって、特段の事情がない限り、請求人を犯人と認めることができるし、また、請求人を犯人と認めることを妨げる特段の事情は、上記高度な推認を妨げるに足るだけの高度なものが求められる。確定判決等の請求人が犯人であることを基礎づける間接事実の認定及び評価は…一部に不相当な部分もあるが、重要部分においては相当であり、結論的には誤りはない」として、請求を棄却した。

他方、即時抗告審は、間接事実⑥、⑨については犯人性を示すものであり、間接事実②については犯人性を強く示すものであるとして、原決定とは異なる証拠評価をしたうえで、原確定判決の事実認定には合理的な疑問が生じない



とした。

**高知白バイ事件**は高知県吾川郡春野町（現・高知市）で起こった業務上過失致死事件であり、バスの運転手の片岡晴彦が過失により現職の白バイ隊員を死亡させたとして禁錮一年四か月を受けた事件である。<sup>16</sup> 有罪判決の証拠となったのは、①請求人の過失を認める自白のほかに、②現場のスリップ痕を中心とした事故現場に残された他の間接証拠（現場の見通し状況、路面擦過痕、請求人車両の損傷状態、被害者車両の損傷・状態、破片の散乱状況、対向車線を走っていた白バイの目撃証言など）である（**自白存在型**）<sup>17</sup>。新証拠とされたのは、①スリップ痕はねつ造された疑いがあるとする解析書および②衝突時にバスは止まっていたとする乗客の新証言である。

しかし、再審請求審は「事故直後に現場に臨場した警察官が、衆人環視の下で短時間のうちに物理法則等に整合するように本件タイヤ痕及び多数の擦過痕からなる本件擦過痕をねつ造するのは不可能というほかなく、その立証命題は抽象的な可能性をいうにすぎず、全く現実味のないものである」などとして再審請求を退けた（即時抗告も棄却）。

## （2）立法の動き

犯罪対策の面を中心とした「刑事立法ラッシュ」に比べて、この期の刑事再審に関する立法の動きはあまりにも貧弱である。わずかに、死刑再審無罪者年金支給特例法（二〇一三年六月国会提出）を認めるにすぎない。もともと、このことは再審問題が通常審も含む誤判一般の問題と理解されたこととも関係しよう。他方で、刑事手続に関する立法は一定程度促進されているからである。

日弁連の悲願であった被疑者国選弁護制度も、刑事訴訟法の一部を改正する法律（平成十六年五月二十八日法律六二二号）によって実現することになった。しかし、逮捕段階ではなく、勾留段階からの国選弁護であることに加え、同時

に弁護人の解任制度（刑訴法三八条の三）が設けられたことも見逃せない。さらに、総合法律支援法（平成十六年六月二日法律七四号）により「日本司法支援センター（法テラス）」が設立され、裁判所若しくは裁判長又は裁判官の求めに応じ、法テラスが国選弁護人の推薦を担うことになった。これについては、裁判所、法務省・検察庁、そして政府が刑事弁護の内容を事実上決めることにならないかという懸念が寄せられている。

日弁連が司法制度改革の一要素として掲げていた陪審制度は実現しなかったが、市民を刑事裁判に参加させる裁判員制度が導入され、二〇〇九（平成二十一）年より施行されることになった。市民参加によって裁判実務からの脱却を期待する声もある一方で、裁判員制度が新たな「誤判原因」となることを懸念する声も強い。また、裁判員制度が、「市民による裁判」とされることで、裁判所（裁判官）の誤判の責任を回避し、裁判所による誤判の検証をより遠ざけるのではないかとの懸念もある。

他方、いわゆる厚労省元局長無罪事件では、同事件の主任検察官が証拠を偽造したことが明らかになった。この事件をきっかけとして、「検察の在り方検討会議」がもたれ、「検察の再生」に関する諸方策が議論、実施された。同会議ののち、法務大臣の諮問を受けて設置された法制審議会「新時代の刑事司法制度特別部会」においては、「取調べ及び供述調書への過度の依存からの脱却」を目標に、約三年間の討議が重ねられ、その成果として、刑事訴訟法等の一部を改正する法律（平成二十八年六月三日法律五四号）が成立した。同改正法には、①取調べの録音・録画制度の導入、②司法取引制度の導入、③刑事免責制度の導入、④通信傍受の要件の拡大、⑤裁量保釈における考慮事情の明確化、⑥被疑者国選弁護制度の対象事件の拡大等、⑦証拠の一覧表の交付などの証拠開示制度の拡充、⑧犯罪被害者等を保護する措置の拡充、⑨証拠隠滅等の罪などの法定刑の引き上げ、⑩自白事件の簡易迅速な処理のための措置が盛り込まれた。とりわけ、日弁連にとって取調べの可視化は、刑事弁護センター設立以来の目標であり、二〇〇三（平

成十五)年以降重点的な取り組みを行ってきた検討課題であったため、同法については「刑事司法改革が確実に一歩前進するものと評価する」というのが日弁連の同法についての評価であった。

しかし、「全面可視化」が導入されるのは一部の事件のみであり、しかも多くの例外が存在するため「部分可視化」に過ぎないという厳しい批判も存在する。また、すでにみたように、被疑者国選弁護が弁護人の解任規定と抱き合わせであることに加え、司法取引や刑事免責など捜査機関に多くの武器が与えられたため、誤判が再生産されるのではないかとの強い懸念も寄せられている。<sup>(10)</sup>

このような立法の動きにみられるように、「誤判の構造」を「体制内」から少しずつ突き崩そうという試みによって、「ミイラ取りがミイラになる」ことはないかを勇気をもって顧みる必要がある。

### (3) 学説の動き

この期の学説は、ひきつづき前期(第Ⅱ期)の理論的到達点を継承し、それを個別の事件に応用することに重きが置かれている(したがってこの種の判例評釈等はかなり多い)。再審の個々の論点については前期でほぼ検討されたということもあり、新たな論点の析出という点は希薄である(もつとも、のちにみるように証拠開示については一定の理論的成果がみられる)。また、再審の問題が通常審も含む誤判一般の問題と理解された結果、実践を踏まえた誤判研究、供述証拠の心理学的分析、取調べの可視化などの研究が進んだ。<sup>(11)</sup>

この期の学説の特徴を示せば、①証拠構造論の一般化、②再審における証拠開示、③比較法研究である。

第一に、前期の研究を踏まえて、証拠構造論が実務にも浸透し、一般化した。<sup>(12)</sup>すでにみたように、証拠構造論は白鳥・財田川決定が全面的再評価説を採用していることを前提とした議論であるが、白鳥・財田川決定が「限定的再評

価及び全面的再評価」を組み合わせた二段階の明白性の判断手法をとっていると説(二段階説)も有力に展開されている。<sup>(92)</sup> 今後も、白鳥・財田川決定の意義と限界を見据えたうえで、どのように理論展開するかが求められている。

第二に、再審の証拠開示の重要性が痛感された結果、証拠開示に関する理論的探求が進んだ。たとえば、公判前整理手続における証拠開示規定を根拠として再審における証拠開示を考える見解、再審請求審の公判審理との類似性に加え、その地位や再審請求手続の構造の分析などを根拠に、裁判官は「合理的疑い」を解明するために証拠開示を行い、検察官は原則としてこれに応じなければならないとの見解も有力である。<sup>(93)</sup> 証拠開示の議論が活発化することは望ましいものの、証拠開示それ自体は現在の刑事訴訟の構造を前提とした「対症療法」の側面をもつということにも留意しておくなければならない。

第三に、比較法研究であるが、海外の先進的な取り組み(制度)を日本への示唆としようとする形でのいわば外在的なものが目立つ。<sup>(94)</sup> 誤判は洋の東西を問わず不正義といえるが、すでに述べた立法及び学説の動きを顧みるとき、日本の「誤判の構造」の打破(請求人の立場からの再審)を目指すのか、それとも「誤判の構造」を前提とした「事実認定の適正化」(裁判官・検察官の立場から見た再審)を目指すのかが問われている。

第三期の立法のあり方、そして学説のあり方をどう評価するのは、戦後の再審史をどう見るかに依るといえることができる。

(94) 司法制度改革審議会「司法制度改革審議会意見書―二十一世紀の日本を支える司法制度(平成十三年六月十二日)」[http://www.kantei.go.jp/sihouseido/report/ikensyo/index.html] 参照。

(95) 横浜事件については、「(小特集)横浜事件第三次再審請求」法時七十四卷六号(二〇〇二年)七十二頁以下の各論考、田淵浩二「横浜事件―再審免訴に終わった無罪事件」法セミ五十五卷九号(二〇一〇年)十八頁以下、大川隆司・佐藤

- (96) 博史・橋本進『横浜事件・再審裁判とは何だったのか』(二〇一一年)、横浜事件・再審裁判Ⅱ記録／資料刊行会編『全記録・横浜事件・再審裁判』(二〇一一年)など参照。
- (97) 富山水見事件については、最高検察庁「いわゆる水見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」(二〇〇七年)なども参照。本件の自白についての分析として、内田博文ほか編著『転落自白』(二〇一二年)が詳しい。
- (98) 足利事件については、警察庁「足利事件における警察捜査の問題点等について」(二〇一〇年)、最高検察庁「いわゆる足利事件における捜査・公判活動の問題点等について」(二〇一〇年)、日弁連「足利事件」調査報告書(二〇一一年)なども参照。本件の自白についての分析として、内田博文ほか編著『転落自白』(二〇一二年)が詳しい。
- (99) 布川事件の第二次再審請求については、日弁連・前掲「冤罪と闘った四十四年―再審布川事件の記録」のほか、『豊崎七絵「布川事件―供述証拠にどう向き合うか」法セミ五十五巻九号(二〇一〇年)一〇頁以下、(特集)再審無罪 布川事件」自正六十三巻二号(二〇一二年)の各論考、佐藤米生「布川事件」季刊刑事弁護八〇号(二〇一四年)一〇六頁以下なども参照。
- (100) ゴビンダ事件については、宮村啓太「(刑事弁護レポート)再審請求事件『東電女性社員殺害事件』再審開始決定」季刊刑事弁護七十二号(二〇一二年)八十七頁以下、同「東京電力女性社員殺害事件―証拠開示をめぐる経過」季刊刑事弁護七十四号(二〇一三年)九十四頁以下なども参照。
- (101) 東住吉事件については、森下弘「東住吉事件―執行停止決定の取消決定」季刊刑事弁護七十四号(二〇一三年)九十九頁以下、乗井弥生「東住吉事件」季刊刑事弁護八〇号(二〇一四年)一三頁以下なども参照。
- (102) ロシア人おとり捜査事件については、宮木康博「判批」法教四三三二号(二〇一六年)一六七頁、水谷規男「判批」刑事法ジャーナル五十二号(二〇一七年)一三三頁以下なども参照。
- (103) 松橋事件については、三角恒「松橋事件―再審における証拠開示」『再審法改正』(二〇一七年)六十七頁以下、内藤大海「再審請求審における明白性の判断方法―松橋事件再審請求審・再審開始決定」新・判例解説 Watch (刑事訴訟法 No.105)／文献番号 z18817009-00-081051419)を参照。
- 大崎事件については、亀田徳一郎「再審事件を学ぶ 大崎事件」季刊刑事弁護三十四号(二〇〇三年)二十七頁以下、鴨

志田祐美「大崎事件—裁判官の『裁量』と『再審の格差』問題」季刊刑事弁護七十四号（二〇一三年）一〇五頁以下、同「大崎事件—検察官抗告の問題—『再審法改正』（二〇一七年）二十七頁以下、泉武臣「大崎事件」季刊刑事弁護八〇号（二〇一四年）一二〇頁以下なども参照。

須藤輝行ほか「ブドウ酒中のTEPPの検出ならびに分解について」食品衛生学雑誌三卷一号（一九六二年）八十九頁以下、とりわけ九〇頁参照。

徳永響「日弁連支援事件 マルヨ無線事件—即時抗告棄却決定と特別抗告」再審通信一〇三号（二〇一二年）二十九、三十二頁。

福井事件については、拙稿「判批」久留米大学法学六十九号（二〇一三年）二十七頁以下、吉村悟「福井女子中学生殺害事件」季刊刑事弁護八〇号（二〇一四年）一〇九頁以下なども参照。

福岡事件については、拙稿「憲法的再審」のゆくえ」法民四四四号（二〇〇九年）四十九頁以下、内田博文編著「冤罪・福岡事件」（二〇一一年）、八尋光秀「福岡事件—死刑執行後再審における再審請求人の不在」『再審法改正』（二〇一七年）五十四頁以下なども参照。

飯塚事件については、拙稿「飯塚事件と死刑再審」大阪経済法科大学法学論集七十五号（二〇一六年）、徳田靖之「飯塚事件—再審法制の不備について」『再審法改正』（二〇一七年）なども参照。

菊池事件については、平井佐和子「藤本事件について—『真相究明』と再審—」九大法学八十四号（二〇〇二年）一六一頁以下、内田博文「司法の責任を問う—『菊池事件』—Fさんの無言の声を傾けてください—」菊池野二〇一二年七月号十六頁以下、同八月号十四頁以下、内田博文「菊池事件と憲法的再審について」神戸学院法学四十三卷一号（二〇一三年）一頁以下、徳田靖之「菊池事件—憲法再審の必要性—」『刑事再審法改正』（二〇一七年）四十二頁以下なども参照。

請求人は一九五二年八月二日に単純逃走罪で起訴され、続いて同年十一月二十二日で殺人罪で追起訴された。最初の起訴を受けて、最高裁判所は、同年一〇月九日、最高裁総二第一一八号（訴三一一）をもって、本件を国立療養所菊池恵楓園において法廷を開くことができる旨を熊本地裁に通知した。本件第一審の第一回公判から第四回公判までは、恵楓園内の建物内の仮設特別法廷で、第五回公判以降及び第二審の審理は一九五三年三月に設置した菊池医療刑務支所の中

- に設けられた特別法廷で行われた。
- (111) 最高裁判所事務総局『ハンセン病を理由とする開廷場所指定に関する調査報告書』（平成二十八年四月）。もつとも、同報告書の調査対象は、最高裁判所が司法行政として行った開廷場所の指定行為の適法性・相当性を調査対象としたものであり、指定された開廷場所で行われた裁判の当否を問題とするものではないとされる（同報告書五頁及び四十二頁参照）。
- (112) 菊池事件再審弁護団「菊池事件再審請求趣意書」二〇頁以下参照。
- (113) 北陵クリニック事件については、阿部泰雄「仙台・北陵クリニック筋弛緩剤点滴事件訴訟」法セミ六五一号（二〇〇九年）十八頁以下、阿部泰雄・守祐子・T「北陵クリニック事件を語る」法民四五一号（二〇一〇年）六〇頁以下、小関眞・阿部泰雄「北陵クリニック事件―事前通知のない抜き打ち棄却―季刊刑事弁護七十九号（二〇一四年）九十七頁以下なども参照。
- (114) 姫路郵便局強盗事件については、川崎拓也「姫路郵便局強盗（再審請求）事件・再審請求審における審判対象は何か」犯罪と刑罰二十五号（二〇一六年）九十五頁以下、川崎英明「再審請求審の審理対象―姫路郵便局強盗事件・即時抗告審決定」新・判例解説 Watch（刑事訴訟法 No.104 / 文献番号 z18817099-00-081041375）なども参照。
- (115) 高知白バイ事件については、稲田朗子・陶山二郎「いわゆる『高知白バイ事件』の再審請求について」高知論叢・社会科学一〇九号（二〇一四年）一頁以下、
- (116) 稲田・陶山・前掲註(115)論文十四頁なども参照。
- (117) 日弁連「取調べの可視化の義務付け等を含む『刑事訴訟法等の一部を改正する法律』の成立に当たつての会長声明（二〇一六年五月二十四日）」。日弁連 HP [https://www.nichibenren.or.jp/activity/document/statement/year/2016/160524.html] 参照。
- (118) たとえば、小池振一郎「今市事件判決を受けて…部分可視化法案の問題点」法民五〇七号（二〇一六年）四十六頁以下など参照。
- (119) たとえば、川崎英明・三島聡・瀧野貴生「二〇一六年改正刑事訴訟法・通信傍受法条文解析」（二〇一七年）など参照。

(120) たとえば、この期の誤判研究として、日弁連人権委編『誤判原因に迫る―刑事弁護の視点と技術』(二〇〇九年)などがある。

また、法と心理学会が二〇〇〇年に設立され、刑事法学と心理学との共同研究が進んだ。

(121) 証拠構造論の一般化に大きく寄与したのは、周知のように、川崎英明『刑事再審と証拠構造論の展開』(二〇〇三年)であった。

(122) たとえば、佐藤博史「再審請求における証拠構造分析と証拠の明白性判断」松尾浩也古稀(一九九八年) 六七二頁以下など参照。

(123) 門野博「証拠開示に関する最近の最高裁判例と今後の課題」原田國男判事退官記念論文集「新しい時代の刑事裁判」

(二〇一〇年) 一五九頁以下、指宿信『証拠開示と公正な裁判』(二〇一二年) 一八九頁以下参照。

(124) 斎藤司『公正な刑事手続と証拠開示請求権』(二〇一五年) 三九一頁以下参照。

(125) たとえば、田中輝和「イリノイ州死刑えん罪の原因と対策―死刑に関する州知事委員会報告書を基にして」岡本勝ほか編『刑事法学の現代的課題』(二〇〇四年)、バリー・シエック&ピーター・ニューフェルド&ジム・ドワイヤー(指宿信監訳、西村邦雄訳)『無実を探せ! イノセンス・プロジェクト』(二〇〇九年)、指宿信監訳、日弁連えん罪原因究明第三者機関WG『えん罪原因を調査せよ』(二〇一二年)、ブランドン・L・ギャレット(笹倉香奈ほか訳)『冤罪を生む構造―アメリカ雪冤事件の実証研究』(二〇一四年) など参照。

## 5. 若干の検討

以上、実務・判例の動き、立法の動き、学説の動きなどに分けて、戦後の再審史を素描してきた。大要、以下のことが指摘できよう。



(1) 再審開始の理由について

まず、白鳥決定前の再審開始の理由としては、偽証の証明（吉田事件）、アリバイの証明（観音堂事件）、真犯人の判明（金森事件）という理由が挙げられる。確定判決の証拠構造や新証拠の証明力にも依るが、偽証やアリバイの証明又は真犯人の判明によって、犯人性は否定されることから、いちおうこれらの理由を古典的な再審開始の理由と位置付けることが許されよう。もつとも、弘前事件や米谷事件のように、白鳥決定前は、真犯人が判明していたとみられる事件でさえ、再審開始棄却決定が出されていたことに注意しなければならない。その意味で白鳥決定前は、明白性の基準がいかに高かったかを知ることができよう。近年、再審開始の理由として台頭してきたDNA鑑定も、有罪方向の証拠としてはひとつの間接証拠に過ぎないものの、無罪方向の証拠としては精度があがればあがるほど、犯人性を否定するきわめて強い証拠となるため、「真犯人の判明」とほぼ同様の性格を有する。

すでにみたように、白鳥・財田川決定は確かに再審のハードルを押し下げた。とりわけ、同決定以降、本人又は共犯者の自白の信用性評価を逆転させて再審開始決定を下した新しい類型が現れるようになったことが特筆される。

しかし、これらの自白の信用性についての再審開始の論理は「もろ刃の剣」といえた。なぜなら、捜査機関が客観的証拠と整合させて自白調書の信用性を高めれば、容易に「信用できない自白」とは評価されえないからである。一九七五（昭和五〇）年以降の再審棄却ないし取消決定は、裁判官にとって自白の信用性評価がいかに困難であるか、換言すれば、白鳥決定のいうように、「疑わしきは被告人の利益に」の原則を確定力が背景にある再審の局面で適用することはいかに困難かということを示している。

もつとも、再審開始事件の類型別の特徴をみると、全体としては、自白存在型および共犯者自白型が圧倒的に多い。間接証拠型の事件で再審開始決定が下されたのは、弘前事件とゴビンダ事件だけあり、それも、真犯人の判明やDNA

A鑑定のようなきわめて強力な新証拠によつて再審が開始されている。

また、再審開始事件には時期的な特徴もある。第Ⅱ期（白鳥決定から二〇〇〇年まで）に再審開始を得た事件は、貝塚事件、福岡覚せい剤密輸事件を除き、いずれも事件発生が一九六〇年以前の事件である。他方、第Ⅲ期（二〇〇一年以降）に再審開始を得た事件は、横浜事件を除き、すべて一九六〇年以降の事件である。再審無罪判決に着目すれば、一九九四（平成六）年三月の榎井村事件の再審無罪判決以降、一九六〇年以前に発生した事件で再審無罪判決を得た事件はない。

「再審開始の理由」に着目すると、第Ⅱ期では偽証やアリバイの証明又は真犯人の判明という古典的な再審開始の理由のほかに、自白の信用性評価の逆転が多くみられる。他方、第Ⅲ期の「再審開始の理由」をみると、

【事件発生が1960年以降の再審開始事件】

事件発生年代	事件名(事件発生)	再審開始決定	再審開始の理由
1960年代	袴田事件 (1966年6月)	*2014年3月	DNA鑑定
	布川事件 (1967年8月)	2009年12月	自白及び証言の信用性評価の逆転
1970年代	貝塚事件 (1979年1月)	1988年7月	自白の信用性評価の逆転
	大崎事件 (1979年10月)	*2017年6月	自白及び証言の信用性評価の逆転
1980年代	福岡覚せい剤密輸事件 (1980年-1981年)	2000年2月	偽証の証明
	松橋事件 (1985年1月)	*2016年6月	自白の信用性評価の逆転
1990年代以降	足利事件 (1990年5月)	2009年6月	DNA鑑定
	東住吉事件 (1995年7月)	2015年10月	自白の信用性評価の逆転
	ゴビンダ事件 (1997年3月)	2012年7月	DNA鑑定
	ロシア人おとり捜査事件 (1997年11月)	2016年10月	捜査官の職務犯罪の顕在化
	富山水見事件 (2002年1・3月)	2007年4月	真犯人の判明

(事件発生年月順。再審開始決定は確定したもの。\*は執筆時点で未確定のもの)

自白の信用性評価が逆転した事例は——第二期と第三期の期間の差を考慮したとしても——相対的に少ないように思われる。さらに、そのうち一九九〇年代以降に発生した事件に限ると、ロシア人おとり捜査事件のような特殊な事例は除き、自白の信用性評価が逆転して再審が開始されたのは、東住吉事件（一九九五年七月事件発生）だけである。そのほかの足利事件（一九九〇年五月）、ゴピンダ事件（一九九七年三月）、富山水見事件（二〇〇二年一・三月）は、真犯人の判明又はDNA鑑定によって再審が開始されている。年々、自白の信用性を覆すことが困難になっているということであろうか。自白の信用性評価の歴史分析と合わせて、早急な解明が求められる。

## （2）刑事再審の「逆流現象」？

ところで、一九八五年頃から白鳥・財田川決定に離反する「逆流現象」が生じたと評価されることもある。その意味するところは、①両決定が指摘する新旧証拠の全面的再評価を行っていない、②「疑わしきは被告人の利益に」の原則を適用してない棄却決定ないし取消決定の動きを指すように思われる。しかし、「逆流現象」という評価は二重の意味で妥当でないように思われる。

まず、第二期の分析でもみたように、白鳥・財田川決定以後も当該自白と客観的証拠などが「矛盾しない」とされた事案や間接証拠のみしか存在しない事案（まさに白鳥事件がそうであった）においては、棄却決定が出され続けているのであって、一九七五年以降の再審棄却決定を無視しない限り「逆流現象」という評価はやや一面的のように思われる。

次に、白鳥・財田川決定という判例法を「無辜の救済」のための理念ないし思想と理解している点でも行き過ぎているように思われる。

すでにみたように、白鳥・財田川決定の法理は、のちの決定によってさらに展開されることになった。すなわち、名張事件の平成九年最高裁決定では、新証拠によって旧証拠の証明力が大幅に減殺された場合でも、新旧証拠を総合評価して、原確定判決の事実認定に合理的な疑問が生じない場合は、新証拠の明白性を否定するという方向性が明示された。また、マルヨ無線事件の平成一〇年最高裁決定では、放火の方法のような犯行の態様に関し、確定判決が詳しく認定した犯行の態様の一部に事実誤認のあることが判明した場合であっても、そのことにより罪となるべき事実の存在に合理的な疑いを生じさせない場合は、新証拠の明白性を否定するという方向性が明示された。

この平成九年・一〇年の両決定に対しては、白鳥・財田川決定に反しているという見解も見られるが、①白鳥・財田川決定と両決定を「判例」として統一的に理解すべきこと、②まさに白鳥決定でも同様の判断がなされていることなどからすれば、両決定は、白鳥・財田川決定を敷衍したものと理解できる。したがって、すでに指摘したように、白鳥・財田川決定の論理からは、裁判官の自由心証を制約することはできないし、請求人に不利益な総合評価も——当然、——許容されうる。そして、これが戦後の再審法の確立した判例であるように思われる。

このようにみると、論者のいう「逆流現象」は白鳥・財田川決定が敷いた道だったのではないだろうか。いずれにせよ、今後は白鳥・財田川決定の「正しい」理解から再審理論を構築しなければならないと思われる。

### (3) 白鳥の信用性評価の逆転について

では、白鳥・財田川決定以降、白鳥の信用性評価が逆転して再審開始が認められた事例において、白鳥の信用性評価を逆転させた要因(新証拠)はどのようなものだったのだろうか。再審開始決定年月順に見ると次のようになる(共犯者白鳥型も含む)。

これらの事件の特徴をまとめると、次のようになろう（なお、横浜事件や貝塚事件のような特殊な事例については、さしあたり考慮に入れないものとする）。

第一に、自白の信用性評価が逆転した要因に関してであるが、ほとんどの事件において、自白の核部分、すなわち犯行態様や順序（実行行為）に関する部分に合理的な疑問があるとされていることである。そして、自白内容自体に内在する不合理さについての疑問も、あわせて提起されている。これは当然のことのように思われるかもしれないが、逆に、自白存在型又は共犯者自白型において、自白（自白調書）の内容それ自体に不合理な点がない「精巧」な自白であれば、再審開始を得るのがきわめて困難であることを意味している。

他方で、東住吉事件や松橋事件のように、近年においても、自白の内容に——誰が見ても——著しい不合理さがあるために、自白の信用性判断が逆転しやすい事例がみられるということである。これは歴史的には榎井村事件、免田事件、財田川事件などの比較的古い時代の自白調書に見られたものである。自白調書の「甲乙」で再審開始が分かるといふことであろうか。その意味で、近年の再審開始事件は、杜撰な自白調書という古い問題とDNA鑑定などの新し

事件名	再審開始決定年月	事件発生年月	自白の信用性評価逆転の要因
加藤事件	1976年9月	1915年7月	凶器と人血に関する法医学鑑定
免田事件	1980年10月	1948年12月	血液型判定や犯行順序に関する法医学鑑定、自白内容の不合理さ
財田川事件	1981年3月	1950年2月	血痕に関する法医学鑑定、自白内容の不合理さ
松山事件	1983年1月	1955年10月	血痕付着に関する法医学鑑定
梅田事件	1985年2月	1950年1月	犯行態様に関する法医学鑑定
島田事件	1987年3月	1954年3月	犯行順序に関する法医学鑑定
松尾事件	1988年3月	1954年8月	血液型に関する法医学鑑定
貝塚事件	1988年7月	1979年1月	共犯者の無罪判決
榎井村事件	1993年11月	1946年8月	自白内容の不合理さ、客観的証拠と請求人との結び付きへの疑問
横浜事件	2005年3月 2008年10月	1942-1945年	拷問の存在
布川事件	2009年12月	1967年8月	犯行態様・順序に関する法医学鑑定
東住吉事件	2015年10月	1995年7月	犯行態様に関する燃焼再現実験
松橋事件	*2016年6月	1985年1月	犯行態様を否定する客観的証拠
大崎事件	*2017年6月	1979年10月	供述心理鑑定

（再審開始決定（確定）年月順。\*は執筆時点で未確定のもの）

い問題状況とが混在しているとみることでもできよう。

第二に、自白の信用性評価が逆転する要因として、法医学鑑定などの生体証拠に基づく科学的証拠が大きな役割を果たしていることである。もともと、いかに科学的証拠といえども、明白性判断の際には、実行行為の中核部分に合理的な疑問を突き付けるかなりの強度の証明力が要求されており、そのような証明力がなければ、のちにもみるように「可能性論」で退けられるということである。自白存在型の事件も、自白の信用性が逆転した再審開始事件のような「明らかな新証拠」がないと再審開始を獲得するのがきわめて困難であることがわかる。

他方、大崎事件の第三次再審請求では、供述心理鑑定によって自白の信用性が逆転しており、興味深い。この供述心理鑑定が再審においてどのような位置を占めるかは大崎事件の今後の展開にかかっている。

#### (4) 科学的証拠による再審開始について

すでにみたように、法医学鑑定や近年ではDNA鑑定などの科学的証拠が再審開始に結び付いた事例も多い。特にDNA鑑定は近年、きわめて重要な再審開始の要因となっている。もともと、新証拠が科学的証拠とされた事案を分析すると、次のような特徴が指摘できる。

第一に、原資料の有無によって再審開始が左右されるということである。DNA鑑定についていえば、原資料のDNA型と請求人とのDNA型の異同識別が可能であった事例については、再審開始を得ている(足利事件、ゴビンダ事件、袴田事件)。他方、原資料が費消されている場合については、鑑定書などの二次資料の当否が問題となるため、原確定判決の事実認定を覆すことが難しく再審開始には結びついていない(飯塚事件、北陵クリニック事件)。死因が事故死か扼殺かが問題となった山本事件も、二次的な鑑定書の当否が問題となるという点で、同様の構造をかかえて

いる。

第二に、「可能性論」に基づく証拠評価である。科学的証拠が新証拠として出されたとしても、旧証拠と新証拠との齟齬を、条件の違いや誤差などの「可能性」によって原確定判決の事実認定と「矛盾しない」という結論を導くことによつて、原確定判決に合理的な疑問は生じないとする判断も多くみられる。同じ科学的証拠でも、審級によつて再審開始決定と再審棄却決定に判断が分かれた事例も、この「可能性論」が大きな原因となつてゐる（日産サニー事件、福井事件、名張事件）。そして、この「可能性論」の背景には、請求人本人の自白や有力な証人の証言などを重視する必罰主義的な発想が控えているように思われる。

### (5) 再審請求棄却事件の特徴

これまで、主に再審開始の理由について考察してきたが、再審請求が棄却された事件についてはいかがであらうか。ここでもいくつかの特徴が指摘できる。

第一に、類型別にみると間接証拠型の事件は、ほとんどが再

事件名	事件発生年月	類型
山本事件	1928年11月	自白存在型
福岡事件	1947年5月	自白存在型
帝銀事件	1948年1月	自白存在型
牟礼事件	1950年4月	共犯者自白型
白鳥事件	1952年1月	間接証拠型
丸正事件	1955年5月	自白存在型
名張事件	1961年3月	自白存在型
江津事件	1962年11月	間接証拠型
狭山事件	1963年5月	自白存在型
波崎事件	1963年8月	間接証拠型
マルヨ無線事件	1966年12月	自白存在型
日産サニー事件	1967年10月	自白存在型
福井事件	1986年3月	間接証拠型
飯塚事件	1992年2月	間接証拠型
北陵クリニック事件	2000年2-11月	自白存在型
恵庭殺人事件	2000年3月	間接証拠型
姫路郵便局強盗事件	2001年6月	間接証拠型
高知白バイ事件	2006年3月	自白存在型

(事件発生年月順)

審請求を棄却されているという事実である。

すでにふれたように、間接証拠型の事件で再審開始決定が下されたのは、弘前事件とゴビンダ事件だけあり、それも真犯人の判明やDNA鑑定のようなきわめて強力な新証拠によって再審が開始されている。よく指摘されるように、間接証拠のみの事実認定は、その証拠構造が「柔構造」となり、「可能性論」等に逃げられやすく、実務上、再審開始を得るためにはきわめて強い新証拠が必要となっている。そして、その「柔構造」は、時間の経過により新証拠が散逸、風化して発見困難となることで、さらに強度を増すことになる。一定の強度のある間接証拠に加え、自白がある事件（名張事件、狭山事件など）については、「柔構造」という困難性に加え、自白の信用性評価の逆転という困難性も加わることになる。

とりわけ、注意しなければならないのは、一九八〇年代以降に発生した事件で再審請求が棄却されたものは、間接証拠型である比率がきわめて高いことである。北陵クリニック事件や高知白バイ事件は、本稿では便宜上、自白存在型に分類しているが、有罪認定において間接証拠が重要な位置を占めているのはすでにみた通りである。年々、自白の信用性評価の逆転によって再審開始を得た事件が少ないように見受けられることとあわせて分析すれば、さらに興味深い示唆を得られるように思われる。

第二に、自白存在型の中でも物的証拠が乏しい自白依存型というべき類型（福岡事件、帝銀事件など）については、客観的証拠と自白内容との齟齬が暴露されにくいいため、純粹に自白内容が信用できるか、信用できないかということによって再審開始を得たことをみれば、いかに強い新証拠が必要かがわかる。

第三に、上記以外の事件については、新証拠の証明力が旧証拠（とりわけ自白）の証明力を上回らなかった場合（旧



証拠の証明力√新証拠の証明力)には請求が棄却されているということである。そして、新証拠の証明力によって、旧証拠の証明力を上回る場合は、少なくとも旧証拠の枢要部分(とりわけ自白)と「矛盾する」というレベルまでの証明力が必要とされている。再審の局面でも、自白はなお「証拠の女王」の地位を占めているといえようか。すでにみたように、自白の信用性評価を逆転させるためには、実務上、自白の中核部分の信用性を完全に覆す新証拠が必要とされている。

最後に、死刑執行事件(大逆事件、福岡事件、飯塚事件)では、これまですべて再審請求が棄却されているということである。戦後の再審を振り返ると、死刑事件の再審について法務省・検察庁の激しい抵抗があったことがわかる。死刑執行事件では、再審開始が死刑廃止へとつながりかねないため、さらに「特別な配慮」が働く余地があるのだろうか。

## 6. おわりに

これまで非常に大まかではあるが、戦後の再審史を素描してきた。最後に、今後の刑事再審の当面の課題について考えてみよう。

第一に、白鳥・財田川決定の限界を見極めながら、再審法の改正(立法化)を志向することである。両決定の歴史的な意義とその限界についてはすでにみた。これまで「限定的再評価」か、「全面的再評価」かという対立軸が強調されてきたように思われるが、問題は、むしろ、白鳥・財田川決定のいう新旧証拠の総合評価をどのような観点から実

現するのということである。そして、再審が請求人の利益の制度だとすれば、従来から提唱されてきた証拠構造論などを発展させる形で、そのための制度的保障が立法によつて達成されなければならないように思われる。もつとも、再審法の全面改正はたちにはできないという現実的な事情があるとすれば、これまでの理論的蓄積を踏まえて、緊急を要する点から再審法改正に着手していくことが重要であろう。<sup>⑤</sup>このような再審法改正の動きは、通常審の見直しにも波及するはずである。<sup>⑥</sup>

第二に、自白の信用性の弾劾についてである。近年、供述に過度に依存しない捜査が試みられているとはいえ、今後も供述証拠、とりわけ自白は刑事訴訟の証拠の中で依然として重要な地位を占めると思われる。他方、すでに示唆したように、年々、自白の信用性評価の逆転が「再審開始の理由」となった事件が見かけ上は減っているように見受けられ、自白の信用性を覆すことが困難になっている可能性がある。換言すれば、捜査機関が録取する自白の「完成度」が高まっている可能性がある。再審の局面において、自白をどのようにチェックしていくかという点に関して、注意則研究と供述心理鑑定などが挙げられている。しかし、注意則研究は、自白内容それ自体に不合理さが伴う自白（戦後早い時代の自白など）については、一定程度意味があるものの、畢竟、裁判官の心覚えに過ぎず、むしろ、注意則に合致していることを以て自白の信用性を肯認する方向に働くおそれがある。

他方、供述心理鑑定については、大崎事件のように、現にその有用性を認めた裁判例もあり、注目される。もつとも、捜査機関が供述心理鑑定の知見を利用して、自白の「完成度」を高めた場合、その真偽を供述心理鑑定で見抜くことはできるのかという疑問が依然として残る。

したがって、今後の方向性としては、究極的に、刑事裁判において自白の真偽を正確に判断することはできないという前提から始めなければならないように思われる。そのように理解すれば、問題は、自白の信用性評価において、

必罰主義的な観点から一定程度の虚偽の自白はやむをえないということを前提とするのか、無辜の不処罰という観点から評価するののかということになる。そして、刑事裁判の大原則にそつて、後者の道を採用するとすれば、日本の取調べを中心とした捜査手法に鑑み、少なくとも自白を含めた供述証拠については——関連する物証も含めて——少なくとも全面的証拠開示が、供述証拠の信用性評価にあつての最低限度の要請であるように思われる。当然であるが、今後、通常審においても、逮捕・勾留期間の短縮、起訴前保釈の新設、弁護人立会いのもとでの取調べなどを検討する必要がある。

第三に、科学的証拠の科学性の見直しである。科学的証拠とは、一般に、科学の諸分野における知識・技術・成果を活用して得られた刑事法上の証拠をいう。しかし、日本の刑事手続において、科学的証拠は国家のために奉仕し、社会治安の維持に奉仕するという傾向が強かつた。<sup>131</sup>これはいくつかの事件で、有罪判決後に捜査機関が物証を廃棄していたことにも表れている。現在、DNA鑑定の有用性が叫ばれているが、DNA鑑定それ自体は有罪方向にも、無罪方向にも結び付くものである。新証拠たる科学的証拠に対抗するため、検察側からも有罪方向の新鑑定などが提出される場合も多い。また、原確定有罪判決の事実認定とは「矛盾しない」というレベルの科学的証拠が、確定力を背景として、新証拠の証明力を減殺する方向に作用することも多い。

しかし、科学の科学たるゆえんは、検証可能性にある。A鑑定とB鑑定の結論が違う場合、再審請求審はそのどちらが信用できるのかだけではなく、なぜその違いが生まれたのかを合理的かつ具体的に説明するまでの審理が求められる。また、両当事者から中立的な機関に実施させるという方法も一考に値しよう。これまで誤判事例を背景として科学的証拠の意義が強調されることが多かつたが、再審の歴史を鑑みると、単に科学性を強調するだけでは足りないように思われる。今後は、すでにみた刑事再審の歴史的な教訓を踏まえ、これまで有罪方向に利用されることのか

った科学的証拠を、どのように総括し、どのように無辜の無処罰と結び付けていくのが課題となろう。

第四に、すでに述べたところとやや重複するが、事実認定における論理則・経験則についてである。裁判官の自由心証によって、一般人又は専門家の論理則・経験則が、裁判官個人の主観的な「論理則・経験則」に置き換わり、その「論理則・経験則」によれば新証拠が提起した合理的な疑問がひとつの「可能性」にすぎないとして矮小化されるシーンも多くみられる。もともと、裁判官の自由心証を完全に拘束することは不可能であるし、また適切でもないため、判決書ないし決定書で、証拠評価に関する論理則・経験則を「あとづける」ことも一考に値しよう。<sup>(10)</sup>「疑わしきは被告人の利益に」という原則を、単なる裁判官の心覚えにするのではなく、この原則が手続的に担保されるような制度設計が望まれる。

最後に、新しい時代に対応した誤判救済システムについてである。「新しい捜査手法」の導入やテロ等準備罪の新設などによって、今後、証拠のもつ意味が変質し、刑事司法が大きく様変わりする可能性がある。したがって、公判中心主義を前提とした従来の捜査弁護では対応できない可能性が大きい。今後は、第三者機関の設置や個人データに対する規律など、新しい時代の誤判救済システムが求められよう。

冒頭でもふれたように、本稿が取り上げた再審請求事例はほんの一部に過ぎない。その背景には多くの無辜が眠っている可能性がある。しかし、本稿の雑駁な考察からも浮かび上がってきたように、現在の再審理論はかなり「周回遅れ」の可能性がある。歴史の教訓から何を、どう生かすのか、そして現実に生かすことができるかは、今後の刑事法学のあり方にかかっている。

- (126) その方向性として、たとえば、①憲法再審の明記、②再審理由の緩和ないし拡大、③刑訴法四四七条の「同一の理由」の要件の明確化、④再審請求権者の拡大、⑤再審請求審における国選弁護士制度等の新設、⑥再審における証拠開示制度の新設、⑦不服申立制度の見直し、⑧死刑の執行停止の緩和ないし拡大などが考えられる。拙稿「再審法改正の理由」『再審法改正』(二〇一七年)二五八頁以下など参照。
- (127) その方向性として、たとえば、『再審法改正』(二〇一七年)三二〇頁以下の「残された課題」など参照。
- (128) 古畑種基『簡明法医学』(一九六四年)の序および本文二頁以下を参照。
- (129) たとえば、井上正治「刑事訴訟の構造と『事実認定』」ジュリ六六〇号(一九七八年)三十二頁以下など参照。
- (130) たとえば、中川孝博「合理的疑いを超えた証明—刑事裁判における証明基準の機能」(二〇〇四年)なども参照。
- (131) その総論的な考察として、拙稿「刑事法におけるビッグデータの活用」内田博文古稀『刑事法と歴史的価値とその交錯』(二〇一六年)五七七頁以下など参照。

【参考判例及び裁判例】

・事件の並びは事件発生順である。

・事件名は、通称であり、日弁連編『再審』、『続・再審』などの先行研究を踏まえたものである。事件名に付した「\*」は旧法事件（旧旧刑訴法、旧刑訴法を含む）を指す。

・審級の「①、②、③」は通常審の審級を示す。他方、「①、②…」は何回目の再審請求かを示し（たとえば、④であれば、第四次再審請求）、「①ー①、①ー②…」は再審請求における審級を示す（たとえば、④ー①、④ー②であれば、それぞれ第四次再審請求の請求第一審、請求第二審を指す）。審級に付した「\*」は死後再審を指す。

・登載誌は、筆者が実際に参照したものであり、登載誌を網羅的に挙示したものではない。入手困難なものについては、適宜、ウェブ上の媒体も利用した。[LEX/DB]は、株式会社TKCの判例データベースの文献番号を指す。

事件名(通称)	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考
1 大逆事件*	①	大判	明治四十四年一月十八日	塩田庄兵衛・渡辺順三編『秘録・大逆事件下巻』一三七頁以下	死刑
	①ー①*	東京高決	昭和四〇年十二月一日	刑集二十一巻六号七七七頁、高刑集十八巻七号八三六頁	請求棄却
	①ー②*	最大決	昭和四十二年七月五日	刑集二十一巻六号七六四頁、判時四八七号十五頁	特別抗告棄却
2 吉田事件*	①	名古屋地判	大正三年四月十五日	判時三二七号二十六頁	死刑

刑事再審の史的素描

5		4		3			2						8
湯河原 放火事件*		山本事件*		加藤事件*			吉田事件*						事件名(通称)
①*		③ ① ①		再審 ⑥ ③ ②			予審 再審 ⑤ ⑤ ⑤ ④ ④ ① ③ ②						審級
東京高決		最決		最決 広島高決 広島高判			最決 名古屋高決 名古屋高決 名古屋高決 名古屋高決 大判 大判 名古屋控判						裁判所
昭和四〇年一〇月十八日		平成十五年一〇月二〇日		昭和和五十二年七月七日 昭和六十二年五月一日			昭和三十八年二月二十八日 昭和三十七年一〇月三〇日 昭和三十七年一月三〇日 昭和三十六年四月十一日 昭和三十四年八月三十一日 昭和三十四年七月十五日 大正七年三月一日 大正三年十一月三日 大正三年七月三十一日						判決又は決定年月日
判時四四六号六十一頁		裁判所ウェブサイトに「LEX/DB 25420043」 四十二頁		刑集四十四卷七号五四三頁 刑集四十四卷七号五九〇頁、判時一二三三三号 刑集九卷七七八号三八一頁 二二八頁			高刑集二十九卷四号四七七頁、判タ三三三九号 林・前掲書八十九頁 判タ三三三九号二五三三頁 判タ三三三九号二五二頁、林えいだい「絶望の門から」六十六頁 高刑集十六卷一〇号一四六七頁 高刑集十六卷一〇号一四八七頁 高刑集十五卷一十一頁 高刑集十四卷九号五八九頁 刑集十六卷一〇号一四八一頁 下刑集一卷七号一五五〇頁 後藤信夫『日本の岩窟王』二〇三頁 判時三二七号三〇頁 判時三二七号二十八頁						登載誌
請求棄却		特別抗告棄却		請求棄却 無罪 再審開始			上告棄却 取消、無期懲役 決定 公判に付する 無罪 棄却 取消、請求棄却 取消、請求棄却 再審開始 抗告棄却 請求棄却 上告棄却 無期懲役						備考

8 榎井村事件*		7 横浜事件*										6 金森事件*		5 事件名(通称)									
②	①	再審④*	上告審*	控訴審*	再審③*	④一*	③二*	③一*	②三*	②二*	②一*	①三*	①二*	①一*	再審	①	管轄指定	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考	
高松高判	高松地判	横浜地判	最判	東京高判	横浜地判	横浜地決	東京高決	横浜地決	最決	東京高決	横浜地決	最決	東京高決	横浜地決	大阪高判	大阪高決	最決		昭和四十二年二月二十八日	刑集二十一卷一号三五六頁、判時四七四号六頁、 高刑集二十二卷三号四二二三頁、判時五六三号三 頁	大阪高裁指定		
昭和二十三年十一月九日	昭和二十二年十二月八日	平成二十一年三月三〇日	平成二〇年三月十四日	平成十九年一月十九日	平成十八年二月九日	平成二〇年一〇月三十一日	平成十七年三月一〇日	平成十五年四月十五日	平成十二年七月十一日	平成一〇年八月三十一日	平成八年七月三〇日	平成三年三月十四日	昭和六十三年十二月十六日	昭和六十三年三月二十八日	昭和四十五年一月二十八日	昭和四十四年六月二十八日			刑集二十一卷一号三五六頁、判時四七四号六頁、 高刑集二十二卷三号四二二三頁、判時五六三号三 頁	刑集二十一卷一号三五六頁、判時四七四号六頁、 高刑集二十二卷三号四二二三頁、判時五六三号三 頁	大阪高裁指定		
同二二七頁以下	日弁連・香川弁護士会編『やつとらんもんはやつとらん』二二二頁以下	同七七九頁	同七五三頁	同七〇八頁	同六五五頁	同六一〇頁	同四八三頁	同四四〇頁	同三一頁	同二八三頁	同二六三頁	同二五頁	同二七〇頁、一七四頁	録・横浜事件・再審裁判一四二頁、一四七頁	刑月二卷一〇頁、判時五八六号三十三頁	横浜事件・再審裁判Ⅱ記録／資料刊行会編『全記 録・横浜事件・再審裁判一四二頁、一四七頁	同二五頁	同二五頁	同二五頁	同二五頁	同二五頁	同二五頁	同二五頁
懲役十五年	無期懲役	免訴	上告棄却	控訴棄却	免訴	(小野)	再審開始	抗告棄却	(木村ほか)	再審開始	特別抗告棄却	抗告棄却	(小野)	請求棄却	特別抗告棄却	抗告棄却	無罪	再審開始	再審開始	再審開始	再審開始	再審開始	



刑事再審の史的素描

11 帝銀事件*			10 滝事件		9 福岡事件*										8 榎井村事件*		8 事件名(通称)		
③	②	①	再審	① 一一	① 一一	⑥ 一二*	⑥ 一一*	⑤	④	③	②	①	③	②	①	再審	①	③	審級
最大判	東京高判	東京地判	東京地判	東京高決	東京地決	最決	福岡高決	最決	福岡高決	福岡高決	福岡高決	福岡高決	最判	福岡高判	福岡地判	高松高判	高松高決	最判	裁判所
昭和三〇年四月六日	昭和二十六年九月二十九日	昭和二十五年七月二十四日	昭和五十六年三月二十七日	昭和五十五年一〇月十六日	昭和五十一年一月十四日	平成二十一年十一月二十四日	平成二十一年三月三十一日	昭和四十一年四月十九日	昭和四〇年七月五日	昭和三十九年十一月二十八日	昭和三十二年十月七日	昭和三十一年十二月三日	昭和三十一年四月十七日	昭和二十六年四月三〇日	昭和二十三年二月二十七日	平成六年三月二十二日	平成五年十一月一日	昭和二十四年四月二十八日	判決又は決定年月日
遠藤・前掲書三三三頁以下	遠藤・前掲書二七四頁以下	遠藤誠「帝銀事件の全貌と平沢貞通」二六九頁以下	刑月十三卷三号二四二頁	一三二頁	刑月十二卷一〇号一二二四頁、判時一〇〇一号	刑月八卷一〇二二六〇頁	公判判例集未登載	公判判例集未登載	公判判例集未登載	公判判例集未登載	公判判例集未登載	公判判例集未登載	公判判例集未登載	公判判例集未登載	公判判例集未登載	判時一五二三号一五五頁	判時一五〇九号一四六頁	同二三五頁以下	登載誌
上告棄却	死刑	死刑	無期懲役 (一部無罪)	再審開始	請求棄却	特別抗告棄却	請求棄却	請求棄却(石井)	請求棄却(西)	請求棄却(西、石井)	請求棄却(石井)	請求棄却(石井)	上告棄却	死刑など	死刑など	無罪	再審開始	上告棄却	備考

13 弘前事件		12 免田事件							11 帝銀事件*					㉝ 事件名(通称)										
① 一	③	②	①	再審	⑥ 一三	⑥ 一二	⑥ 一一	③ 一二	③ 一一	③	②	①	国家賠償	国家賠償	17	18	③ 一	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考		
仙台高決	最判	仙台高判	青森地弘前支判	熊本地八代支判	最(一)決	福岡高決	熊本地八代支決	福岡高決	熊本地八代支決	最判	福岡高判	熊本地八代支判	最判	東京高判	東京高決	最決	東京高決	東京高決	昭和三十四年一月三十一日	遠藤・前掲書三四一頁以下	請求棄却			
昭和四十九年十二月十三日	昭和二十八年二月十九日	昭和二十七年五月三十一日	昭和二十六年一月十二日	昭和五十八年七月十五日	昭和五十五年十二月十一日	昭和五十四年九月二十七日	昭和五十一年四月三〇日	昭和三十四年四月十五日	昭和三十一年八月一〇日	昭和二十六年十二月二十五日	昭和二十六年三月十九日	昭和二十五年三月二十三日	平成四年七月十四日	昭和六十一年十二月三日	昭和六十一年九月一〇日	昭和六〇年七月十九日	昭和四十四年七月十九日	昭和三十四年七月十九日	遠藤・前掲書三四八頁以下	遠藤・前掲書三四八頁以下	請求棄却			
未公判裁判例集(一)五十七頁	刑集七卷二二五頁	刑集七卷二二五頁	刑集七卷二二四頁	判例時報一〇九〇号二十一頁	刑集三十四卷七号五六二頁	号一八六頁	刑集三十四卷七号六四二頁、高刑集三十二卷二九十五頁	刑集三十四卷七号五七八頁、判時八二八号	未公判裁判例集(一)五十二頁	未公判裁判例集(一)五頁	未公判裁判例集(一)三頁	判例集(一)一頁	刑事再審制度研究会編『著名再審事件未公判裁判例集(一)』一頁	判時一四三七号八十九頁	遠藤・前掲書四二八頁以下	判時二二二号三〇頁、遠藤・前掲書四二三頁以下	遠藤・前掲書四二六頁以下	遠藤・前掲書四二六頁以下	遠藤・前掲書四二六頁以下	遠藤・前掲書四二六頁以下	判時二二二号三〇頁、遠藤・前掲書四二三頁以下	判時二二二号三〇頁、遠藤・前掲書四二三頁以下	判時二二二号三〇頁、遠藤・前掲書四二三頁以下	判時二二二号三〇頁、遠藤・前掲書四二三頁以下
請求棄却	上告棄却	懲役十五年	無罪	無罪	特別抗告棄却	取消、再審開始	請求棄却	取消、請求棄却	再審開始	上告棄却	控訴棄却	死刑	上告棄却	控訴棄却	請求棄却	抗告棄却、却下	請求棄却	請求棄却	請求棄却	請求棄却	請求棄却	請求棄却	請求棄却	

刑事再審の史的素描

17 事件 観音堂(小平)		16 牟礼事件		15 財田川事件							14 梅田事件			13 弘前事件		8 事件名(通称)				
① 一 二	① 一 一	⑧ 一 一	⑦ 一 三	再 審	② 一 五	② 一 四	② 一 三	② 一 二	② 一 一	③	②	①	再 審	② 一 二	② 一 一	① 一 二	再 審	① 一 二	審 級	
東京高決	長野地諏訪支決	東京地決	最(一)決	高松地判	高松高決	高松地決	最(一)決	高松高決	高松地丸亀支決	最判	高松高判	高松地丸亀支判	鈎路地判	札幌高決	鈎路地網走支決	札幌高決	仙台高判	仙台高決	裁判所	
昭和三十五年八月三日	昭和三十五年五月二〇日	昭和六十三年四月三〇日	昭和五十八年十一月三〇日	昭和五十九年三月十二日	昭和五十六年三月十四日	昭和五十四年六月六日	昭和五十一年一〇月十二日	昭和四十九年十二月五日	昭和四十七年九月三〇日	昭和三十一年一月二十二日	昭和三十一年六月八日	昭和二十七年一月二十五日	昭和六十一年八月二十七日	昭和六〇年二月四日	昭和五十七年十二月二〇日	昭和四十三年六月十五日	昭和五十二年二月十五日	昭和五十一年七月十三日	判決又は決定年月日	
(十四)一五八頁	東高時報十一卷八号二〇九頁、総合判研刑訴十四頁	判夕六六九号三七頁	裁判所ウェブサイト、LEX/DB 2335324	判時一〇七号十三頁	高刑集三十四卷一号一頁	高刑集三十四卷一、二、三頁	刑集三〇卷九号一六七三頁	刑集三〇卷九号一八四一頁	刑集三〇卷九号一七九三頁	未公判裁判例集(一)二二八頁	未公判裁判例集(一)二二七頁	未公判裁判例集(一)二二七頁	判時二二二号三頁	判時二四一、二四二、二四三、二四四頁	判時一〇六五号三十四頁	判夕二二四号二〇八号	四十九頁	高刑集三〇卷一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	高刑集二十九卷三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百	登載誌
抗告棄却	再審開始	請求棄却	特別抗告棄却	無罪	抗告棄却	再審開始	取消、差戻	抗告棄却	請求棄却	上告棄却	控訴棄却	死刑	無罪	抗告棄却	再審開始	請求棄却	控訴棄却	再審開始	備考	

22		21	20					19					18			17	16			
徳島事件		竜門事件	米谷事件					白鳥事件					菊池事件			観音堂(小平)事件	事件名(通称)			
①	②	再審	① 一 一	① 一 一	②	①	① 一 三	① 一 二	① 一	③	②	①	③	②	①	再審	審級			
徳島地判		大阪高判	青森地判	仙台高決	青森地決	仙台高判	青森地判	最(一)決	札幌高決	札幌高決	最判	札幌高判	札幌地判	最判	福岡高判	熊本地判	長野地諏訪支判	裁判所		
昭和三十一年四月十八日		昭和二十九年十二月四日	昭和五十三年七月三十一日	昭和五十一年一〇月三〇日	昭和四十八年三月三〇日	昭和二十八年八月二十二日	昭和二十七年十二月二十五日	昭和五〇年五月二〇日	昭和四十六年七月十六日	昭和四十四年六月十三日	昭和三十八年一〇月十七日	昭和三十五年六月九日	昭和三十三年五月七日	昭和三十三年八月二十三日	昭和二十九年十二月十三日	昭和二十八年八月二十九日	昭和三十八年四月二日	判決又は決定年月日		
和島・原田編『富士茂子事件・再審入門』五十三頁		高刑集七卷十一号一六七六頁	判時九〇五号十五頁	高刑集二十九卷四号五五七頁、判時八三八号三頁	刑月五卷三号三七七頁、判夕三〇一号九十六頁	判時五二五号三十九頁、判夕三〇一号二二九頁	判夕三〇一号二八頁	二十四頁	刑集二十九卷五号一七七頁、判時七七六号八六九頁	刑集二十九卷五号三二二頁、刑月三卷七号	頁	刑集二十七卷一〇号二二五八頁、判時二三一四号二頁	刑集十七卷一〇号一七九五頁、判時三四九号二頁	頁	刑集十七卷一〇号二〇五二頁、判時一一四号一頁	刑集十二卷八号二〇三頁	刑集十二卷八号二二二頁	刑集十二卷八号二二七頁	判時三三三十三頁	登載誌
懲役十三年		懲役八年	無罪	取消、再審開始	請求棄却	控訴棄却	懲役一〇年	特別抗告棄却	異議申立棄却	請求棄却	上告棄却	懲役二〇年	無期懲役	上告棄却	控訴棄却	死刑	無罪	備考		



28 徳本事件		27 松山事件										26 丸正事件			S 事件名(通称)										
監禁強要③	監禁強要①	① 一三	① 一	再審	② 一四	② 一三	② 一二	② 一一	① 一三	① 一二	① 一一	③	②	①		名譽毀損③	名譽毀損②	名譽毀損①	③	②	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考
最(一)決	神戸地判	最(一)決	神戸地決	仙台地判	仙台高決	仙台地決	仙台高決	仙台地古川支決	最決	仙台高決	仙台地古川支決	最判	仙台高判	仙台地古川支判	最(一)決	東京高判	東京地判	最決	東京高判	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考	
昭和四十七年一〇月二十三日	昭和四十一年一月二十一日	昭和四十七年一〇月二十三日	昭和四十二年四月十四日	昭和五十九年七月十一日	昭和五十八年一月三十一日	昭和五十四年十二月六日	昭和四十八年九月十八日	昭和四十六年一〇月二十六日	昭和四十四年五月二十七日	昭和四十一年五月十三日	昭和三十九年四月三〇日	昭和三十五年十一月一日	昭和三十四年五月二十六日	昭和三十二年一〇月二十九日	昭和五十一年三月二十三日	昭和四十六年二月二〇日	昭和四〇年五月二十二日	昭和三十五年七月十九日	昭和三十三年十二月九日	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考	
判時六八四号三十六頁	和島岩吉「完全なる冤罪 徳本事件」一七九頁以下	判時六八四号三〇頁、判時二八五号一三二頁	下刑集九卷四号五二五頁、判時四八九号三頁	判時一〇六七号三頁	判時一〇六七号三頁	刑月十二卷十二号一六三三頁	刑月五卷九号一三二二頁、判時七二二号一〇四頁	判夕三〇一号一三三三頁	未公判裁判例集(一)二二二頁	未公判裁判例集(一)一九三頁	未公判裁判例集(一)一七一頁	未公判裁判例集(一)一七〇頁	未公判裁判例集(一)一五七頁	未公判裁判例集(一)一五三頁	刑集三〇卷二号二九九頁	高刑集二十四卷一〇九七頁	八六九頁	刑集三〇卷二号三三八頁、下刑集七卷五号	判時二九〇号六十九頁	判時二九〇号六十一頁	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考
上告棄却	判決 請求人に有罪	特別抗告棄却	請求棄却	無罪	抗告棄却	再審開始	取消、差戻	請求棄却	特別抗告棄却	抗告棄却	請求棄却	上告棄却	控訴棄却	死刑	上告棄却	控訴棄却	判決	上告棄却	控訴棄却	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考	

刑事再審の史的素描

事件名(通称)	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考
29 名張事件	①	津地判	昭和三十九年十二月二十三日	下刑集六卷一〇二一、一〇二二、一〇二六頁、判時四〇一 号六頁	無罪
	②	名古屋高判	昭和四十四年九月一日	判時五七六号二十二頁	破棄自判、死刑
	③	最判	昭和四十七年六月十五日	判時六六九号一〇二頁	上告棄却
	①	名古屋高決	昭和四十九年一月九日	公判判例集未登載、LEX/DB 25500291	請求棄却
	②	名古屋高決	昭和五〇年十一月二十一日	公判判例集未登載、LEX/DB 25500292	請求棄却
	③	名古屋高決	昭和五十一年四月五日	公判判例集未登載、LEX/DB 25500293	請求棄却
	④	名古屋高決	昭和五十二年三月二十五日	公判判例集未登載、LEX/DB 25500294	請求棄却
	⑤	名古屋高決	昭和六十三年十二月十四日	刑集五十一卷一号二〇七頁	請求棄却
	⑤	名古屋高決	平成五年三月三十一日	刑集五十一卷一号二七六頁	異議申立棄却
	⑤	最決	平成九年一月二十八日	刑集五十一卷一号一頁、判時一五九二号四〇頁	特別抗告棄却
	⑥	名古屋高決	平成一〇年一〇月八日	公判判例集未登載、LEX/DB 25500295	請求棄却
	⑥	名古屋高決	平成十一年九月一日	公判判例集未登載、LEX/DB 25500296	異議申立棄却
	⑥	最決	平成十四年四月八日	判時一七八一号一六〇頁、判タ一〇八七号 一〇六頁	特別抗告棄却
	⑦	名古屋高決	平成十七年四月五日	公判判例集未登載、LEX/DB 28115324	再審開始
	⑦	名古屋高決	平成十八年十二月二十六日	判タ一二三五号九十四頁	取消、請求棄却
	⑦	最(二)決	平成二十二年四月五日	判時二〇九号一五二頁	取消、差戻
	⑦	名古屋高決	平成二十四年五月二十五日	公判判例集未登載、LEX/DB 28481164	取消、請求棄却
	⑦	最(一)決	平成二十五年一〇月十六日	裁時一五八九号一頁、裁判所ウェブサイトに 掲載	特別抗告棄却
	⑧	名古屋高決	平成二十六年五月二十八日	公判判例集未登載、LEX/DB 25503892	請求棄却
	⑧	名古屋高決	平成二十七年一月九日	公判判例集未登載、LEX/DB 25505376	異議申立棄却







事件名(通称)	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考
36 日産サニー 事件	①	福島地いわき支決	平成四年三月二十三日	判時一四二三号四〇頁	再審開始
	①	仙台高決	平成七年五月一〇日	判時一五四一号五十二頁	取消、請求棄却 懲役一〇年 (Sは控訴せず)
37 貝塚事件	①	大阪地堺支判	昭和五十七年十二月二十三日	日弁連人権委編『事例研究誤判Ⅳ』二二六頁以下	
	②	大阪高判	昭和六十一年一月三〇日	判時二一八九号一三四頁	破棄自判、無罪
	①	大阪地堺支決	昭和六十三年七月十九日	判時二二一五号一四六頁	再審開始(S)
	再審	大阪地堺支判	平成元年三月二日	判時一三四〇号一四六頁	無罪(S)
	①	鹿兒島地決	平成十四年三月二十六日	判タ二二〇七号二五九頁	再審開始
	①	福岡高宮崎支決	平成十六年十二月九日	判タ二二一〇号八十六頁	取消、請求棄却
	①	最決	平成十八年一月三〇日	判タ二二一〇号八十四頁	特別抗告棄却
	②	鹿兒島地決	平成二十五年三月六日	裁判所ウェブサイト、LEX/DB 25445527	請求棄却
	②	福岡高宮崎支決	平成二十六年七月十五日	公判判例集未登載、LEX/DB 25504376	抗告棄却
	②	最決	平成二十七年二月二日	公判判例集未登載、LEX/DB 25505606	特別抗告棄却
38 大崎事件	③	鹿兒島地決	平成二十九年六月二十八日	公判判例集未登載、LEX/DB 25545985	再審開始
	③	福岡高決	平成十二年二月二十九日	高刑集五十三卷一号三十四頁、判タ一〇六一号二七二頁	抗告棄却 (再審開始)
	①	熊本地決	平成二十八年六月三〇日	公判判例集未登載、LEX/DB 25543182	再審開始
40 松橋事件	①	福井地判	平成二年九月二十六日	判時二三八〇号二十五頁	無罪
	②	名古屋高金沢支判	平成七年二月九日	判時一五四二号二十六頁	懲役七年
41 福井事件	①	名古屋高金沢支決	平成二十三年十一月三〇日	公判判例集未登載、冤罪(誤判)防止nm(http://www.enzaihoushi.com/)参照	再審開始
	①	名古屋高決	平成二十五年三月六日	公判判例集未登載、冤罪(誤判)防止コム参照	取消、請求棄却

刑事再審の史的素描

41 福井事件		42 足利事件		43 飯塚事件		44 東住吉事件	
事件名(通称)	審級	裁判所	判決又は決定年月日	掲載誌	備考		
①	①	最決	平成二十六年十二月一〇日	裁判所ウェブサイト、LEX/DB 25447004	特別抗告棄却		
②	②	宇都宮地判	平成五年七月七日	刑集五十四卷六号六七〇頁	無期懲役		
③	③	東京高判	平成八年五月九日	高刑集四十九卷二号一八一頁	控訴棄却		
④	④	最決	平成十二年七月十七日	刑集五十四卷六号五五〇頁	上告棄却		
⑤	⑤	宇都宮地決	平成二〇年二月十三日	公判判例集未登載、LEX/DB 25451092	請求棄却		
⑥	⑥	東京高決	平成二十一年六月二十三日	判タ一二〇三号九〇頁	取消、再審開始		
⑦	⑦	宇都宮地判	平成二十二年三月二十六日	判タ一二〇八四号一五七頁	無罪		
⑧	⑧	福岡地判	平成十一年九月二十九日	判時一六九七号一二四頁	死刑		
⑨	⑨	福岡高判	平成十三年一〇月一〇日	高検速報(日十二年)二一九頁	控訴棄却		
⑩	⑩	最判	平成十八年九月八日	裁判所ウェブサイト、LEX/DB 25442998	上告棄却		
⑪	⑪*	福岡地決	平成二十六年三月三十一日	公判判例集未登載、LEX/DB 25503208	請求棄却		
⑫	⑫	大阪地判	平成十一年三月三〇日	刑集六〇卷九号五七五頁	無期懲役		
⑬	⑬	大阪高判	平成十六年十二月二〇日	刑集六〇卷九号六一五頁	控訴棄却		
⑭	⑭	最判	平成十八年十一月七日	刑集六〇卷九号五六一頁	上告棄却		
⑮	⑮	大阪地決	平成二十四年三月七日	判時二二三二四号四十三頁	再審開始		
⑯	⑯	大阪高決	平成二十七年一〇月二十三日	公判判例集未登載、LEX/DB 25543255	抗告棄却		
⑰	⑰	大阪高決	平成二十七年一〇月二十三日	公判判例集未登載、LEX/DB 25543252	刑の停止決定		
⑱	⑱	大阪高決	平成二十七年一〇月二十六日	公判判例集未登載、LEX/DB 25543253	異議申立棄却		
⑲	⑲	大阪地判	平成二十八年八月一〇日	判時二二三二四号十一頁	無罪		
⑳	⑳	大阪地判	平成二十八年八月一〇日	判時二二三二四号二十八頁	無罪		

事件名(通称)	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考
53 ゴビンダ事件	①	東京地判	平成十二年四月十四日	判タ一〇二九号一二〇頁	無罪
	②	東京高判	平成十二年十二月二十二日	判時一七三七号三頁、高検速報(日十二)一三〇頁	無期懲役
	③	最決	平成十五年一〇月二〇日	裁判所ウェブサイト、LEX/DB 25429042	上告棄却
	①-1	東京高決	平成二十四年六月七日	高刑集六十五卷二号四頁	再審開始
	①-2	東京高決	平成二十四年七月三十一日	LEX/DB 25482148	異議申立棄却
	刑の執行停止	東京高決	平成二十四年七月三十一日	LEX/DB 25482303	異議申立棄却
	再審	東京高判	平成二十四年十一月七日	高裁時報六十三卷一〇十二号二二三頁、判タ一四〇〇号三七二頁	控訴棄却 (無罪)
	①-1	札幌地決	平成二十八年三月三日	判時二二一九号一三六頁	再審開始
	①-2	札幌高決	平成二十八年一〇月二十六日	判タ一四三六号一三三頁、LEX/DB 25544256	抗告棄却
	再審	札幌地判	平成二十九年三月七日	裁判所ウェブサイト、LEX/DB 25483585	無罪
46 ロシア人 おとり事件	①	仙台地判	平成十六年三月三〇日	仙台北陵クリニック・筋弛緩剤冤罪事件全国連絡会HP( <a href="http://moridaisuke.seesaa.net/">http://moridaisuke.seesaa.net/</a> )	無期懲役
	②	仙台高判	平成十八年三月二十二日	前記・HP	控訴棄却
	③	最決	平成二〇年二月二十五日	前記・HP	上告棄却
	①-1	仙台地決	平成二十六年三月二十五日	前記・HP	請求棄却
	①	札幌地判	平成十五年三月二十六日	公判判例集未登載、LEX/DB 25481353	懲役十六年
	②	札幌高判	平成十七年九月二十九日	判タ一二三九号三三三頁、高検速報(日十七)三五二頁	控訴棄却
	③	最決	平成十八年九月二十五日	公判判例集未登載、LEX/DB 25481406	上告棄却
48 恵庭殺人事件	①-1	札幌地決	平成二十六年四月二十一日	裁判所ウェブサイト、LEX/DB 25503933	請求棄却
	①-2	札幌高決	平成二十七年七月十七日	公判判例集未登載、LEX/DB 25541115	抗告棄却
	②	札幌地判	平成十五年三月二十六日	公判判例集未登載、LEX/DB 25481353	懲役十六年
	③	最決	平成十七年九月二十九日	判タ一二三九号三三三頁、高検速報(日十七)三五二頁	控訴棄却
	①	札幌地判	平成十五年三月二十六日	公判判例集未登載、LEX/DB 25481353	懲役十六年

【追記】脱稿後、再審開始を認めた原決定を支持し検察官の即時抗告を棄却した松橋事件即時抗告棄却決定（福岡高決平成二十九年十一月二十九日）と、第一〇次再審請求を棄却した名張事件再審請求棄却決定（名古屋高決平成二十九年十二月八日）に接した。

事件名(通称)	審級	裁判所	判決又は決定年月日	登載誌	備考
48 恵庭殺人事件	①-③	最決	平成二十八年六月十三日	公判判例集未登載、LEX/DB 25543233	特別抗告棄却
49 姫路郵便局強盗事件	①	神戸地姫路支判	平成十六年一月九日	公判判例集未登載、LEX/DB 25543301	懲役六年
	①-②	神戸地姫路支判	平成二十六年三月二十八日	判時三三三〇号一〇九頁	請求棄却
50 富山水見事件	①-②	大阪高決	平成二十八年三月十五日	判時三三三〇号一〇二頁	取消、差戻
	①	富山地高岡支判	平成十四年十一月二十七日	公判判例集未登載	懲役三年
	①	富山地高岡支判	平成十九年四月十二日	公判判例集未登載、LEX/DB 25420875	再審開始
51 高知白バイ事件	再審	富山地高岡支判	平成十九年一月一日	公判判例集未登載	無罪
	①	高知地判	平成十九年六月二十七日	公判判例集未登載、片岡さんを支援する会HP	禁錮一年四月
	②	高知高判	平成十九年一月三〇日	公判判例集未登載、片岡さんを支援する会HP	控訴棄却
	③	最決	平成二〇年八月二〇日	公判判例集未登載、片岡さんを支援する会HP	上告棄却
	①	高知地決	平成二十六年十二月十六日	公判判例集未登載、LEX/DB 25505777	請求棄却

